

平成31年 3 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成31年 3 月 6 日 (水)

平成31年 3 月 7 日 (木)

平成31年 3 月 8 日 (金)

平成31年 3 月 11 日 (月)

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成31年 3 月 6 日 (水)	7 頁
平成31年 3 月 7 日 (木)	93 頁
平成31年 3 月 8 日 (金)	175 頁
平成31年 3 月 11 日 (月)	197 頁

平成31年 3 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 6 日 (水)	<p>開会</p> <p>審査日程決定</p> <p>議案審査（総務部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第 2 号、議案甲第 3 号、議案甲第 4 号、 議案乙第 1 号、議案乙第 8 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 1 号、議案乙第 8 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（企画政策部総合政策課）</p> <p style="padding-left: 2em;">市民満足度調査経過報告について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
第 2 日	3 月 7 日 (木)	<p>議案審査（教育委員会事務局）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 1 号、議案乙第 8 号、 議案甲第 20 号、議案甲第 22 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 3 日	3 月 8 日 (金)	<p>現地視察</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖小学校</p> <p>自由討議</p>

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	3 月 11 日 (月)	<p>議案審査</p> <p>議案甲第 2 号、議案甲第 3 号、議案甲第 4 号、 議案甲第 20 号、議案甲第 22 号、 議案乙第 1 号、議案乙第 8 号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告 (総務部総務課)</p> <p>組織機構の見直しについて</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成31年3月4日付託]

- | | | |
|---------|---|------|
| 議案甲第2号 | 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第3号 | 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第4号 | 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第20号 | 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第22号 | 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案乙第1号 | 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) | [可決] |
| 議案乙第8号 | 平成31年度鳥栖市一般会計予算 | [可決] |

[平成31年3月11日 委員会議決]

2 報告

組織機構の見直しについて(総務部総務課)

市民満足度調査経過報告について(企画政策部総合政策課)

平成31年 3 月 6 日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本	和彦
総務課秘書係	長	森岡	敬晶
総務課庶務防災係	長	古賀	庸介
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下	剛
総務課長補佐兼職員係	長	山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係	長	秋山	政樹
総務部次長兼契約管財課	長	三橋	和之
契約管財課主幹		中嶋	浩一
契約管財課管財係	長	中溝	雄二
契約管財課長補佐兼契約検査係	長	森山	信二
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原	有高
庁舎建設課	長	古澤	哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係	長	田中	秀信
会計管理者兼出納室	長	吉田	秀利
出納室審査出納係	長	長野	稚佐
議会事務局	長	緒方	心一
議会事務局次長兼庶務係	長	橋本	千春

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	廣 重 浩 三
監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
監 査 委 員 事 務 局 次 長	飛 松 研 二
企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長	田 中 大 介
企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐	下 川 広 輝
まちづくり推進課都市計画係長	古 澤 貴 裕
まちづくり推進課鳥栖駅周辺整備推進室整備推進係長	杉 本 修 吉
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛
情報政策課長補佐兼情報政策係長	楠 和 久
情報政策課広報統計係長	山 内 一 哲
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
学 校 教 育 課 長	平 川 富 久
生 涯 学 習 課 参 事	竹 下 徹

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

議案甲第3号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第4号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（企画政策部総合政策課）

市民満足度調査経過報告について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

開会

午前 9 時 59 分

開議

中村直人委員長

ただいまから、平成31年3月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。

審査に当たる前に、議案等の説明については、補正などでは、決算見込みやらの額については簡潔にさせていただいて、主要な施策だけ説明をしていただくと。それから、当初についても、毎年計上している経常額等については簡潔にさせていただいて、あと主要な施策について説明していただくと、こういうことでお願いしておきたいと思います。

委員の皆様にも御協力のほどお願いをし、質疑の時間のほうを設けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。



審査日程の決定

中村直人委員長

それでは、早速ですけれども、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしておりますので、それをごらんください。

付託議案につきましては、乙議案2件、甲議案5件の計7件であります。

審査日程につきましては、本日6日は総務部、企画政策部関係議案の審査、あす7日は教育委員会事務局関係議案の審査を行いたいと思います。また、企画政策部の議案審査終了後に、議案外の報告を受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8日の日は午前中に卒業式があるために午後から、午後は1時30分、現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願ひをしたいと思います。

あと、8日の日の現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決

しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

西依義規副委員長

おはようございます。

先ほど、説明あったとおり8日の午後から現地視察、あれば行う予定でございます。場所については、委員の方、何かあれば、後ほどがいいですかね。後ほど、私までお申しつけください。

お願いします。

中村直人委員長

それでは、現地視察をお願いしたい点、ありましたら副委員長のほうに申し出ていただきたいと思います。

それでは、総務部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩



午前10時5分開議

中村直人委員長

再開いたします。



総務部

議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第3号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第4号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案甲第2号から議案甲第4号、議案乙第1号及び議案乙第8号の5議案であります。

総務部関係議案の審査につきましては、まず給与関係議案の3議案から先に質疑を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、3議案は一括して説明及び質疑を行いますので、よろしく御了承のほどをお願ひいたします。

それでは、議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案甲第3号 鳥栖市特別職職員 of 諸給与条例の一部を改正する条例及び議案甲第4号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題といたします。

ファイルにつきましては、1つフォルダを戻りまして、3月定例会の中の03条例案等参考資料の5ページになります。

よろしいですか。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、甲議案の説明をさせていただきます。

今、御紹介ありました条例案等参考資料を使いまして御説明をさせていただきます。

まず、5ページをお願ひいたします。

議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案は、人事院勧告等に準じ、市議会議員の今年度の12月期の期末手当の支給月数を現行の1.725月から1.775月に0.05月引き上げるものでございます。また、次年度につきましては、6月と12月期にそれぞれ0.025月分ずつ均等に分配をするものでございます。

施行日につきましては、今年度分は平成30年12月1日、次年度以降の分については、平成31年4月1日でございます。

次に、7ページをお願ひいたします。

議案甲第3号 鳥栖市特別職職員 of 諸給与条例の一部を改正する条例でございます。

この議案は、人事院勧告等に準じ、市長、副市長及び教育長の今年度12月期の期末手当の支給月数を現行の1.725月から1.775月に0.05月引き上げるものでございます。また、次年度以降の期末手当につきましては、6月期と12月期に0.025月分ずつ均等に分配するものでございます。

施行日につきましては、今年度分につきましては平成30年12月1日、次年度以降の分につ

いては平成31年4月1日としております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案甲第4号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案は、人事院勧告等に準じ、職員の給与を改定するものでございまして、内容といたしましては、今年度12月期の勤勉手当の支給月数を現行の0.9月分から0.95月に0.05月引き上げ、また給料月額を平均で0.15%引き上げるものです。また、次年度以降の勤勉手当につきまして、6月と12月期にそれぞれ0.25月ずつ均等に配分をするものでございます。

施行日につきましては、給料表の改定につきましては平成30年4月1日、今年度の勤勉手当につきましては平成30年12月1日、次年度以降分につきましては平成31年4月1日でございます。

以上、甲議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより3議案一括して質疑を行います。

尼寺省悟委員

総額をそれぞれ。引き上げ額の総額を議員、特別職、職員か、総額を教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それぞれ影響額ということで、どれだけの額を増額するかということでございます。

議員の皆様の期末手当の部分で増額するのは、総額で53万円になります。年間で53万円増額となります。

市長、副市長、教育長、特別職の分につきましては、全部で13万円の増額となります。

職員の勤勉手当につきましては、総額で837万4,000円の増額となります。給料月額につきましては、月額全体で19万9,600円の増額となります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私、今まで、あんまり議員の給与が引き上がったということは経験がないんやけど、人事院勧告に準じてと言われたけれども、ちょっと人事院勧告がどういう勧告っちゃうか、簡単にいいけど、ちょっと言って。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

人事院勧告に基づいて、国家公務員の給与の、いわゆる増額と勤勉手当の増額が今回出されておまして、それに基づいて国会議員の皆さんの期末手当の増額も合わせて、審議をされて決まっていると。

それに準じて、今回、議員の皆様の勤勉手当も増額をさせていただいているというところ

ファイルについては、01（総務部）一般会計補正予算と02（総務部）委員会参考資料（補正）になります。

よろしいですか。

それでは、執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部関係について御説明させていただきます。

説明は、総務文教常任委員会資料及び総務文教常任委員会参考資料により行わせていただきます。

まず、総務文教常任委員会資料、2ページ目をお願いいたします。

平成30年度3月補正予算概要として、歳入について御説明させていただきます。

まず、款6 地方消費税交付金及びその下の、款8 自動車取得税交付金につきましては、本年度決算見込みにより地方消費税交付金が1億円、自動車取得税交付金が1,000万円の増額をいたしております。

次に、款の9 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定による25万3,000円の減額をいたしております。

次に、款の11 地方交付税につきましては、地方交付税の国の調整率による減額分につきまして、国の補正予算により補填されることとなったため1,084万円の増額をいたしております。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

3ページをお願いいたします。

款の14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料につきましては、電柱敷地料等の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 消防費国庫補助金、節1 消防費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の額の確定による減額補正でございます。

その下、款16 県支出金、項3 委託金、目1 総務費県委託金、節1 総務管理費委託金は、原子力広報紙配布委託金でございます。

次に、節5 選挙費委託金は、佐賀県知事選挙委託金の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、一番下の段になりますが、款の17財産収入、項の1財産運用収入、目の2利子及び配当金につきましては、各種基金利子等の決算見込みにより、総額マイナス48万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、4ページ目をお願いいたします。

款の19繰入金、項の1基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2,574万9,000円の繰り戻しを行っております。

目の2減債基金繰入金につきましては、下水道事業交付金の額の確定に伴い1万2,000円の増額を行っております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下、款の21諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入は、消防団員の退職報償金等でございます。共済基金から受け入れ額の見込みにより減額補正をいたしております。

次に、節4雑入のうち、総務課関係分の主なものといたしまして、上から2項目め、全国市町村職員研修助成金は、佐賀縣市町村振興協会から研修の助成金の額の確定に伴いいただいたもの。

その下、生活習慣病予防検診助成金は、佐賀縣市町村職員共済組合から検診助成金の額の確定に伴うもの。

3項目下になります。災害派遣職員経費負担金は、気仙沼市へ派遣した職員の給料等の経費について、気仙沼市から負担金を受け入れるもの。

その下、退職手当企業会計負担金は、今年度退職者のうち企業に在籍した者の在職期間中の退職手当の負担金を受け入れたものなどございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、雑入の財政課分について申し上げます。

資料、4ページの下から3番目をお願いいたします。

新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）と市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付金の確定に伴います補正を行っているものでございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

説明欄の一番下になります建物総合損害共済災害共済金247万4,000円につきましては、鳥栖西中学校の落雷による火災報知機、空調設備の破損に対する共済金でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告します。

参考資料、3ページ目から5ページ目と合わせてごらんください。

まず、目の1民生債、節の1社会福祉債130万円の減額、次に、節の2児童福祉債120万円の減額、次に、目の3農林水産業債、節の1農業債70万円の減額につきましては、各事業の起債対象事業費の確定に伴うものでございます。

次に、目の4土木債、節の1道路橋梁債260万円につきましては、国の補正予算を活用いたしました道路防災対策事業に係るものでございます。

次に、節の2住宅債230万円の減額、次に目の5消防債、節の1消防債80万円の減額につきましては、各事業の起債対象事業費の確定に伴うものでございます。

次に、目の6教育債につきましては、まず節の1小学校債1億6,190万円につきましては、国の補正予算を活用した小学校屋内運動場非構造部材改修事業、特別教室等空調設備設置事業及び基里小学校フェンス設置事業に伴うものでございます。

次に、節の2中学校債1億490万円につきましては、鳥栖西中学校大規模改造事業の額の確定に伴うもの及び国の補正予算を活用した中学校特別教室等空調設備設置事業に伴うものでございます。

次に、節の3社会教育債780万円の減額、次の、目の8災害復旧債、節の1農林水産施設災害復旧債4,730万円の減額及び節の2土木施設災害復旧債310万円の減額は、各事業の起債対象事業費の確定に伴うものでございます。

以上で、歳入説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料、6ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、給与改定等に伴います補正でございます。

節7賃金から節18備品購入費までにつきましては、それぞれ決算見込み等による減額補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、7ページをお願いします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節1報酬につきましては、嘱託員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、特別職2人及び総務部等職員69人分の給与改定と決算見込みに伴います人件費の補正でございます。

なお、節3職員手当等は、退職者の増に伴う補正が主なものでございます。

節7賃金から節25積立金まで、各節ともそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

8ページをお願いいたします。

次に、目2秘書費につきましても、各節ともそれぞれ決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

9ページをお願いいたします。

目の7財産管理費、節9旅費、節13委託料につきましては、いずれも決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、目の12財政調整基金費、節の25積立金でございます。

預金利子の決算見込み等による補正及び任意の積立分として差し引き3億998万7,000円を補正するものでございます。

次に、目の13公共施設整備基金積立金につきましては、預金利子の決算見込みにより36万円を減額するものでございます。

以上でございます。

古澤哲也庁舎建設課長

次の段になります目14新庁舎整備費、節9旅費から節14使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、10ページをお願いします。

次に、款2選挙費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、担当職員2人の給与改定と決算見込みによる補正、その下、目2選挙啓発費は、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

同じく、目3知事選挙費、その下、目5土地改良区総代選挙費につきましては、それぞれ額の確定による減額補正でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、12ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費について申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、事務局職員3名の給与改定による補正でございます。

次に、節9旅費から節14使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、13ページをお願いいたします。

次に、款9消防費でございます。

主なものといたしまして、目1総務管理費は、消防担当職員2人分の給与改定及び鳥栖・三養基消防事務組合負担金の減額補正でございます。

目2非常備消防費、目3消防施設費は、それぞれ各節ともに決算見込みによる減額補正でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

目4防災費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、15ページの款の12公債費でございます。

目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料といたしまして、地方債元金の償還金の確定に伴います190万2,000円の補正を行っております。

次に、目の2利子、節の23償還金、利子及び割引料の1,202万7,000円の減額につきましても、利子の額の確定、並びに一時借入金利子等の決算見込みによる補正を行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

同じく15ページになります。

款の13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節の28繰出金につきましては

は、土地開発基金の運用利息などの決算見込みに伴う増額補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

同じく、款の13諸支出金、項の2公営競技収益金貸付基金支出金につきましては、支出金の支払いが見込まれませんので減額するものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、総務部関係予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

15ページ、公債費の利子のほうで、一時借入金利子の決算見込みで減額をされているんですけど、今一時借入金ってそんなにしていますか。

もちろん、額は少ないですよ。予算に対して額は少ないんだけど、一時借入金するタイミングとかってありますか。

長野稚佐出納室審査出納係長

ただいまの松隈委員の御質問に御説明いたします。

年度当初、4月から6月までは、収入の税収等がまだ発生していない中で支出の状況もございまして、平成30年度におきましては、年度当初、4月から6月中旬まで18億円程度の借り入れをいたしまして、収入が入りましたら収入と合わせたところでの資金繰りをしているところでございます。

また、秋口、11月ごろからまた年度末まで収入と支出のバランスが、支出のほうが増えてまいりますので、その期間10億円程度、一時借り上げをして資金繰りをしているところです。

以上でございます。

松隈清之委員

大体、一般的にそうなんですけど。言うたら、ある程度基金積んでるっていうのは一借り減らす部分もあるじゃないですか。それでも追いつかないっちゃうことですかね。

昔は、もっとあったんですよ、基金が少ないときは、一借が。大分減っているんですけど、まだ一借りせないかんぐらい、資金ショートっちゃうわけじゃないけど、借り入れが必要なぐらいまだ基金が足りないと思っていいますか。

吉田秀利会計管理者兼出納室長

一時借り入れにつきましては、鳥栖市が保有している基金のほうからの借り入れというこ

とで、今のところ行っております。

松隈清之委員

基金から借りて利子をいただくっていうことは、行って帰ってで変わらないということですか。

姉川勝之財政課長

今、御説明ありましたように、この一借りの利子というのは、銀行さんからお借りする利子と基金内で一借りをする利子を全て合わせたところで、逆に言うと基金からの借入につきましては、結局出して入ってという形にはなりますので、ぐるっと回るような形にはなっています。

以上でございます。

松隈清之委員

それでもなお、銀行からもあるってことですか。金融機関からも。

吉田秀利会計管理者兼出納室長

基本的には、基金から借りるようにしておりますけれども、基金がもういっぱいいっぱい借りて、それ以上借りれないっていう場合に限って、金融機関のほうからの借り入れをしているということで、今年度については、もう基金のほうで賄えるということでございますので実施はしないんですけれども、もし基金からの借り入れができない場合、その場合に金融機関のほうから借り入れをするというふうな形になっております。

以上でございます。

松隈清之委員

大体、構造的に税収の入るタイミングと出るタイミングのずれはあるんで、単年度で考えたら、キャッシュフロー上出てくると思うんですけど、ある程度そこら辺を緩和するために基金があるじゃないですか。財調とかあるわけじゃないですか。

ことは、それでよかったっちゃうことなんですけど、もしそれが恒常的に足りないとなると以前から言ってるように、財調の基金の額の規模、そういうの積んどかないかんですよ。要は、銀行に利息を払うより内部で循環させているほうが無駄な金を使わないんで。そういう運用をお願いします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

竹下繁己委員

10ページの総務費、選挙費ですね。

これ、選挙啓発費って、具体的にどういったものに使われているのか教えてもらっていいですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

選挙啓発費の中身としましては、夏休みに、子供たちに選挙啓発のポスター等を描いていただきまして、その入賞者に対して、例えば図書券などを差し上げたり、また参加賞としてペンを差し上げたりとかっていうものに使っております。

物としては以上でございます。

竹下繁己委員

そしたらですよ、これは補正が出てる分だけ。選挙啓発費のざっくり、でっかい予算って、選挙を啓発する予算ですよ。

これ、総額が11万7,000円だったということですかね。それとも、もっといろんな、車を回したりとかするじゃないですか、そういうのの総額ってどのくらいかけているんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、おっしゃってるこの選挙啓発費は、私が先ほど申しましたポスターコンクールの賞品代だとか、あと18歳になった若者に冊子を配ったりとかそういう経費なんですけど、例えば、選挙での啓発にかかる費用については、それぞれの選挙費の中に含まれておりますので、その中でどれぐらいかというのはちょっと今、数字のほうでは申し上げられません。すいません。

中村直人委員長

いいですか。

それぞれの選挙の候補者数にもよりますので。

竹下繁己委員

ありがとうございました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

飛松妙子委員

御説明、ありがとうございます。

今の選挙に絡むんですが、11ページのところの選挙費っていうところでいろいろ計上されてますが、知事選に限らず全ての選挙だと思うんですが、投票所が施設関係、老人ホームだとか病院だとかが鳥栖市に何か所あって、その投票に鳥栖市から人が行くのか人件費がかかるのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

廣重浩三選挙管理委員会事務局次長

鳥栖市内には、指定施設、病院等というのが10施設ございます。

こちらのほうから人件費というのは、特にないんですけども、病院のところでは投票する方に対しての手数料等を534円、1人当たりですね——は、負担をするような形になっております。

飛松妙子委員

済みません、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、1人534円、鳥栖市の住民の方で施設で投票する場合、534円かかる分が鳥栖市に負担がかかる。

それは、投票するときには、人数というのはわからないってところですかね。

廣重浩三選挙管理委員会事務局次長

投票が終わってからしか人数はわかりませんので、それで病院のほうから手数料として請求がありまして、こちらのほうから負担するような形になっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

これから高齢化社会を迎えるに当たって、多分、そういう施設での投票の方もふやしていないと、逆にいけないんじゃないかなってところも思っているところです。

ありがとうございました。

それから続きでいいですかね。

4ページの災害派遣で、462万2,000円ということで収入が上がっていると思うんですが、期間と人数、あとその方が帰ってきたときにどういう部署に配属されるのかとかいうところまで、もしわかれば教えていただきたいんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

災害派遣職員の経費につきましては、今、本市が、震災を受けました東北の気仙沼市に対して1名を期間1年単位で派遣をしております。現在、その1名だけでございます。

その者は、職種として保健師が行っておりますので、その保健に係る部署に戻ってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました、ありがとうございます。

もう一つ、その下の宝くじの収益金交付金が上がってるんですが、これの使い道はどのようになっているかを、どこの部署に配分するとかいうのがわかれば教えていただきたいんですが。

姉川勝之財政課長

この宝くじの収益金につきましては、予算上どこの費目に充てるというふうな形ではなくて、公共の増進とか教育の増進とか、公共福祉の増進等々ということで、通常のうちで今行っている事業の一般財源の一つとして活用しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

この宝くじの収益金交付金の意義と申しますか、これに使ってくださってというのは、ない。なくて、もう市町村の財源として使ってくださってということになるのかどうかを教えてくださいましてよろしいでしょうか。

姉川勝之財政課長

この宝くじの収益金につきまして、具体的にこういったもの、こういう事業に使いなさいという固定でのお示しについていうものはございません。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。ありがとうございました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

竹下繁己委員

7ページの一般管理費の職員手当が、節3の職員手当等というのがぼこっと上がってるんですよね、8,000万円。

これって、中途っていうか、早期退職者がふえたということで判断していいんでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

竹下委員おっしゃるように、この増額の主な理由としましては退職手当が8,000万円ほど発生して、その退職手当というのは、いわゆる早期退職の申し出があって、9人申し出があったものについての退職手当を今回計上しているというところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

せっかくだから、ちょっと聞きますけど、選挙管理委員会へのいろんな——結構されてますけど。今度の市長選挙で、10票差ということで異議申し立てが出されたけれども、これはどんなふうな形でスケジュールで、どういった形でこれに対する処置はされていくわけ。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

異議申し立てが出された分については、先日、私どものほうでお受け取りをさせていただいております。

今、その書類のほうの審査というか、中身の点検等を行っております、今後、一応30日以内に決定して、相手様のほうにお返事をするということになっておりますので、それまでに、そのスケジュール感で、当然委員さんたちの日程等もありますので、整理が終わりまして委員さんたちのスケジュールを確認の上、30日以内に決定をし、報告をするということになるかと思えます。

尼寺省悟委員

それで、全体で約2万5,000票ぐらいね、それに対して棄権票、白紙票、無効票か、そういったことも含めて1票1票確認して、調べてどうのこうのっちゅう形でやっていくということになるわけ。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

いえ、今、異議申し立てがありましたので、それで、まず正当な理由によって再集計が必要なのかどうかという判断を、まず委員会のほうですということになります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、開票が必要だという決定が下されて、初めてチェックするという形になるということやね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そこで再集計というか、必要という判断になれば、当然、そこで作業を行うことになるかと思えます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにごいませんか。

飛松妙子委員

先ほど聞きそびれたんですが、534円の人数がわかったら教えていただければと思うんですが。

廣重浩三選挙管理委員会事務局次長

質問にお答えします。

市長選の件数としましては、今回76件発生しております。

すいません、金額のほうは753円の間違いでした。

すいません。

1件当たり753円ですね。

それ掛けるの76人なんで、合計が今回5万7,228円を経費として病院のほうに振り込みさせてもらっております。

以上です。

西依義規委員

じゃあ、知事選の今補正が出てるんですけど、その場合は、何ページのどこにその額が入るんですかね。

廣重浩三選挙管理委員会事務局次長

すいません、この負担金に関しては、市の選挙は市で負担します。

知事選は県の選挙になりますので、県のほうが全部負担するようになっておりますので、病院のほうも県のほうに請求するような形になってますので、こちらのほうには上がっておりません。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

姉川勝之財政課長

すいません、先ほど、飛松委員の御質問の中で、宝くじの収益金の充当についての御質問がございまして、一般財源として取り扱っているということでお答えしておりましたが、内容としては福祉の増進や教育の増進ということで具体的な指定というのはございませんが、現状うちのほうの予算といたしましては、図書館や文化振興、そういった教育関係の予算のところには予算上としては充当をしているということでしたので、訂正をお願いいたします。

申しわけありませんでした。

中村直人委員長

ほかには、ございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

次、当初予算に入りますが、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩



次に、3ページ目をお願いいたします。

款の4 配当割交付金につきましては、前年同額の2,000万円を計上いたしております。

次に、款の5 株式等譲渡所得割交付金につきましても、前年と同額の1,000万円を計上しております。

次に、款6 地方消費税交付金につきましては、平成30年度決算見込み等により、前年度より1億円増の14億円を計上いたしております。

次に、款の7 ゴルフ場利用税交付金でございます。

こちらにつきましても決算見込み等から、前年同額の1,400万円を計上いたしております。

次に、4ページ目をお願いいたします。

款の8 自動車取得税交付金につきましては、平成31年10月より廃止されることに伴いまして、前年度より1,500万円減の2,500万円を計上いたしております。

次に、款の9 環境性能割交付金につきましては、これまでの自動車取得税交付金が平成31年10月より廃止されまして、普通自動車分につきましては、この環境性能割交付金として、軽自動車分につきましては軽自動車税の環境性能割税となることから、1,000万円を計上いたしております。

次に、款の10 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、決算見込み等により1,550万円を計上いたしております。

次に、款の11 地方特例交付金、項の1 地方特例交付金7,000万円につきましては、これまでもございました住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うもの及び自動車税等の消費税率引き上げに伴います臨時的な環境性能割引き下げに伴います減少補填に伴うものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

款の11 地方特例交付金、項の2 子ども・子育て支援臨時交付金7,000万円につきましては、平成31年10月からの幼児教育保育の無償化に伴いまして、初年度につきましては、地方負担増額分の全額が地方特例交付金として国費で措置されるものでございます。

次に、款の12 地方交付税につきましては、今年度4億5,000万円の予算を計上いたしております。内訳といたしましては、普通交付税2億円、特別交付税2億5,000万円となっております。昨年度から1億円の減となっております。

続きまして、款の13 交通安全対策特別交付金につきましては、決算見込み等により、前年同額の2,000万円を計上いたしております。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

同じく5ページ、一番下の欄になります。

款の15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の電柱敷地料等336万円につきましては、九電の電柱やN T Tの鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、6ページをお願いします。

款16国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節1総務管理費委託金2万4,000円は自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金3,479万5,000円は、参議院議員通常選挙、県議会議員選挙の委託金でございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

その下になります款の18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の2利子及び配当金でございます。

節の1利子及び配当金といたしまして99万1,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、財政調整基金、減債基金、退職手当基金、公共施設整備基金、土地開発基金の利子によるものでございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

7ページをお願いいたします。

款の18財産収入、項2財産売払収入の目1不動産売払収入、目2物品売払収入、目3証券売払収入につきましては、それぞれ1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段でございます。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金4億円は、ふるさと寄附金でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の20繰入金、項の1基金繰入金、目の1減債基金繰入金、こちらにつきま

しては、下水道繰り出しの財源とするため1,175万8,000円を繰り出すものでございます。

次に、資料8ページ目をお願いいたします。

款の21繰越金でございます。

今回の予算編成に伴います繰越金として、頭出しを行っているところでございます。

次に、款の22諸収入、項の5収益事業収入、目の1競馬事業収入、こちらにつきましても競馬事業収入として頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

その下になります。

款の22諸収入、項6雑入、目3違約金及び延滞利息、節1違約金及び延滞利息につきましても1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段でございます。

目4雑入、節3消防雑入は、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受け入れ予定額を計上いたしております。

節4雑入のうち、全国市町村職員研修助成金は職員研修に係るもので、佐賀縣市町村振興協会から、その下、生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金は職員の検診に係るもので、佐賀縣市町村職員共済組合からの助成金を計上しております。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

説明欄、下から2番目になります。

光熱水費雑入194万3,000円につきましては、佐賀銀行市役所内派出所を初めとする市役所本庁舎の貸し付け使用に係る電気料などの実費負担分を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、一番下の段になりますが、競馬場雑入として100万円を計上いたしております。

次に、9ページ目をお願いいたします。

款の23市債でございます。

市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会で説明することとしておりますが、歳入にかかわる分ですので一括して報告させていただきます。

まず、目の1総務債でございます。

節の1 総務管理債につきましては、新庁舎整備事業に係る分でございます。

次に、目の2 土木債でございます。

節の1 道路橋梁債につきましては、道路改良事業として8,020万円を計上いたしております。

次に、目の3 消防債でございます。

780万円は、防災基盤整備事業といたしまして、消防団搬送車購入等に係るものでございます。

次に、目の4 教育債でございます。

節の1 中学校債 2億2,230万円につきましては、鳥栖西中学校普通教室棟の大規模改造事業に係るものでございます。

節2 保健体育債1,000万円につきましては、市民体育館の非常用発電設備改修事業に係るものでございます。

次に、目の5 臨時財政対策債につきましては、地方交付税制度の振りかえ措置として計上するものでございまして、2億円を計上いたしております。

歳入については、以上でございます。

緒方心一 議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料、10ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費までにつきましては、議員22名分及び事務局職員7名分の人件費を計上いたしております。

節9 旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議長会関係の議員旅費、並びに本会議等の出席費用弁償を計上いたしております。

節12 役務費につきましては、タブレット端末に係る通信料が主なものでございます。

節13 委託料につきましては、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節14 使用料及び賃借料につきましては、議事録作成システム等の借上料が主なものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

節19 負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等の負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

実本和彦 総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費でございます。

目 1 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会など各種審議会委員報酬及び嘱託員 75 人分の報酬でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、特別職 2 人及び部長以下総務部関係職員 69 人分の人件費でございます。

節 7 賃金は、育児休業の代替嘱託職員等の賃金でございます。

節 8 報償費は、顧問弁護士、産業医等への謝金、報酬及びふるさと寄附の謝礼品代でございます。

節 9 旅費は、職員の研修旅費などでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

節 12 役務費のうち、通信運搬費は郵便料金代、手数料はふるさと寄附システム及び職員等の健康診断の手数料などでございます。

節 13 委託料は、職員の研修委託料などでございます。

次に、13ページをお願いします。

節 19 負担金、補助及び交付金は、職員研修負担金、防犯協会補助金などが主なものでございます。

目 2 秘書費の主なものとして、節 9 旅費は市長、副市長及び職員随行の旅費でございます。

節 10 交際費は、市長交際費でございます。

14ページをお願いします。

節 19 負担金、補助及び交付金は、全国市長会など市長会関係負担金が主なものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の 5 財政管理費につきましては、節の 9 旅費から節の 19 負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等に係る経費を計上したものでございます。

なお、節の 13 委託料につきましては、これまで無償で使用しておりました総務省のシステムが有償化されたことにより、別のシステムで財務書類を作成することとしたものでございます。

以上でございます。

吉田秀利会計管理者兼出納室長

目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節11需用費のうち、印刷製本費につきましては、決算書及び監査意見書の作成等に係る経費でございます。

次に、節12役務費のうち、手数料につきましては、市民税などの口座引き落とし等に要する手数料及び指定金融機関の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

15ページをお願いいたします。

目の7財産管理費の主なものについて御説明いたします。

節7賃金につきましては、本庁舎、当直臨時職員4名分の賃金でございます。

節11需用費につきましては、共用車の燃料費や本庁舎の光熱水費、庁舎維持管理に要する修繕料や公用車の車検に要する経費などでございます。

節の12役務費につきましては、本庁舎電話料の通信運搬費や建物共済保険料及び公用車の自動車保険料などでございます。

節13委託料につきましては、庁舎管理委託料や公用車の定期点検委託料、土地開発公社への事務委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、本庁舎内LED照明借上料、電気自動車等の借上料などでございます。

節15工事請負費につきましては、市本庁舎の営繕工事費でございます。

節18備品購入費につきましては、新規購入を予定しております公用車4台分の購入経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、電気関係法令講習会などの出席負担金などでございます。

節27公課費につきましては、共用車の自動車重量税でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

目の8契約検査費につきましては、契約事務に要する経費として、節の9旅費から節の19負担金、補助及び交付金までをそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の12財政調整基金費、節の25積立金につきましては、今後の財源調整を図るため及び基金の利子相当額などを財政調整基金、減債基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、目の13公共施設整備基金費、節の25積立金につきましては、基金利子相当額の積み立てでございます。

以上でございます。

古澤哲也庁舎建設課長

次に、目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節12役務費の手数料につきましては、建築基準法に基づく建築確認申請のための手数料、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくエネルギー消費性能基準適合性判定のための手数料等でございます。

節13委託料につきましては、平成30年度に債務負担行為を設定いたしております基本・実施設計委託料の平成31年度分として9,100万円。

また、窓口レイアウト計画やサイン計画などを行いますオフィス環境整備支援委託料の平成31年度分として614万円を計上したものでございます。

なお、歳入で御説明をいたしました新庁舎整備費に伴います起債、公共施設等適正管理推進事業債の事業年度につきましては、平成32年度までとされていたところでございますが、平成31年度地方債計画において、事業年度は平成32年度までと変更はないものの、経過措置として平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることが示されたところでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、17ページをお願いします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費の主なものといたしまして、節1報酬は、選挙管理委員会委員4人分の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、事務局職員2人分の人件費でございます。

節14使用料及び賃借料の主なものはシステム等借上料で、これは選挙の投開票管理システムのリース代でございます。

目2選挙啓発費は、ポスターコンクール賞品代など啓発に係る経費を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

目3参議院議員選挙費は、平成31年7月28日任期満了に伴う参議院議員選挙に要する経費でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

同じく、目4県議会議員選挙費は、平成31年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙に要す

る経費でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、20ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、監査委員2名分及び事務局職員3名分の人件費でございます。

次に、節9 旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償でございまして、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の監査委員会等の定例総会や研修会へ出席するための経費でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、21ページをお願いします。

款9 消防費、項1 消防費でございます。

目1 総務管理費の主なものといたしまして、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は、消防担当職員2人分の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金、これは組合の構成団体のうち、鳥栖市が負担をする負担金でございます。

目2 非常備消防費の主なものにつきましては、節1 報酬は、消防団員332人分の報酬でございます。

節8 報償費は、消防団員の退職報償金が主なものでございます。

節11需用費は、消防団員の活動服の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、県消防協会、公務災害補償組合などへの負担金でございます。

次に、22ページをお願いします。

消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節18備品購入費は、第1分団特設本部の搬送車購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、消火栓の増設、修繕の経費に係る上下水道局への負担金でございます。

目4 防災費の主なものといたしまして、節12役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節13委託料は、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務委託料、コミュニティ無線システムの点検業務委託料でございます。

23ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金は、自主防災組織補助金などがございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の12公債費、項の1公債費、目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料につきましては、地方債の元金償還金の見込み額16億8,158万2,000円を計上いたしております。

次に、同じく目の2利子でございます。

地方債の利子1億2,490万5,000円、一時借入金分見込み額といたしまして100万円、合わせまして1億2,590万5,000円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

その下の段になります。

款の13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金の預託金利息と基金用地の貸付料相当額を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、項の2公営競技収益金貸付基金支出金、目の1公営競技収益金貸付基金支出金、節の24投資及び出資金につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金として頭出しを行ったものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

款の14予備費でございます。

予備費といたしまして、前年度同額5,000万円の予算を計上いたしましたものでございます。

以上で、議案乙第8号 平成31年度一般会計予算のうち、総務部関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

わかりやすいように、これの1ページに、歳入の款別を書いてあるやつ。これをちょっと

見ていただきたいんですけど。

今回の予算といったものは、御承知のように、ことしの10月から消費税が上がると、上げる予定になっとなって、それを前提として予算が組み立てられていると承知してる。

ちょっとその前に一言、消費税に対して言っときたいんやけれども、消費税というのは天下の悪法であって、そもそも今ね、上げる経済状況なんかと。低所得者に対してさらなる負担を上げてね、家計を直撃すると。そして、いつどこでどのようにして買うかによって税率が全然違うと、ね。

店の中で食ったら10%で、持っていったら8%とかね。何か、3、5、6、8%っちゅう、これくらい税率があると。そういうふうにも聞いてね、とんでもない税なんだということで、ちょっと一言言っとくんですが。

それで、聞きたいんですけどね、今度そのことによって、市の歳入ですか。10月からこれ上がるということで、ここに地方消費税交付金とか使用料、手数料とか書いてあるけれども、単純に言って、これ10月1日から上がるんやから半年分ということで、1年間に直すと2倍になるんだというふうに単純に考えていいんですか。

まず、それを最初に聞きたい。

姉川勝之財政課長

まず、地方消費税交付金につきましては、消費税として徴収された後、国のほうから県のほうに配分をされるわけなんですけど、その間、県の間での県間調整というのが行われておりまして、その調整等で大体約半年かかっております。

ですから、今回の地方消費税交付金の14億円につきましては、平成31年10月の地方消費税の増額による影響というのは見込んでいないというふうな形になっておりますので、実質的に地方消費税交付金として反映がされるのは平成32年度分からというふうな形で考えているところでございます。

尼寺省悟委員

それで、これ金額、前年度と比べて約1億円ふえているんですけど、1年分として考えた場合にね、地方消費税交付金というのは、税率が上がることによって1年分としてどれぐらいになるんですか。

姉川勝之財政課長

具体的に、まだ見込みっていうのが出ていないような状況ですね。本当に単純に、この14億円を1.08で割りかえして、1.1でかけ直したところではいきますと約2,500万円ぐらいが影響額という形になるかもしれませんが。実際どういった、配分される形の中での県間での調整及びそれぞれの自治体等の状況等も出てくると思いますので、正確な見込みということでは

ないので、あくまでも単純な理論的な計算上の数値としてはそれぐらいかというふうに考えられます。

以上です。

尼寺省悟委員

あとね、消費税増税に伴って増収になるものとして、単純に考えて款15の使用料及び手数料ということなんかと思うんですが、これ以外に何かあるのか、そして全体としてどれぐらい増収になるのか、市としてね。

要するに、今期及び1年分として見た場合に、どれぐらい消費税が8から10%に上がることによって、市としての増収がどれぐらいになるのかというのがわかれば教えてください。

中村直人委員長

計算できますか。

姉川勝之財政課長

まず、地方消費税交付金につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、今年度分については影響額としては見込んでいない、見込まれないのではないかというふうな形で考えております。

なお、使用料等につきましても、今回甲議案等で各施設等の消費税増税に伴います使用料改定の議案等も上げておりますが、その部分も含めましての年間の見込み額という推計をしております、具体的に全体として幾らという部分では、ちょっとその部分は把握ができていないところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

把握してないということなんですが、それは今把握してないんであって、あと時間をかければ幾らと、大体見込み額がどれぐらいになるかというのは出るでしょう。

すぐやなくてもいいんですが。

出ないの。

中村直人委員長

今、言われてすぐはできないでしょうから。（「後でもいいよ」と呼ぶ者あり）

じゃあ、一時保留します。

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

さっき、ちょっと答えてないけれども、地方消費税交付金と使用料及び手数料以外に消費税増税によって増収になるのはほかにないかって聞いたけど、それ答えがなかったけど。

姉川勝之財政課長

影響があるかどうかというところの単純な推測の部分でいきますと、例えば自動車取得税交付金というのが、逆に今度消費税増税により減収になるかもしれないというふうな部分もございますし、それぞれの各種交付金等について、必要経費等を算定される際にその税収として消費税分を見込んだところでの税収計算とか交付金計算とかが、もしあっている部分があれば出てくる可能性はございますが、基本的に大きな形で出てくる分といたしましては、地方消費税交付金と使用料及び手数料のところになるのではないかと考えられます。

尼寺省悟委員

これ2014年の1月に総務省がね、消費税引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化についてということをご自治体に求めているわけね、これ2014年、知つとると思うけど。

どういうことかっちゃうと、引き上げ分の地方消費税収の使途は社会保障施策に充てること地方税法に明記されており、予算書及び決算書の説明資料で使途を明示するようにと、こういうふうに書いてあるわけですね。

今回も含めて、今回はならなかったということなんですが、だから来年度、あるいは今年度についてもね、税収がふえるわけですね。そのことについて、これはこちらに使うんだと、社会保障の施策に使うんだというふうなことをちゃんと書けと書いてるんですけども、その辺が、どうもこれ見てみてもね、何もこう書いてないと、わからんと。

本当にね、政府自民党は、消費税を社会保障政策の充実のためのどうのこうの言ってるけど、私はうそだと思ふんやけど、信じられんけどね。その辺のこと別に書いてないけど、その辺はどうなんですか。

姉川勝之財政課長

現状、本市といたしましては、決算等のときに文言等で書いている部分もございますが、今後そういった増税に伴います分も含めましてそういった使途の明確化について、今現在整理をいたしているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

整理をしているということだから、ちゃんと整理したときには、これがこうだといった形で説明をするということで、そういう理解でいいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

いいです。

西依義規委員

私も、3ページの説明資料の、地方消費税交付金が予算には反映されてないですとおっしゃいましたけど、例えば、5ページには子ども・子育て支援臨時交付金って既に幼児教育無

償化負担金が入ってきますよね。

私も同じように、今、調べたら多分唐津市さんは、5%から8%になるときに、きれいにホームページに上がってるんですよ。ここは、3%はこういうところに使いますって、鳥栖市を見たら確かに、おっしゃったようにはないんですよ。

せめて、今度2%上がりますけど、もちろん、地方にも大事な財源なんだよっていう、せめてそれぐらいは書かんと、もちろん国ばっかに行くと思っちゃる人も確かにいらっしゃるんで、こういった交付税をどういうふうに使われている、この14億円とまでは言いませんけど、その上がった分を無償化の何らか、ひょっとして待機児童がまたふえて、保育園建てないかんとか、わからんですよ。

そっちのほうに追われて、私の個人的見解でいくと余計地方には、増税どころか負担増になってしまうような気もせんではないんですよ。だからそういったところも、ちゃんと2,500万円、来年ふえた部分はこういうふうに使いますって、やっぱどっかに書かんと僕もおかしいかなと思いますんで、関連してお願いします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

7ページの、ふるさと「とす」応援寄附金で、主要事項説明のほうに詳しく掲載をさせていただいているんですが、平成27年度のときに鳥栖市の方が他の市町にふるさと納税をされた金額と実際鳥栖市に納税していただいた金額の差が2,000万円あったっていうところもありましたので、平成28年、29年——30年度は出てないと思うんですが——まずそこを教えてくださいたいと思います。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員の御質問にお答えします。

まず、飛松委員の言われた赤字額といえますか、平成27年、2,000万円の定義ですけれども、ふるさと寄附の寄附金、歳入から経費、歳出を引いて、それから鳥栖市からほかの市町村に市民の方が寄附された市民税の税額控除額を引いたものが2,000万円ということで、その平成28年度と29年度の数値ということでお答えをしたいと思います。

平成28年度については、まず寄附金が412万6,000円でございます。そして、それにかかる経費が395万円です。それから、市民税のふるさと寄附に係る税額控除額が3,643万8,000円となりまして、差し引き、マイナス3,626万2,000円、3,626万2,000円の赤字となっております。

それで、平成29年度でございます。平成29年度の歳入、ふるさと寄附金は1億3,281万5,000

円となっております。それにかかる経費につきましては、6,795万4,000円となっております。それから、税額控除額が5,158万円となっております。差し引き、1,328万1,000円となっております。1,328万1,000円の黒字となっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

今までのそれを累計すると、いまだにマイナスの状態が続いているってということになってるってことがわかりました。

あと、平成30年度ですね。今現在、3億1,920万6,000円御寄附をいただいて、予定額として4億円を掲げてらして、歳出が約2億8,300万円ですね、この資料には書かれています。

これ単純に歳入と歳出を計算しますと、約7割が歳出で出ていってしまうっていう計算なんですけど、平成29年度を見ると6,795万円ということでしたので、約5割。平成29年度が。

それが、平成30年度には、約7割、ちょっと経費関係が、歳出がかかっているなっていうところが、ここの部分でまず教えていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

主要事項説明書の4ページをお願いいたします。

歳入4億円に対して経費が2億8,358万1,000円となっております。経費が7割になっております。

ふえた理由としましては、謝礼品代が歳入4億円に対して2億円ということで、報償費ですね。謝礼品代は2億円ということで、50%で計上をいたしております。

これは、鳥栖市のほうの一番謝礼品として出ておりますのがコカ・コーラになりますが、これ水でございますので、郵送代のほうが上がっているということで、企業のほうから言われております。この分がまず上がっております。

それから、謝礼品管理等委託料につきましては、事務経費プラス歳入の4億円の10%程度の委託料となっておりますが、こちらは、以前は2%程度の委託料でございましたが、こちらの委託料を増額している理由としましては、観光コンベンション協会に委託をしておりますけれども、ホームページの充実とか謝礼品の開発とか、そういったところに力を入れていますか、そういうところで充実をさせているというところで2%から8%へ増額になっております。

以上が、増額の主な理由でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

ホームページとかの充実によって、それもあって、また歳入のほうもふえていると思いますので理由はわかりました。

ただ、やっぱり平成27年から29年度、ざっと計算しても約4,300万円が赤字っていうところで、普通だったらそれで事業を立てることができるんですが、その分がこの分で消えてるっていうところにもなってます。

もっと、やっぱり力を入れないとこのマイナスが解消しないっていうのと、あとプラスにならないと逆にその事業ごとに寄附をしてくださっている方々に対して、やっぱり何も目に見えてこないというか、各課の担当の方たちにお話を聞いても、ふるさと納税に対して、そんなのあるんですかみたいなね、話になってしまうので。

やっぱりここは、力をもっと入れていただくのと具体的に平成29年はプラス1,300万円だったということなので、平成30年度もプラスがあるのを私も期待はしているんですが、そのプラスになった分を具体的に事業、この事業にやっばこういうものが実現できたっていうのがすごく目に見えてこないとか各担当の人たちもわからないし、先ほどの消費税の話にもありましたけど、何に使うのかっていうところも、ただ単に各担当部署に割り振るだけではなく明確にさせていただきたいなっていうのがあります。

それで、具体的によその市町を言えば、やっぱり何か購入したとか何かをこうしたっていう、それを市長とか首長さんが、ふるさと納税でこういうものができましたっていう、やっぱりアピールをされるわけですね、PRを。そのことによって、またふるさと納税をしたい、した価値があったってことにもつながってきていると思いますので、そういう目に見えるものを、全部は無理でもやっばしていただきたいなと思ってます。

特に教育関係、例えば今、鳥栖市には医療的ケアが必要なお子様が2人いらっしゃって、その方々がどういう方かっていったら身体障害の方で車椅子ですとなったときに、鳥栖市の学校の環境を見るとエレベーターがついているところは、もう限られているわけですね。

でも、地元の学校に行かせたいっていう願い、また希望もあったり、あと学校として、じゃ受け入れることができるのかっていうと、なかなか受け入れるのにも難しいとかそういう中で、例えばエレベーターがつけられない学校であるのであれば、そこに障害者の車椅子の方でも2階、3階で学べる教室に行くまでの手段として、今、先生たちが抱えて行っているわけですね。

じゃあ、抱えずに安全に運ぶためには、今階段昇降機っていうのがあって、私も3年ぐらい前に唐津市、あと有田町のほうにも視察に行かせてもらいましたが、個人的に。

やっぱり先生が、すごくそのことによって楽になったっていうお話もありますし、そんなに難しい作業もせずに安全に運べますよってお話もお聞きしましたので、例えばそういうも

のを具体的に買って、ふるさと応援寄附金として、やっばこうやって実現できましたっていうものが目に見えるとそこの、この鳥栖市のやっているふるさと応援寄附金っていうのが、具体的にいいものになっていくと私は思ってるんですが。

そのあたりで、その事業費ごとにどう割り振っていらっしゃるのか、あとそういうことを各担当の方たちが御存じなのか。そういうところを、ちょっと見解を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ありがとうございます。

今、御質問いただきました、まず1つ目、歳入のほうでということ、確かにおっしゃるように報道等と言われております、その赤字の累積というか、その分については、この数字を見れば、まだ取り返せていないというものでございます。

ただ、私どももふるさと寄附については、この制度自体の問題とかっていうのもそもそもあって、ただ制度がある以上は、やはり鳥栖市から税収が逃げていく部分がございますので、その分をそのままにはいけないということで今取り組んでいるところでございます。

当然、今、係長のほうからも説明をしましたけれども、ウェブサイトなんかを使って皆さんに広く知っていただいて、鳥栖市のことを理解していただいて寄附額が少しでもいただければと、御理解いただいて寄附をいただければということでこれからも行っていきたいというふうに考えております。

それとあと、いただいた寄附金をどのように生かして、それをどのように伝えていくかということ、あります。確かに、今いただいている寄附額については、どの部分にどう使うっていう明確なものはありませんで、歳入の一部としていただいたものをその年度のお金として充当して、使っているという状況でございます。

職員も委員が御指摘のとおり、そういう収入が入っているかどうかっていうの認識がないという状況もお聞きしておりますので、当然職員に対しては、使う予算の中にはいただいた大切な税金プラス、このふるさと寄附っていうものもあるんだよということはお知らせをしていく必要があると思っております。

あと、寄附をいただいた方へのこういったことに使ったとかっていうお返しの仕方というか、報告の仕方については、課題と思っておりますので、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

せっかく事業を分けて、寄附をしていただいている方が選んで事業へ寄附して下さって
ますので、そのあたりはしっかりとまた考えていただきたいことをお願いしたいと思います。
続けてもよろしいですか。

それでは、5ページ目の使用料及び手数料のところには電柱敷地料っていうのがあるんです
が、例えば、今、W i - F i とかが設置場所とかふえたりしてるようなんですが、これあく
までも電柱の、N T Tさん、九電さんだと思うんですが、W i - F i 関係の部分で、こうい
うものがあるのかどうかを教えてくださいたいと思うんですが。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

まず、この使用料の電柱敷地料ですけれども、基本的に普通財産関係、要するに他課の所
管に属さない土地に対する九電さんの電柱とかN T Tさんの電柱、鉄塔とか、この部分でご
ざいまして、今、契約管財課が管轄しているその電柱でいきますと——これは予算上の話で
すけれども——九電さんの電柱が、鳥栖営業所、福岡支店、佐賀支店全部込みですけれども、
1,700本ほどございます。

それから、N T T関係の電柱が190本ほど、それからN T Tドコモさんなんかの携帯の電波
鉄塔といいますか、これが面積を割ってますけれども、電柱に換算しまして約51本、それか
らく一みんテレビさん、これが10本ございます。

それから、細かい話ですけれども、郵便ポストも敷地料をいただいております。これが1
件ございまして、契約管財課が管轄している部分については、W i - F i っていうのはござ
いません。

これは、ちょっと他の課の話で恐縮なんですけれども、鳥栖スタジアムにはソフトバンク
のW i - F i を設置してたかと思います。

これ、もう6年前、私がいたときの話で恐縮なんですけど、各施設、施設でどういうふうに
そういうことを許可——行政財産の目的外使用と言いますが——そういうふうになされてある
かというのは、申しわけございません、各課のほうでの確認ということになるかと思いま
すが、契約管財課が管理している部分については、W i - F i はございません。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それでは、W i - F i でもこういう使用料っていうのはいただけるっていうことで思って
よろしいのでしょうか。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

恐らく、W i - F i ということになりますと建物の中というふうになるかと思えます。

土地があって、W i - F i だけそこにぼんと建てるという話にはならないと思いますので、当然。

じゃあ、そのW i - F i がその施設に対しての必要度といいますか、そこら辺を各課のほうで協議をされて、通常で言えば、要するに行政財産であれば目的外使用、普通財産であれば使用許可という形で、うちの規定でいきますと電柱であれば1本当たり1,500円をいただくというふうに規定上なっております。電波塔みたいなやつについては、使用面積1.7平米ごとに1,500円いただくという規定がございます。それをどういうふうに各課が、使用許可を出すときに決裁されるかということで、ただという話にはならないと思うんですが。

それからあと、W i - F i 設備を設置するということになりますとこれは私たちもいただいておりますけれども、電気代をどうするのかとかいうことの総合的な判断になるかと思っておりますので。

ただ、契約管財課で管理してる部分についてはそういうものがちょっとございませんので、今のところ中途半端な回答ですけれども、各課の考え方に基づくというふうな形になろうかと思えます。

以上です。

飛松妙子委員

ということが、各課の判断でそれを行うということでもいいってことですかね。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

いや、基本は、いただくというのが前提になっておりますので、規定では。

ですが、何事にも減免とかそういうふうな割り引きとかということもございますので、ただ、前提はいただくということが基本だと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

それでは、次に、8ページのタブレット通信のところ、済みません、雑入で50万円、これ何の分かを詳しく教えていただければと思うんですが。

緒方心一議会事務局長

タブレットにつきましては、今年度6月から議会のほうで導入いただいておりますけれども、その分につきましては議員さんのほうから負担をいただいている分でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

すいません、引き続き、11ページの育児休業代替嘱託員等賃金で、3,138万3,000円上がっ

ているんですが、何人の方が育児休暇を取っていらっしゃるのかと、何%かと、あと男性の方が育休を取っていらっしゃるかどうかを教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、ここに組んでおります予算の中で、既に育児休業が決まっているといたしますか、今年度から引き続きの者もおりますので、その者の分が6人分、入っております。

それと、今後、当然次年度に入りまして、育児休業に入る者もございますので、それに備えて約6人分の予算を組んでいるという状況です。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

男性の育児休業取得者に対して、基本的に男性職員は期間が2週間から1カ月程度でございまして、代替職員のほうはちょっと充てておりませんが、すいません、手元にちょっと資料等を持っておりませんで申しわけございませんが、本年度は取得者が2名だったと記憶しているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

実際、その対象者に対して、女性の方は100%だと思うんですが、男性の方は大体何%ぐらいが対象で、何%取っていらっしゃるんですか。

わからなかったら、また後からで。

お願いします。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

取得率につきましては、男性職員のうち、実際出産があるかどうかで、なかなか分母のほう流動的でございますので、具体的に取得率そのものをちょっと、期間を限定すれば把握は可能かと思いますが、なかなか取得率を出すに当たっての分母が流動的ですので、実質、率として具体的にお示しすることはちょっと難しいと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。

実際、今職員の休業だとか休みだとか、退職関係でどうも人手が足りないということもお聞きしておりますので、その反面、育児休業が取れるはずなのに取れてない男性職員の方がいらっしゃるのではないかと危惧をしておりますし、これは、法律でも取得できるということになってますので、ぜひともとっていただきたいですし、これがまた子育て、また少子化対策にもつながっていくと思っておりますので、そこの対策のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

厳密に消費税率の部分につきましては、現行8%の消費税のうち地方消費税分が1.7%、今後10%に上がった場合は、その地方消費税分が2.2%というふうな形になります。

これを単純に試算いたしますと、14億円を1.7で割って2.2を掛けるという形になりますと、見込みとしては18億円ぐらいという形になりますので、差額といたしましては約4億円程度の増収というふうな、増収というか収入が増加するということになります。

この部分について、ちょっと積算の計算の仕方について誤った部分があったので訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

午前中に、委員のほうから御質問があった消防団の件でございます。

まず、市職員で、鳥栖市消防団に加入している者の人数は34人でございます。職員全体でいくと、職員の中の7.6%の職員が加入をしているということになります。

それと防災士の件でございます。

職員で、まず防災士を持っている者は6人おります。それで、鳥栖市消防団の中で、防災士の資格を取得しているものが19人おります。

以上でございます。

中村直人委員長

それじゃあ、今の答弁も含めて質問を。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

そうですね、鳥栖市も新庁舎を建設するに当たって防災拠点としての新庁舎建設をしておりますので、防災士資格を持った人をふやすとか消防団に入っていただく職員の方をふやして、やっぱり防災拠点としての、建物だけが防災拠点じゃなくて、職員の皆様とともに防災拠点としての人材育成をしていただきたいということを、まずお願いを申し上げたいと思います。

あと、できたら防災士、私も取りたいなっちは思ってるんですが、何かそういう機会があったら、ぜひ御案内というか、していただきたいなっというのがありますので、ぜひよろしく願いしたいんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるように、職員の防災士の資格を持った者については、これからも年次的にふやすように取り組みを行っていきたいと思いますし、職員全体に対しても防災の研修なんかも実施をしまして、そういう知識の向上等を図ってまいりたいと思います。

防災士の、取れるかということで、県事業でございますので、その辺とちょっと検討しな

がら、もし可能であれば御案内のほうをさせていただければと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

次に、23ページの自主防災組織のところなんですが、毎年同じ金額ですよ、30万円ついているかと思うんですが。

今後、ますます自主防災組織もふやしていくことともに、地域防災計画っていうものをつぱ作成していくことが重要であるかなと思ってます。鳥栖市としてじゃなくて地域ごとの、各地区ごとの、町ごとの。

それで、いきなりこう、言ったからといってすぐできるわけではないと思うんですが、こういう地域防災計画、またはマイ・タイムラインって言いますよね。自分のタイムライン、災害があったときの。そういうのの意識づけというのものも、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

あと、すいませんちょっとどこだったか忘れたんですが、災害ハザードマップのがついてましたよね、どっかに。

あれ、ついてませんでしたっけ。予算計上。

ちょっと見落としてしまったんですが、それが今、どういう状況かを教えていただければと思うんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

地域への自主防災組織については、各地区に対して我々も組織の立ち上げについてお願いをしておりまして、地域とともに防災訓練なんかも実施したり、私どもが出前講座で防災の話をしに行かせていただいたりということで、地域に入って防災に対する認識を持っていたり、知識を向上していただくように取り組んでおります。

タイムラインの件なんかについても今後そういうお話の中で触れたりしながら、住民の皆様にご協力いただく努力のほうをしていこうというふうに思います。

それと、ハザードマップの進捗ということで、よろしいでしょうか。

進捗については、現在最終の校正等を行っておりまして、今月中に作成を終了いたしました。新年度に入りましたら皆様のお宅にお届けするような手配を今後とってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そのハザードマップと昨年の7月の豪雨災害で、いろんな冠水被害場所とかあったところが、整合性がどうなのかなっていうところも見てみないとわからないところではあるんですが、地域を回る中で、また区長さんたちからお話をいただく中で、冠水する被害場所によっては通行どめで、多分職員の方々とかがその場に行って通行どめをされたりとかしてらっしゃると思うんですが、地域の区長さんたちが、自分たちのまちは自分たちで通行どめとかやるから、そういうものを、通行どめの看板っていうんですか、をつくって、保管とかができたっていうお話もちょっとあったりしたんですね。

ですから、ぜひ区長さんたちとか地域の方々に、自主防災組織の中で地域のそういう冠水対策とか通行どめとかできるような取り組みができるのであればそういう後押しをしていただきたいと思っているんですが、まずその話し合いとか要望とか、そういうところからも始めていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、洪水ハザードマップについては、その地域の皆さんから冠水情報とかもいただきながら、そういったものも情報も落とし込んで今回作成をしております、冠水エリアとかその地域については、より充実したものの内容になっていると考えております。

もう一点、地域に通行どめとかそういったことをしていただけるかっていうことなんですが、当然通行どめということになれば危険も伴いますし、道路を封鎖するわけですので、地域の皆様にそこまでさせられるのかっていうのもございますし、させていいのかというのもあると思います。

そういうことに限らず、地域の皆様にどういったことで、今後その防災について一緒に活躍していただけるのかについては、いろんなお話合いの中で、当然、今後の課題としますので、議論を進めていければなというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ぜひ、議論をしていただきたいと思います。

前回もお話したかと思うんですが、あさひ新町のファミリーマートの先に高架があって、あそこが7月のときも車が冠水に入り込んでしまったっていうか、あったと思うんですけど、あのとき、女性の方が車がもう通れないからってことで一生懸命1人で、行けませんよっていう御案内をですね、雨の降る中されてたって。

そのされている姿が、車にひかれそうで危なかったっていうお声も、実際見られた方からいただいたんですね。そうなったときに、結局、行政の方をお願いしたいと思っても、やっぱり手が足らなくなる、そういう豪雨災害のときとか、特に。

だから、地域防災組織があるのであれば、そういう危険箇所で自分たちで何かできるところがあればお願いしたいというところを、やっぱりしっかり話し合い、協議していただいて、任せられるところは任せていただくっていう、さっき言ったように通行どめの看板とかつくるんだったらつくっていただいて、保管をしていただく。

あと、土のう関係も可能であれば保管場所を決めて、自分のところの、例えば自宅が冠水するとかいうんだったらその土のうを取って冠水被害対策に備えていただくとか、そういうことも考えていただきながらの防災対策っていうのは、今後必要になってくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひその協議の中で具体的に事例を挙げていただいたりとか、実際冠水被害場所があった区長さんたちのお話を伺うとかして取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今の質疑の中で、要は通行どめの看板っていうのをその地域の人に出してもらったりとかっていうので、ちょっと確認なんだけど、例えば市役所の職員が通行どめの看板を立てたりすることっていうのはあるんですか。

何でかっていうと、その交通規制を誰の判断でかけていいかちゅうことなんだよね。そこって、例えば地域住民の人が交通規制をかける権限っていうのを、臨時的にでも出せるのかなって。

野田寿総務部長

恐らく、通行規制っていうのは、警察が基本的に行うことだと思うんですね。

それで、恐らく市の職員が持って行ってるっていうのは、道路管理者として通れない状況になっていると、道路が通れない状態になっているっていうところで、ここから先は行けませんよという案内標識的な形なのかなっていうふうに思います。

それで、職員はその看板を立てるだけやなしに、そこに人を必ず配置して誘導しております。そういった、冠水して通れないといった場合はですね。ですので、住民の皆様方がそこに行って、そういった道路管理者でもない住民の方々がそういった形ができるのかっていうのは、ちょっと研究の余地はあるのかもしれない。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

西依義規委員

12ページの職員研修委託料で、委託料の数字についてではないんですけども、職員研修とか職員のやる気とか、職員の皆さんのモチベーション等を含めて、今職員提案制度っていうのはまだやっているんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

職員提案制度については、企画政策部の総合政策課のほうで実施をしております。

西依義規委員

それとの絡みじゃないですけど、先ほどの飛松委員がふるさと納税の納税者にわかるようになっていう、僕も本当、賛同するんですけど、確かに市民の要望を全部受けるってなるとまあ大変、どれを選ぶかって。

例えば、そういう課とか係から、要は職員提案じゃないけど事業を提案してくれと。そういうコンペじゃないけど、そういったことで、例えば2,000万円ぐらい使えるお金があると、500万円、教育委員会幾らっていう、わざわざ振らずに、とりあえず挙げてくれということで、皆さんの意思に応じた形っていうのが——例えばそういうことをしたことがあるのか、何か皆さんが職員提案制度っぽいことで、新たな事業が始まったことっていうのは近年あるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その職員提案制度の中でっていうもの（「それ以外でもいいし、職員さんから広がって事業になったことがあるのかなと」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

いいですか、答弁は。

職員の発案で、事業化したもの。

野田寿総務部長

職員提案制度を使った取り組みでの事業っちゅうのは、私も詳しくは、ちょっとこの場所と言えるようなものはないんですけども、各課のいろんな、結局事業とか発案は職員のほうからの発案になりますんで、そういうやつまで含めるといろんなものがあるんでしょうけれども、特にそういった制度を利用した形とかっちゅうのはちょっと私も、この場で何が具体的にあるというのは思いつきません。

すいません。

西依義規委員

ふるさと寄附金は、昨年も多分質問させていただいたと思うんですけど、結局納めた側で、もちろん経費を、じゃ7割引いて3割残った分は、多分プラスアルファに使われていると絶

対思われているんですよ、寄附された方は。

実際、そうはなってないんで、今までは赤字を補填した分と考えてことしで返しきりました。あとは、プラスがもしした場合は、各課にやっばそういうことを、先ほど周知されるっておっしゃったんですけど、逆に、これぐらいの税収が昨年度見込まれたんで、こういうプラスアルファでやりましょうという機運は、僕はそういうふうにあってもいいのかなと思うんですよ。

例えば、財政課が、いやいや、もう財政が苦しいんで無理ですと。今までの一般財源はそうでしょう。だけど、プラスアルファで来た分は、各課から挙げていただいて、先ほどの昇降機を教育委員会さんがプラスでしたいと。例えば、総務課が防犯カメラをつけたいと、今までと違う市民サービスとしてですよ。

そういう仕組みっていうのは、庁内でそういうのを検討したりとかは、もうどこにも言いようがないんで総務課なんでしょうけど、そういった似たパターンとか、そうしたことがあるんですか。

もちろん、課から挙がってくるのは、課がアイデアでだあって挙がってくるんでしょうけど。そういう仕組みとかガバナンスっていうか、何かそういうのって、このふるさと納税で活用できないかなあと思って、見解だけお願いします。

野田寿総務部長

ふるさと納税、いろんな形で御協力いただきまして、市民の皆様からの、市民に限らず全国の方々から支援をしていただいた形での寄附ということで、今、着実に伸びているという状況ではありますけれども、それでもいろんなふるさと納税については、これまで委員会の中でもいろんな意見をいただいております。制度的に不備な点はたくさんあると思うんですよ。

逃げていく部分もあるし、寄附いただいている部分、その均衡がどうも取れないというところもありまして、鳥栖市のほうも、そう強くこの事業について取り組んできたということではなかったんですけども、非常に出ていく部分がふえたという部分が危機感としてありまして、少なくとも何らか取り組まないともう出て行くだけという形がありまして、それは何とかしたいという気持ちもありました。

それで、今いろんなサイトを利用した形で、今こういう姿になってます。

確かに、寄附される方はいろんな思いがあって寄附されているということもあると思いますし、我々も、ちょっと具体的なメニューというのはあんまり用意してないんですけど、どういった形でどの項目に寄附していただけますかというふうな形での、そういった申し込みをしています。

それで、確かにいろんな、新たな事業につけ加えて今よりも予算を多くつけて、そこに充当できれば一番理想的な姿だと思いますけれども、今、先ほどから説明していますとおり、なかなかまだ外に出ていくもの、いただいているものの均衡がやっと取れているような状況なんで、それがよその、大きく10億円とか寄附をいただいている自治体とかありますけれども、そういった、そのくらいの大きな寄附金をいただければ何らかの基金を積み上げてでも、何かそういった新規事業にできるのかもしれませんが。

今の段階ではなかなかそういった上乘せとかっていう部分については、これからどういった寄附金の推移になるかわかりませんが、また総務省から非常にまた厳しい、厳しいというなかなか、文書も出されておりますので、全国的な話になるかと思いますが、寄附金については今後大きくぐっと伸びるということはちょっと難しいかなと。

アイデア次第かもしれませんが、そういった工夫をしながらでも何らかしないといけないかなという思いもありますけれども、なかなかその辺は地元産品に限られるとか、もともとうちはそういうスタイルを取ってましたけれども、今後なおそういった形が強くなってくると思います。

それで、企画型のふるさと納税制度にどこの自治体も持っていくのか、その辺はまだ、今はカタログ商品的なシステムになってますけど、それが問題だというふうな話になってますけれども。今後どういった、ふるさと納税の寄附金額も含めてその辺の推移を見ないと新たな事業での特定財源としてはどうするかっていうのは今後、まだまだ課題だと思います。

以上でございます。

西依義規委員

部長のおっしゃることは、鳥栖市の近年のスタンスとしては十分わかるんですよ。

ただ、ちょっと頑張ったらさっと上がったわけでしょう。言うちゃいけないけど、鳥栖市が少し本気を出したらさっと上がったわけでしょう。

だからそれを、もちろんそれ、じゃ赤字充当ぐらいに抑えとこうなのか、ちょっと頑張ったのをもうちょっと頑張って上げるのかってというのは、方向性を持っていかんと職員も、受けている観光協会さんもどうかかわらんですけど、その辺がちょっとスタンスをしっかりといただいたほうがいいかなあと。

もし、ふやせるならふやせば——多分、ふるさと納税は女性だと思うんですよ、やってるのは。旦那さんの、もちろん税は変わらんけど、多分プチッと押してるのは女性が多いと思うんで。例えば、女性中心の企画会をすとか何か、今までのこのやり方はもちろん一回整理して、一回考える時期にはあるのかなと思うんで、ぜひ御検討ください。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

飛松妙子委員

済みません、そのふるさと納税の事業ごとの平成30年、今現在の事業金額わかりますか。

事業ごとの納付金額。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

本日現在という数字はございませんで、今持っておりますのが2月20日現在でございます。その時点での納付の実績として3億5,115万742円。3億5,115万742円でございます。

以上でございます。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員の御質問にお答えします。

平成30年度の寄附を募っている事業ごとの寄附金額ということだと思えますけれども、1月末現在でお答えをしたいと思います。

まず、市民協働の推進に関する事業でございますが、1月末現在で2,387万5,000円となっております。

それから、福祉の充実に関する事業については、2,130万1,000円となっております。

続いて、子育て支援に関する事業でございますけれども、7,797万6,006円となっております。

それから、産業の振興に関する事業でございますが、995万6,000円となっております。

それから、環境の保全に関する事業は、1,788万1,000円となっております。

それから、まちづくりの推進に関する事業は、1,066万6,000円となっております。

それから、教育文化の推進に関する事業は、933万2,000円となっております。

それから、スタジアムの環境整備に関する事業は、1,481万6,000円となっております。

それから、児童等の交通安全、防犯に関する事業ですが、368万5,000円となっております。

それから、市庁舎整備に関する事業でございますが、81万1,000円となっております。

それで、その他の事業といたしましては、1億445万3,259円となっております。総計としまして2億9,264万7,467円となっております。

以上です。

中村直人委員長

よろしいですか。

松隈清之委員

ついでに、ふるさと寄附金について、僕はもう前から言ってるけど、制度的には反対なん

ですよね。結局、どっかの税収がどっかに移動するのに経費がかかっているんで、マクロで考えたら絶対損なんですよ。

だから、そういう意味では制度的に反対なんだけど、ただ言われるように出て行くのはどうにかしたいというのも理解はできるんですよ。

結局、謝礼品の率が30%っていうことで制限をされてくるので、もうお得感とかでなかなか競争ができないし、特にうちは地元と言っても地元でつくっているかもしれんけどどこでも買えるようなものになるし、価格競争は多分できないんですよ。

だから、さっき西依委員も言われたけど、やっぱり発想を変えていかないと難しいと思うんですよ。今回、スタジアムに関して企業からの寄附金もいただいたんだけど、やっぱりアイデアをいろいろ出していかないと出てこないと思うんですよ。

今回、企業からの寄附金でああいう塗装とかね、できたと思うんだけど、じゃ例えば企業からの寄附金とかしてくれたらネーミングライツつけますよとか、要は、どっかのやつを仕入れてどうこうするんじゃなくて価値を、市が価値を生み出してそれを謝礼品にするとか。

多分、商品の競争っていうのは、もう比較しようがなくなってくるんで、どういった価値がそれをする人に喜ばれるのかとかっていう、どこにでもあるとか、言われるように鳥栖は産品が少ない、少ないですよ、多分。

だから、じゃあその価値をどっから生み出すかっていうのもっとアイデアを出していったほうがいいのかなあということで、期待をしておきたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

竹下繁己委員

今回も選挙費が、17ページから4目上がっているんですけども、皆さん御存じのとおり、投票率ががらがら下がっていきよるわけですよ。

例えば、投票率を向上するための何か取り組みをすとか無効票を減らす取り組みをすとか、そういったときには、例えば今度の県議選、目4に県議会議員選挙費っていうのがあります。

それと、目2の選挙啓発費っていうのがありますけど、そういった取り組みをすときに、出ていくのはどっから出ていくんですか、予算とかは。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

例えば、19ページの県議会議員選挙費で言いますと、節11の需用費から出していくことになると思います。

以上でございます。

竹下繁己委員

需用費の印刷製本費とか消耗品費とか、その辺からっていうことでよろしいですかね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そうでございます。

竹下繁己委員

そしたら、これ県議会議員選挙費ですよ。

だから、例えば鳥栖市独自で選挙に行きましようポスターをつくるとか投票所のところに——今回、僕立会人を初めてさせてもらって思ったのが、他事記載が9票あったと思うんですよ。

白票とか棄権とかバツとか書いてある方々の意思是尊重されているんですよ、私は誰にも入れませんか。でも、この他事記載というのは、私は誰々に入れます。頑張ってくださいとかね、そういうのが書いてあるのが無効になるわけですよ。意思を尊重されていないわけですよ。

投票所のところに、これ無効票になりますよとかパネルとかつくったらいいんじゃないかなと思うんですけども。

そういったのに、鳥栖市が独自に利用できる予算ですか、これは。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

鳥栖市が独自に利用できるというか、鳥栖市が、例えば今おっしゃってるのであれば、私どもが、今、投票所にどういうふうな表示をしておるかといいますと、氏名のみをお書きくださいというのを、もう各記載台ごとに表示しておりますし、投票用紙をお渡しするときに、氏名のみお書きくださいというようなお知らせをして、氏名のみというようなことで徹底はしております。

鳥栖市が、例えばそういう印刷をして、そういった表示をするというのもこの中から支出をすることになると思います。

以上でございます。

竹下繁己委員

今、そうやって名前だけを書いてくださいということでも他事記載があるわけですよ。

じゃあ、これを改善する必要はあると思いますか、ないと思いますか。市として。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会といたしましても、そういった記載がないように、極力少なくなるようになることが望ましい、できればそういった投票がゼロになることが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ぜひ、すばらしいアイデアが出てくることを期待します。

以上です。

中村直人委員長

ほかに、ありませんか。

飛松妙子委員

それにも若干関係するんですが、今回の選挙の投票率で、各年代ごとに拝見させてもらったら、一番多いのが70代なんですよね、7割の投票率で。

やっぱり一番少ないのが、ちょっと年齢が高齢の方は外したとしてもやっぱり10代、18歳から24歳が一番低いという結果になってます。25%、4人に1人しか行かれてない。

以前、橋本市長が高校生とのふれあいトークをされる中で、高校生の方が市の情報を知りたいと、欲しいですっていう話をされたときに、ホームページに載ってます。市報があります、なので、自分たちから情報を取りに行きましょうっていうそういう回答をなされている議事録があったんですね。

それ見たときに、今の社会って、やっぱり情報社会、ネット社会なので、相手に届く広報っていうのは幾らでもあるんじゃないかなって、投票率を上げようと思ったら、そうやって市の情報を知りたいっていうところにやっぱ提供することってすごく大事じゃないかなあと考えてまして。ただ単に、宣伝するとかポスターをつくるとかじゃなくて、もう一步、やっぱり相手に届く手法というのが今後必要になってくるんじゃないかなっていうのすごく感じるんですね。

70代、また60代以上の方で大体6割を占めてますので、やっぱりターゲットを若い人たちに絞って、今度の県議選、県議選はちょっと間に合わないかもしれませんが、参議院選挙とかありますけど、やっぱ情報の発信というのを市としても、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

その中で、予算書89ページなんですけど、主要事項説明書は5ページですね。

情報システムの更新事業っていうのがあるんですが、多分基幹システムの更新みたいな感じだとは思うんですね。鳥栖市議会としても、ホームページをもっと活性化をしたいっていうのもありますし、あと鳥栖市のホームページ自体ももっと（発言する者あり）

ああ、違う。（発言する者あり）

失礼いたしました。これは企画政策部でした。また、そのときに言わせていただきます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

16ページ、委員会資料ね。

新庁舎整備費なんですけど、説明の中でもありましたけど、もともと、今でもそうなんですけど、平成32年度庁舎の竣工っていうのが有利な起債の一つの条件となっておりましたが、議案審議の中でもありましたけど。

それが、平成32年度中に実施設計に着手をするということに、言うたら条件的に緩和をされたということでございます。我々も、議会としても特に議事堂関係はね、今までやりとりをさせていただいているんですけど、なかなか庁舎の全体像っていうのを——出てきた、ことしの1月にね、割と出てきたやつもあるんですけど。

なかなかじっくり議論する時間がない、言えばスケジュールに追われて——それはもう担当課もそうなんですけど——来たという印象はやっぱり否めんわけですよ。

それで、ここで条件緩和されたこともあって、質疑の中でもありましたけど、もうちょっとじっくり議論をできる時間ができたというふうに思うんですけども、担当課としてはどうですか。

古澤哲也庁舎建設課長

起債の関係につきましては、先ほど御説明しましたとおり、今、委員からも御案内ありましたとおり、平成32年度までに着手したものについては、平成33年度以降も財政措置があるというようなことでございます。

ただ、議案質疑の中でもお答えをいたしましたけれども、現庁舎に対しましてやはりどうしても耐震性能が不足しております。

これまでも答弁をいたしておりますけれども、やはりいつ起こるかわからない災害に備えて庁舎整備は進めていく必要があると考えておまして、基本設計、実施設計の入った当初のスケジュールで昨年の7月からことしの6月末までと、1年間のスケジュールを立てて取り組んでおりますので、今のところはスケジュールに沿ったところの取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

言われれば、それこそ大きな地震があした来てもおかしくないわけやし、そういう意味じゃ、不謹慎かもしれんけど運なんですよね。そういう意味では。

ただ、それはある意味言い始めたらきりが無い話であって、リスクを言えばね。

ただ、僕は、熊本地震があった後も一般質問だったかな、市長にお尋ねしたんだけど。そのときは、健康スポーツセンターよりも先にね、こういう近くで大地震が起きて、庁舎の問題どうするんだっていったときに、10年はやらないって言ってたんですよ、熊本地震があった後も。

それぐらいの認識だったんですよ、その当時は。

それ、いつ来てもおかしくないからっていうのは、ちょっと逆に振れすぎ。これが、そういうちょっと条件が緩和されないとすればね、やはり少しでも有利な起債をしたいというところは理解できないではないんだけど、その条件が緩和された以上ね、別にやめるつつってるわけじゃないですよ。その条件が緩和された以上、よりよいもの、あるいはより安くとかそういう議論をできる時間ができたと私は思うんですよ。

もちろんそれで、じゃ本来平成32年度に建ってしまっただけで平成33年度に入ってね、もう早々に大きな地震が来て、そら、見ろ、やっぱりつくっとけばよかったじゃないかと言われるかもしれんですよ。

その可能性は、もちろんゼロではないけれども、もう本当不謹慎かもしれんけど、そこ2年ぐらいのずれで大地震が来たら、もう本当ごめんないですけど。運のところはあると思うんですよ。

逆に、どんな計画してたってその前に大地震が来ることだってあり得るわけだから。

ただ、もちろん安くとかよりよくとか、機能も十分考えてとか、私は幾つか庁内でもその庁舎の話聞いたけど、ほとんどおいてないんですよ。

もう、やっぱ時間がないんで、こういうふうに進めますっていうのが回覧で回ってくるぐらいで、もちろん委員会とかつくられてると思うんだけど、やっぱ時間がないっていうふうにならざるを得ないで、十分な議論ができてないっていう感がどうしてもあるわけですよ。それで、それがもうどうしようもないという状況では今なくなったので、もうちょっと時間かけていいんじゃないかなと。

ばたばたつくってしまわなければならない要素っていうのはないでしょう。

本当に、いつ地震が来てもおかしくないっていうんだったらもっと早く取り組んでますよ、こんな時間に追われなくていいように。だって、そういう指摘もした上で、そのときは10年はつukらないと言ったんだから。その認識は当時なかったわけだから。

とするならば、国としてもね、そういう自治体が多いからその時間内に着手するのは難しいだろうからって延ばしてくれてるわけだから。だったら、そこに十分議論を尽くす、可能な限りっていうことは決して不自然ではないと思うんですけど、どうですか。

古澤哲也庁舎建設課長

庁舎整備の設計に当たりましては、庁内組織につきましては市長をトップとする本部会議、それにその下に部会をそれぞれ設けまして、これまで庁内で議論を重ねながら積み上げてきております。

職員に対しましても、ことしに入りまして基本設計の概要の説明というようなことも実施をいたしまして、周知を図ってきたところでございます。

熊本地震発生時におきましては、委員のお話のとおりのことだったかと思えますけれども、その後の地震におきましても、耐震性能が不足する庁舎が使用不能になるというようなことで、平成28年の何月かまではちょっと記憶しておりませんが、市長が全員協議会の中で庁舎整備というふうなことを表明させていただいたところでございまして、確かに、経過措置が設けられまして期間的には余裕ができたというふうには思っておりますけれども、今のところはスケジュールどおりということで進めてまいりたいと思っておりますけれども、実施設計に当たりましては丁寧に進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

実施設計は基本設計があつて実施設計に移っていくわけなんで、基本設計から大幅に変わる事なんてあり得ないじゃないですか。だから、やはり今の段階で、もちろん実施設計にかかる時間も取つとかなきゃいかんですよ。

ただ、その実施設計に着手をすればいいわけだから。

それを逆算して、いつまで、じゃあもっとここに時間をかけられるかっていうのも、当然出てくると思うんですよ。建ててしまわないかんわけじゃないんで、実施設計に着手ですよ。これは、言うたら予算をつけることが着手なのか、発注することが着手なのかかわからんですけど。

その解釈はわかりませんが、そこは確認していただくとしても、少なくともせつかく時間的な猶予があつて、もっと議論できる余地があるのに、なぜそこを急ぐんですか。だって、基本設計から大幅に実施設計で変わる事ってありえないでしょう。

基本設計出ます——まだ、出てないんですけど、基本設計ちゃんとでき上がります。本当にこれでいいのかとか、今まではそれを十分検証したり、考え直したりする時間的な猶予がなかったんですよ。実際、今のスケジュール感でいっても、本当にできたかどうかかわからんぐらいの時間だと思うんですよ。ぎりぎりだったと思うんですよ。

それが、時間的な猶予がある意味できたわけだから、そこは十分に活用して、よりよいものとかより安くとか、工法についても検討する余地が出てきたと思うんですよ。それでもなお急がないかんっていう理由があるんですか。

古澤哲也庁舎建設課長

今の設計のスケジュールにつきましては、基本計画の中で設計も含めまして、建設も含めまして、スケジュール立てをしてきております。

一応、設計に入った時点で1年間のスケジュールを立てて着手をしておりますので、繰り返しになりますけれども、今のスケジュールで丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

時間をかければ悪いものができるとか、条件が悪くなるというのがあるんだったらね、その時間をかけて議論したほうがより悪いものができるっていうんだったら早くつくるっちゃうのは方法かもしれんですね。

ただ、時間があるのに早くする、いや、一番最初に言われたいつ地震が起きるかもって言われたら、それは、もうそうですよ。その通り。それは1日も早くできたほうがいいかもしれん。

ただ、本当にそれは、どんなに取り組んでもその前に大地震が来ないとは限らんので、そこもどうしようもないんだけど、せっかく時間的な猶予があって、今、ほんとに我々の感覚からしてもばたばたですよ。ばたばたきて、1月にようやく全体像の形が何となく見えたぐらいのところ、このスピード感でやっていく必然性がないと思うんですよね。

時間をかけることで悪くなるんですかね。

いや、1つ考えられるのはね、例えば人件費が今後も上がり続けて工賃が、じゃあそれが2年おくれることで10%上がるとか20%上がるとかっていうのは考えられるかもしれんですよ。でも、ただその1年、2年ずらすことでね、オリンピックともちょっとずれるし、もしかしたら今オリンピックに向けて動いている人がタイミングをずらすことで余ってくるかもしれんし——それは万博とかもあるかもしれんけど。

だから、必ずしも延ばすことがマイナスばかりでもないし、逆に工法の検証とかもって、要は時間的な余裕があるのであれば、工法もそこまでに竣工させなきゃいかんということで、今の工法だって出てきてると思うんですよ。

そればかりじゃないかもしれんけど、いろんな選択肢がふえるのに、その選択肢を検証しないまま進めるのが果たしていいんだろうかという疑問があるんですけど、いかがでしょうか。

野田寿総務部長

これまでの、いろんなばたばた感というふうな形で言われる、非常に窮屈なスケジュール

ってというのは、そういった部分は確かにございました。

その中でも、我々は市長が表明されて以来、基本計画、基本設計というふうな形で来ております。できるだけ中身の審議——ばたばた感と言われればそうかもしれませんが、その中でも我々は、丁寧に仕事はしてきたつもりでございますし、何でもばんばんぱんと決めたってということでは当然ないし、住民説明会もしてきたし、一つ一つ丁寧にしてきたつもりではございます。

確かに、コストの部分を、もうちょっと検討したらどうかというふうなこともございます。

ただ、先ほど松隈委員からも紹介ありましたとおり、ここで本当に2年余裕はできたとしても、物価とかが結構今、かなり労務単価も上がってきてる中で、じゃここで待つという判断が果たして本当によかったかどうかというのは、またわからないんですよ。資材とかの高騰も確かにあって、構造的な見直しもつという話になると、もう本当に手戻りっていか相当な前にまで立ち帰らないとちょっと難しくなると。下手をすれば、基本計画あたりまでの見直しという形になろうかと思えます。となってくると、今つくっている分というのは、もう根本的なやり直しという形になります。

住民説明会で当然してきた話でありますし、これに基づいてずっと丁寧に説明してきたつもりでございますけれども、時間的余裕ができたというのは、私たちはどっちかっていうと工期が比較的長く取れるようになったという部分もあるんで、そういった効果が出てきはしないかなと。

工期をちょっと長めに取ることができるようになったんじゃないかなというところでの効果はあるのかなあというふうなことです。実施設計も含めて、もう発注はしておりますので、今ここでやめるという話になれば、当然、契約も破棄する、見直すとか、全面的な形になろうかと思えます。

ですから、今後コストの問題、本会議でも言われておりますし、どのような形で実現が、ぜいたくな庁舎をつくるつもりはさらさらございませんので、当然そういったところについては配慮しながら、できる最大限の配慮をしながら現計画について、今のスケジュールでやらせていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

繰り返しますけどね、庁舎をつくるなどか言ってるわけじゃないですよ。

我々が、こういうこともちゃんと考えとかないかんというのはこれまでも言ってきたことなんで、庁舎のことは。庁舎建設をやめるつつってるわけじゃないですよ。

建てるなら建てるでいいんだけど、今までじゃあ、我々視察とかでもよその庁舎つくった

ところなんか行ったんですけど、庁舎建設にかける準備期間って結構あるんですよ。

結構あるんですよ、そのスケジュール感では、ここは、もうほんとに全然、3分の1以下ぐらいでやってるんですね、時間的に言うと。本当に。

それで、今後50年とか、耐用年数からすると50年以上は恐らくね、使うことになるんだろうけれども。そういったことを考えても、そこ一、二年をね、急ぐ必要があるのかなあと。

いろんなものを想定しながらやらないかんけれども、それが少なくとも、もちろん工期の部分もあると思いますよ。

ただ、結局工期は、逆に言ったら実施設計に着手さえしていれば工期はどんだけでもいいわけだから。5年後とかにつくるという実施設計は基本的にないんで、実施設計ができたらしのままつくることになるとしても、逆に竣工の期限があるわけじゃないじゃないですか。

実施設計に着手して、そのあとつくって、それこそ入札から何からのやつはね、そっから先の話でその制限は逆にないんだから、実施設計に着手していれば。

そこに時間をかけることで、そんなにマイナスになりますかね。

もう、ここまでやったから変更したくないっていう気持ちはあるかもしれない、気持ちとしては。

ただ、よりよいものとかね、いろんなものをもっと想定したりとか、逆に今65億9,000万円か、金額が出てますけど、下がるかもしれんし上がるかもしれんけど、仮に上がったとしても、やっぱこういうものが必要だっていう議論の結果、上がったっていいと思うんですよ。

それは、みんながやっぱりこういうものが必要だ、こういう機能が必要だとか。逆に、もっと安くできるやり方でいいってなれば、そういうこともあり得るかもしれない。

必ずしも僕は、安くなるとか高くなるとかっていうことの意味だけじゃなくて、ちゃんと考える時間を取ったほうがいいんじゃないですかってことなんです。今のスケジュールは、あくまで平成32年度竣工にあわせて組んだスケジュールだから、その条件が変わった以上そこに縛られる必要はないんじゃないですか。

だから、契約の変更は必要かもしれんけど、別に契約を破棄しろとまでは言ってないんですよ。もちろん、その分手出しが出るかもしれんけど。よりよいものとか、今のが、もうベストですと、何の非のうちどころもないベストだって言い切れるんだったら、それはそれでいいかもしれんけど。そうじゃないんだったら、ちょっと時間かけるっていうのが決して無駄ではないと思いますけどね。

いや、むしろそうすべきだと思います、条件が変わったんだから。平成32年度竣工という条件が変わったんだから、50年使う庁舎をつくるのに時間かけ過ぎてことはないと思いますよ、そこ2年ぐらいは。

中村直人委員長

それでは、質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午後 2 時 3 分休憩



午後 2 時 19 分開議

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

執行部の答弁を求めます。

野田寿総務部長

松隈委員の御質問に対しまして、お時間いただいたこと、申しわけありませんでした。

新庁舎建設に当たりましては、現在基本設計については、もう基本的にできあがっております。実施設計についても、実際にはもう着手しているという段階でございますし、6月を大体目途に進めているところでございます。

委員からの御指摘、いただきましたコストとかの、当然見直しも含めて、構造的な部分も含めて再度きちんと、せつかく期間が延びたということだから、根本的な見直ししたらどうかという御意見もいただいたところでございます。

我々も、これまで住民説明会なり庁内も取りまとめながら一生懸命努力して、それなりにいいものをつくってきているつもりでございます。

できれば、今の設計スケジュールのところを進めさせていただければなど、当然、実施設計の中では、確かに構造的な根本的な部分の見直しっちゃうのはなかなかできないかもしれませんが、我々も最小限のコストで、その辺も検討しながら進めてきたつもりでございますので、この実施設計について、現スケジュールで行かせていただければなどというふうなことをお願いしたいと思います。

以上、御答弁いたします。

松隈清之委員

決してね、一生懸命やってないとは全く思っていないで、むしろこれまで厳しいスケジュールの中で、本当に、それこそ一生懸命やっておられたというのは十分に理解をしています。

ただ、申し上げたいのは、それはやっぱり期間がね、これまでにつくらなきゃいけないという、その条件を設定されていたがゆえにそういうふうに出てきた部分があるんで、その条件が変わったってということは、先ほど申し上げたようにいろんな選択肢がまだあるのではないかということなんですよね。

だから、そこに関しては、私含めて会派とこの取り扱いについて、また検討したいと思いますので、答弁については結構でございます。

中村直人委員長

ほかにご覧いませんか。

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため暫時休憩しますけれども、休憩中に庁舎建設課より新庁舎のイメージ映像があるということですので、それを休憩中に受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それじゃあ、暫時休憩します。

午後 2 時 22 分 休憩

oo

午後 2 時 31 分開議

中村直人委員長

再開いたします。

oo

企画政策部

議案乙第 1 号 平成 30 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第1号と議案乙第8号の2議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ファイルについては、05（企画政策部）一般会計補正予算になります。

よろしいですか。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

今回の企画政策部関係の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員の給与改定のほか、基本的には決算見込みによる調整等が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させます。

どうぞ、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

それでは、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、企画政策部関係につきまして資料に基づいて御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目4土木手数料、節1都市計画手数料につきまして、用途証明の決算見込みでございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

次の、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事務事業に要する補助金726万6,000円を全額、減額補正するものでございます。

これは、地方公共団体情報システム機構より、平成30年度の交付見込み額については364万4,000円との通知があり、平成29年度繰越明許分から全額支出できる額であること及び国は、予算の繰り越しを行うんですが、市町村においては繰越処理は不要であるとの新たな見解が示されたために、平成30年度予算については全額、減額補正するものでございます。

以上です。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の63

万円につきましては、土地利用規制等対策費交付金と権限移譲交付金、それぞれ額の確定によるものでございます。

以上です。

野下隆寛情報政策課長

2 ページをお願いします。

款16県支出金、項3 委託金、目1 総務費県委託金、節1 総務管理費委託金中、1 つ目の県広報紙委託金につきましては、委託金の交付額確定による補正でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下の段でございます。

国土利用計画法関連調査委託金につきましては、額の確定による減額補正でございます。

以上です。

野下隆寛情報政策課長

節4 統計調査委託金につきましては、それぞれ交付額の確定による減額補正でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、款17財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地貸付収入19万2,000円につきましては、鳥栖ビルの駐車場跡地を近隣のホテルにお貸ししたものです。鳥栖ビルの解体工事が1 カ月延長となりましたため、1 カ月貸し出し期間を延長したものに伴う補正でございます。

続きまして、目2 利子及び配当金、節1 利子及び配当金につきましては、都市開発基金利子の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

款21諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及びアウトソーシングセンター運営に要する光熱水費の決算見込みによる補正でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

一番下につきましては、都市計画図及び白図販売代金の決算見込みの補正額でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、款18寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金、節1 総務管理費寄附金の4万3,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金の受け入れによる補正分でございます。

以上です。

野下隆寛情報政策課長

次に、歳出について御説明いたします。

4 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 情報管理費につきまして、節 9 旅費、節 11 需用費、節 12 役務費、節 14 使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによる減額でございます。

節 19 負担金、補助及び交付金につきましては、個人番号カード交付事業の委託に係る地方公共団体情報システム機構への負担金の見込みにより、平成 30 年度については歳入と同様、全額補正するものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、目 9 企画費でございます。

節 8 の報償費、それから節 11 需用費、節 13 委託料、これにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

節 19 負担金、補助及び交付金につきましては、グランドクロス広域連携協議会負担金の額の確定による減額補正でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

5 ページをお願いいたします。

項 5 統計調査費のうち、目 1 統計調査総務費について御説明します。

節 2 給料、節 3 職員手当等及び節 4 共済費につきましては、職員 2 名分の補正でございます。

続きまして、目 2 基幹統計費のうち、節 1 報酬につきましては、住宅土地調査の調査員の人数が当初見込みよりも集まらなかったため、減額補正するものでございます。

以下、各節とも住宅土地統計調査等に要する経費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

6 ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節 1 報酬につきましては、都市計画審議会委員報酬の決算見込みによるものでございます。4 回予定しておりました審議会を 3 回開催したことによるものでございます。

節2給料から節4共済費につきましては、職員9名分の人件費に係る補正額でございます。

節9旅費につきましても、決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料24万円の減額につきましては、都市計画図の更新委託業務を発注していましたが、落札残による減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金600万円の減額につきましては、平成30年度から開発行為に係る接道を整備していただく際の補助金を制度化しておりましたが、今年度については該当する案件がございませんでしたので、全額減額するものでございます。

続きまして、目6まちづくり推進費、節13委託料638万円の減額につきましては、地質調査等の委託料の減額に伴う補正でございます。

節15工事請負費につきましては、鳥栖ビル跡地、買収した後の、現在終わっておりますがパネル設置工事の決算見込みによる減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金90万円の減額につきましては、県営建設事業負担金の決算見込みによる減額補正ということでございますが、鳥栖駅周辺整備を断念したことに伴いまして、県でやっていただいております調査委託等が打ち切りとなりましたために市の負担金も不要となったため減額するものでございます。

節25積立金51万4,000円の減額につきましては、都市開発基金利子の積立金の減額見込みでございます。

以上で、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、企画政策部関係の御説明を終わります。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

2点質問します。

1つは2ページで、個人番号カード交付事業費補助金、これについて、ちょっと早口で言われたのでわからなかったんで、もう一回ちょっと説明してください。

野下隆寛情報政策課長

まず、歳入の726万6,000円の減額につきまして、歳出も同じでございますけれども、個人番号カードに関する交付金の額が、この地方公共団体情報システム——これが発行しているところの、大もとの国の機関なんですけど、そちらから、今年度の見込み額が364万4,000円という見込みであるとの通知が近ごろまいってきました。

この金額は、昨年度の繰越額、それが718万1,000円ほどございまして、この金額内に納ま

ってしまいますのでこの繰り越し分から全額支出することが可能になります。だから、今年度つけました726万6,000円という金額が不用になってまいります。

この金額につきましては、例年繰り越しをしていたわけなんですけれども、国からの見解が今度示されまして、市町村においては、それはもう繰り越さなくてもいいですよという通知がございましたので、全額減額をするものでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

もう一点ですが、鳥栖ビル跡地か、あれに関して今までは、あそこの周辺整備事業が続行している間は資材の保管場所とか、要するにその辺に使うということであったけれども、断念した現段階で、あそこの利用というのは、どんなふうに今後考えているんですか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

早急に、西側の課題とかの解決に使うべきとは考えております。

ただ、非常に交差点協議等につきましても交通管理者である警察署とか、また県道とのタッチもでございます。なかなか協議が困難そうなので、もうしばらくお時間をいただければと考えております。

尼寺省悟委員

具体的に、これこれこういった形であそこを使っていこうという、何か腹案っちゅうか、あなた方の考えていうか、その辺は何かあるんですか。

当分の間は、少なくともあと四、五年かかるか10年かかるかわからんけれども、っていう気がせんでもないけれども、その辺はどうですか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

現時点では、もう本当に全く白紙でございます。

御指摘いただいたことも踏まえまして、本当、早急に考え方を整理したいと思っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

断念をされた駅周辺整備なんですけど、ちょっと今補正なんですけど、平成31年度の中では上がってないっていうことでいいですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

後ほど当初予算の御説明をいたしますけれども、今回の補正でお願いしております鳥栖ビルの用地跡にパネル設置工事をいたしております。その年間の管理費等を当初予算でお願い

をする予定ではございます。

松隈清之委員

ということは、市長の選挙前からの話だと、前は見直しをしますということと言われてましたけれども、それは具体的には、調査をしたりとかっていうことは、少なくとも3月の当初の中では何も考えてないと思っていいのかな。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

調査関係とか設計関係、そういった類いの予算の計上は、予定はしておりません。

松隈清之委員

まあ、骨格的なという意味でそうなのかもしれません。それは、一般質問等でまた見解を聞きたいと思います。

あと、先ほどの個人番号カードの事業で繰越額の中でできたからと、今回ゼロになってますってことなんですけど、国庫支出金っていうか補助金で入ってる部分はゼロに落とすっちゃうことなんですけれども、歳出も5ページっていうのかな、上に振ってあるのは4ページなんですけれども、負担金、補助及び交付金も補正後ゼロなんですけど、これって、さっき言われたその300万円ぐらい、繰越金で払ったっていう部分は平成30年度はないってことですか。ゼロっていうかは、そこに対して、負担金の額は。

野下隆寛情報政策課長

平成30年度支出の分も、繰り越した分から支出をしているものでございます。

石丸健一企画政策部長

平成29年度から30年度に繰り越した予算で、平成30年度分を払ってます。

それで、今回ののは、今までずっと1年繰り越して、1年おくれで歳入と歳出全て繰り越して次の年に支払いをして1年ずれた形になってましたけれども、国がそういうやり方はちょっとわかりにくいと思われたのかどうかあれですけど、その繰り越しをしないで一回ここできちんと精算して当該年度でできるように、今回修正をされましたので、今まで、結局前の年のをわざわざ繰り越して、繰越予算を使ってその年をまた来年に繰り越してという、そういう非常にわかりづらいやり方になってましたので、今回ここで、国のほうが補助のやり方について整理をされたものというふうに思っております。

ですから、平成30年度の予算としては、今までであればこれを全て、歳入、歳出全て平成31年度に繰り越しておったんですけれども、もうその作業はしなくて、平成30年度分については平成29年度の繰越予算で使用してますので、改めて平成31年度の方は平成31年度の予算で支出するという形になります。

ですから、今回、一回ここでリセットされるということになります。

松隈清之委員

歳入、歳出の関係でいくとそうなのでしょうけど、だから平成30年度の地方公共団体情報システム機構負担金っていうのは、さっき言われた300万円ぐらいあるんでしょう。

それは、この補正後もゼロなんですけど、結局、平成30年度にはどっかで払っているんですか。ここじゃないところで上がっているんですか、歳出は。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

金額につきましては、すいません、ちょっと訂正させていただきます。

平成29年度から30年度に繰り越した予算が約700万円ございます。これは歳入、歳出とも合わせて。

実際、平成30年度繰り越した結果の平成30年度分として支出しているものが、2回に支払いが分かれていますので、360万円と先ほど申し上げましたのは一部です。

それで、合わせて繰り越した700万円の予算から約650万円を支出しております、繰越明許費としてですね。それと基本的に同額を、繰越明許費の財源として国から歳入を受けるという形になります。

以上です。

松隈清之委員

だから、繰り越しで支出しているから、この平成30年度の補正予算書には上がってこないということかな。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

おっしゃるとおり、平成30年度の補正予算には上がってきません。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

質疑を終わります。



議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

ファイルについては、06（企画政策部）一般会計予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

平成31年度当初予算の企画政策部関連につきましては、総務費のうち、広報費、情報管理費、企画費、統計調査費、基幹統計費の情報政策課、総合政策課関連として3億5,656万1,000円。

土木費のうち、都市計画総務費、まちづくり推進費のまちづくり推進課関連として1億2,045万6,000円の合計4億7,701万7,000円となっております。

今回の当初予算は、骨格的予算のため経常的事業及び継続事業で編成しておりますが、基幹系システムのソフトウェアのバージョンアップに適用させるための、各種システムのカスタマイズに要する経費として4,656万8,000円。

平成29、30年度に引き続き、都市計画マスタープラン策定に係る経費として717万2,000円等を計上いたしております。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては各担当課長から説明させます。

どうぞ、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

説明は、お手元に配付しております常任委員会資料により御説明いたします。

1ページをお願いいたします、歳入についてでございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の情報センター使用料につきましては、市庁舎南側の情報センターの民間事業者へのアウトソーシングセンター貸し付けに伴う土地建物の使用料でございます。

以上です。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、項2手数料、目4土木手数料、節1都市計画手数料につきましては、用途証明等の年間見込み額を計上しております。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金860万8,000円につきましては、社会保障・税番号制度の個人番号カード関連事務委任負担金に対する補助金でございます。

以上です。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次のページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金404万9,000円のうち、上段の土地利用規制等対策費交付金につきましては、国土利用計画に基づく土地取引届け出事務及び遊休土地利用促進事務に対する交付金でございます。

その下、下段の権限移譲交付金につきましては、パスポート申請など県から移譲を受けました20事業の事務処理に対する交付金でございます。

以上です。

野下隆寛情報政策課長

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、1つ目の県広報紙委託金につきましては、県広報紙の県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じく、その下段でございます国土利用計画法関連調査委託金の13万7,000円につきましては、年4回実施しております無届け取引調査事務に関する委託金でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

節5統計調査費委託金691万2,000円につきましては、平成32年度に実施される国勢調査の準備調査委託金、そのほか平成31年度に実施いたします国の基幹統計調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

以上です。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、都市開発基金の利子の見込み額でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

3ページをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、ホームページ広告収入、主要広告収入及び情報案内版広告収入につきましては、それぞれ年間見込み額を計上いたしております。

また、光熱水費雑入619万9,000円につきましては、アウトソーシングセンター運営に要する光熱水費として計上いたしております。

以上です。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

一番下段でございます。

都市計画図及び白図の販売代金の見込み額を計上しております。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

次に、歳出について御説明いたします。

4 ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費の主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、記者室の嘱託員の賃金でございます。

節11需用費のうち、印刷製本費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、市報とすの音訳版作成委託料及びテレビ広報とすの放送委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、市ホームページサーバー賃借料が主なものでございます。

節18備品購入費につきましては、取材のために使用するデジタルカメラを購入するものでございます。

次に、目4情報管理費の主なものについて申し上げます。

節11需用費につきましては、情報関連機器の消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節12役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク通信料及びインターネット接続料でございます。

節13委託料につきましては、3つ目の情報システム改修委託料4,656万8,000円につきまして、これにつきましては主要事項説明書の5ページに記載がございまして、この事業につきましては、基幹系情報システムが前回の更新から5年を経過するために、サーバー機器をクラウド方式へ移行するとともに、ソフトウェアのバージョンアップを行いまして、システムの安定稼働を図るため情報システムの更新に要する所要額を計上するものでございます。

委員会資料に戻りまして、そのほか情報システムの管理運営委託料及びコンビニ交付システムの保守委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システム使用料及び内部情報系システム関連機器の賃借料等でございます。

5 ページをお願いします。

工事請負費につきまして、情報センターの2階部分の空調設備が故障しておりまして、これを更新するための工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町村等を結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金、そのほか自治体情報セキュリティー対策のためのセキュリティアラウドの負担金及び個人番号カード関連事務の委託に係る地方公共団体情報システム機構への負担金、交付金が主なものでございます。

以上です。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

目9企画費、節8報償費、この12万2,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員8名分の謝金でございます。

節9旅費の77万4,000円につきましては、調査・研究等を含む旅費でございます。

節11需用費につきましては、年間見込み額を計上いたしております。

節12役務費の1万1,000円につきましては、お試し住宅に関する分の検査手数料でございます。

節13委託料につきましては、これもお試し住宅に関する管理委託及び浄化槽清掃業務委託料でございます。

節14の使用料及び賃借料につきましては、旅費に伴います高速通行料等と、あとNHKの放送受信料でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれの規定に基づき所要額を計上したものでございます。

企画については、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

6 ページをお願いいたします。

統計調査費のうち、目1統計調査総務費の主なものについて、申し上げます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、広報統計系の職員2名分の人件費でございます。

節9旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などがございます。

次に、目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、全国家計構造調査、農林業センサスなどに係る調査員の報酬でございます。

節3 職員手当等以降につきましても国の基幹統計調査に要する経費でございます。

以上です。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

最後のページをお願いいたします。

款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節1 報酬29万7,000円につきましては、都市計画審議会4回分、13名分の報酬額でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、職員9名分の人件費に要する経費でございます。

節9 旅費30万1,000円のうち、一般旅費が4万9,000円、都市計画審議会委員の旅費として、費用弁償分が25万2,000円となっております。

節11 需用費につきましては、年間の需用額を計上させていただいております。

続きまして、節13 委託料717万2,000円につきましては、主要事項説明書の16ページに記載しております都市計画マスタープラン策定支援委託料でございます。もう御存じのことと思いますけれども、平成29年度から来年度、平成31年度まで3年間で策定するものでございます。全体構想、地区別構想、また実現に向けた取り組み等を取りまとめるものでございます。

来年度、平成31年度につきましては、これまでの成果を踏まえまして、全体構想及び地区別構想の案の作成をしたいと考えております。また、パブリック・コメント等を実施した上で、最終的な取りまとめを行うものでございます。

続きまして、節14 使用料及び賃借料28万5,000円につきましては、都市計画審議会の視察を本年度考えております。廿日市市に立地的成果計画の策定について聞きたいと考えておりますが、その際のバスの借上料でございます。

続きまして、節19 負担金、補助及び交付金612万3,000円につきましては、12万3,000円が全国都市計画協会負担金、600万円につきましては、開発行為に伴う接道道路整備補助金として計上させていただいております。

節23 償還金、利子及び割引料3,243万4,000円につきましては、都市再生機構立替金の償還金でございます。

続きまして、目6 まちづくり推進費、節9 旅費5万円につきましては、全て一般旅費でございます。

節13 委託料25万6,000円につきましては、先ほど補正の際御説明いたしました、鳥栖ビル跡地に設置したパネル等の年間管理の委託料でございます。

節25 積立金50万円につきましては、都市開発基金の積立金の年間の見込み額でございます。

以上で、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算、企画政策部関係の御説明を終わります。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

鳥栖駅周辺整備事業に係る件だけでもさ、さっきも質問があったけれども、当初予算に直接かかわるのは、さっきあなたが言われた25万6,000円で、あとはないんだということであったわけね。

もちろん、これは骨格予算であって、あと6月でどういった形で出てくるかどうかということなんですがね。

わからんならわからんでもいいということなんですが、市長は今まで、例えばことしの1月、区長会でね、自分は断念したけれども、これに対して腹案があると区長会で言ってるよね。それから、全面見直しについてというふうなことで、早急にプランの練りあわせを進めますと。

だから、この件に関して、見直しとかそういったことに対して、あなた方に対して具体的にどうのこうのという指示はあったのか。それから、あなた方は、市長の腹案ということを知っていたのかどうか質問します。

聞いてなかったら聞いてないでいい。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

直接指示もいただいておりません。

また、腹案についてもお伺いはしておりません。

尼寺省悟委員

これは、もう直接市長に聞くしかないんですがね、それで、もう一点だけ。

この全面見直し、これ市長の選挙中のことでね、この中の一番最後のところに鳥栖駅の東側出入口が大変重要な課題であると、こういう書き方やね。

今までとはちょっとニュアンスが違うったい。

相手候補の榎原さんも東口の設置と、そういった言い方をされているということで、市長自身も今までの橋上駅をつくって、東と西の交差点を改良していく、結果的にあれはお金がかかったということで断念したんやけど。

だから、それとは違った形で、単純に言ったら地下道を延伸すればいいし、東口を設置するだけ、改札口を設置するだけ、そういった考え方に基づいてこうなんだというふうにあなた方は理解しているわけ、その辺を。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません、選挙後、市長とお話をしておりません、わかりません。

ただ、我々断念までJR九州さんとは、まちづくりという観点からスタート地点だということで、単純に鉄道施設である鳥栖駅の利便性向上だけを考えて整備するものではないということで、断念までは進めておりました。

単純に、東口というのがどういうことを示すのかわかりませんが、単純に東口の改札をどうにかするというのであればJRさんとの協議は結構困難なものになると思っておられます。

尼寺省悟委員

東口の設置、改札口の設置という観点で言うならば、駅の利用者だけだから、それに対して橋上駅をつくって、こうすれば、駅の利用者以外の方の交流はちゅんか、それがいいかどうかちゅんのは私はちょっとまだ、はっきりないんやけれどもね。

だから、そういうことだと思うんですけど、ただこれを見るとね、何か東口の設置ということで、ちょっと今までとはね、考え方が違ったのかなあという印象を受けたんで、市長がどう思っているか。それは市長に直接、一般質問等で聞かないかんけれども、少なくともあなた方としては、今言った、単純に改札口の設置だけでは、ちょっと話が違ふんじやなかろうかというふうには思ってるわけね。

その辺は、どんなふうには思ってるの。

石丸健一企画政策部長

今まで、さまざまな検討がなされております。

それで、東口設置についても橋上駅化する前に検討とかもなされておりますけれども、まちづくりをする上で一番いい形ということで、今回断念に至りましたけれども、そういうプランを考えております。

ですから、今の段階でどうというのは全くありませんし、また調査したり、いろいろ今から考えていく上で、まずは市の考え方を整理する必要があるというふうには思っておりますけれども、今の段階で整理はできておりません。

尼寺省悟委員

何回も繰り返して聞くけれども、具体的に市長のほうからどうこうちゅん具体的な指示はなかった。ないわけね。

ちょっとそれだけ。

石丸健一企画政策部長

公約についてのお話というか、選挙の後に市長とお話をしたことはございます。

ただし、突っ込んだお話までには至っておりませんので、具体的な内容については、現時

点でははっきりしておりません。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

先ほど、補正の中でもあったんですけど、都市開発基金利子50万円。

さっき聞かなかったんですけど——1万1,000円だったかな——52万5,000円のに対して1万1,000円ぐらいしかなかったと思うんですよね。

それで、それはそれで別にいいんですけど、今回も50万円利子で上がってるんですよ。その50万円の利子が出る見込みってあるんですか。

補正では、がばっと落ちとったけど。

石丸健一企画政策部長

基金の運用の仕方が、銀行に預け入れる方法と資金繰りで、役所の貸し付けしなくてそのお金を回す方法がございまして、予算計上の仕方としては、金融機関に貸すという予算を上げておりますので、それで当初予算。それで、補正になったのは、それが金融機関ではなくて内部で利用したということでございます。

松隈清之委員

引き続き、今回クラウド化をされるってということで上がっておりますけど、具体的にこれ、情報センターって、今回、今までどおりの使用料も上がってるし、空調とかのね、やつも上がってるんですけど、情報センターとのかかわりというか変更点って、要はサーバーこっちにないんですよね、もう。

今の段階ではあるのか。移ったときにはなくなるんだろうけど、そのクラウド化された後の情報センターの役割とかって何かあるんですか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

クラウド化というふうに、今回予算を上げさせていただいてます。

おっしゃられたとおり、現状基幹系情報システムのサーバーは向かい側の情報センターに設置しております。

それで、来年度の更新時には、今のところ福岡市内のデータ専用の建物に移設する予定です。

情報センターの今後の役割といたしましては、現在共同アウトソーシングをしておりますので、それについてサポート部隊が実際常駐してあります。その役割は、基本的に変わりません。

極端に言いますと、サーバーだけが移設すると、ほかのサービスについては、今までどお

り運用をしていくというふうに考えております。

松隈清之委員

サポートの人、委託しているところの人たちがおられるってということですね。建物的には、多分まあまあサーバーで取ってると思うんですよね。

それで、なくなったら大分レイアウト、変わるんですか。それとも、ただ物置みたいになるんですか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

サーバー機器につきまして、今回基幹系情報システムは、福岡のデータセンターに移設する予定なんですけれども、ほかのシステムのサーバーはまだ数多く設置されております。

ですから、全てのサーバーが移設されるわけではなくて、そのうちの一部だけが今回は移設されると。

今後、ほかのサーバー類についても、データセンター等へ移行していくかどうかは、今のところ未定なんですけれども、現状としてはほかのサーバーも結構残っておりますので、大きな変化は現時点ではないということです。

松隈清之委員

それ、基幹系システムだけを移すっていうのは、たまたまそのタイミングとして多分そうなっているんでしょうけど、今後の方針としては、部分的にクラウド化するだけってあんまり、意味がないとは言わんけど、逆に残す意味もないですよ。

ということは、そのシステムの更新時には、随時クラウド化されていくっていうことで理解していいですか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

クラウド化につきましては、システムを導入しているベンダーの方針によるところが大きいと考えております。

基幹系情報システムについては、全国的にクラウド化が進んでおりますので、現状3分の2まではないですけれども、恐らくそれぐらいの数が、約1,000の市区町村が外部のデータセンターを利用しています。

それで、ほか財務システム、文書システム等のサーバーはそこに設置をしているんですが、これについても、一応クラウド化できないかというような話をしておるんですが、そのシステムに関しては、基幹系とは違って全体的なクラウド化が、まだ済んでない部分もございませうので、クラウド化した場合、財務システム等についてはちょっと割高になるという話を聞いてます。だから、現時点ではそのままと。

ただ、ほかのシステムによっては一部、今回例えば、土地評価システム、これは税務課の

予算ですけれども、来年度更新を予定されておりますが、これについてはクラウド化の予定になっております。だから、システムごとに徐々に進んでいくものとは考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

直接予算、担当が企画であったんで、さっき総務のところ、ちょっと職員提案制度について聞いたんですけど、あれは、今、機能されてるんですかね、職員提案制度は。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現在も職員提案制度、持っております。

特に、集中募集期間等を設けながら、職員に年間を通しての提案を求めています。

以上です。

西依義規委員

ちょっとホームページを見させていただいて、平成24年度、大分前なんですけど、4番に職員提案制度にプレゼンテーション方式等の導入についてっていうのが上がってるんですね、職員さんから。これは、プレゼンテーションしてから審査し、課長、係長へも市長とかもって書いてあるんですよ。

今、その提案制度に対する審査とかは、どういう形でされているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

年間を通して、職員から提案を受け付けております。

それで、一定、時期を決めまして、まとめて審査をしておりますけれども、職員提案審査会を設けまして、そこで提案内容等の審査を行っております。

以上です。

西依義規委員

それは、文書によるものをこっちで見る、こういうプレゼンテーション方式はとってる、とってない。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まずもって、職員提案の提出方法なんですけれども、所定の様式に提案内容等を記述、記載させまして、それを受け付けて、まず私ども担当課のほうで見て、あと、その提案に書かれてる取り組み、想定される担当課、そういったところへこの提案の実現性等々について、事前に聞き取り調査等しながら、職員提案審査会の中でその評価をしております。

ここで、西依委員おっしゃったプレゼンテーションによる提案というのは、例えばそういったものを日ごろの、いろんな会議の場とかそういったもので、そういうプレゼンテーショ

ンをやるってというようなシステムっていうか、そういったのを導入したらどうかということだったというふうに思いますけれども、その審査の当時、結果としては、いわゆるこの提案に対して、優秀提案とかそういった賞には該当しておりませんが、今後、それぞれの職場において事務の参考にするといいますか、そういったものを活用しながら今後の業務につなげていくというところで共有をしたところでございます。

西依義規委員

総務のほうでも言ったんですけど、職員さんのアイデアとかを掘り起こす作業としてはいいと思うし、先ほどのあれで、ふるさと納税の話をしたんですけど、そうやってプラスに、職員さんが、ひょっとしたら——夢まではいかんですけど——自分の思いがかなう職場でないとかやっぱりいかんと思うんですよ。

多分、今までの現職の市長の反省からだと思うんですけど、やっぱそういうのを、企画なんで、企画のほうからですね、総務なりに上げて、ふるさと納税の活用方法でも、それを職員さんから応募するなり、何かそういう。

やっぱり、そこで職員さんに、もちろんプレゼンテーションでもいいですけど、市民の願いを一番聞いているのは現場の職員さんなんですよ。現場職員さんは、やりたくても、けど財源がないとか財政的にも切られてるわけやけん。そこを何とか企画としては、やっぱ拾い上げていくのがちょっと与えられた使命ではあると思うんですけど、そういったこと、似たようなことでも何かされていることってあるんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、職員提案制度につきましては、今、西依委員がおっしゃいましたように、年間を通して募集をしておりますけれども、職員からの提案の件数が少ない年もありますし、あと、出された提案が実現まで至らないようなところもございますので、そういったものにつきましては、広く周知を図りながら、まず募集を、手を挙げやすいような雰囲気づくり。

あと、要はスモールサクセスといいますか、いろんな成功事例を積み上げていくことで、職員がそういう自分が提案したことが実現して、それが市民サービスにつながっていくと、そういったものが1つでも多くなっていけば、自分の意見がそういう政策に生きていくんだということになりますので、何とかそういった提案そのもののハードルを少しでも職員が越えやすいような形で、実は毎年見直しを、必要に応じてかけているような状況ではあります。

ですから、今おっしゃられたように、例えば1つの案として、ふるさと納税、寄附金そういったものについて、例えばテーマとして取り組むとか、そういったことも考えられるのかもしれないけれども、いずれにしても、そういった職員がみずから発意をして、そして職員のスキルアップを図っていく、そういった有効なツールとっておりますので、ぜひとも、

今、委員おっしゃったような形で活用できる方策を今後も検討していきたいと思います。

西依義規委員

多分、件数が減ってきているのは、職員さんも段々——言うちやいかんけど、諦め感——お金がかかるのは絶対無理やろうと。

お金がかからないほうでって、それは限界がありますよね、そんな毎年しとったら。

だから、そこをやっぱりリニューアルしていただいて、これまでの職員制度もそれでよかったですと、けどこれからはそういった、本当先ほど松隈議員からもあった、要はアイデアを拾い上げる、そこはやっぱ担当課以外にも全職員にそういった流れも必要かなと思いますんで、ぜひ御検討ください。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

飛松妙子委員

すいません、今の関連で、この職員提案制度で、実際実現したものってあるんでしょうか。

実際、ホームページに、平成23、24、25、27、28年と提案の概要は書かれているんですが、具体的にこれが実現しましたっていうのは書かれてないんで。

これが、全部実現しているのか、その辺をちょっと教えていただいてもいいですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

実は、すいません、これまでに、たくさんの職員提案がなされ、そして取り組みを行うということで表彰等に至った提案がございます。

今、資料を持ち合わせておりませんが、1つ直近の例で申し上げますと、国民健康保険の係の案件だったと思うんですけども、それまで口座振替等による作業を行っていた分を、もう職員が実際執務に当たる中で、ちょっと提案の内容覚えてないんですけど、改善を行えば市民サービスに直結するということで、実際自分たちが業務に当たって、そして改めることで住民サービスにつながるというようなものがあって、それは実益的にも市民サービスに直結をするということで採用した事例がございます。

あと、そのほかにも複数ございますが、ちょっとすいません手元に資料を持っておりませんので、申しわけございません。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

あともう一つ、庁舎建設でも、何か職員から提案を募集しているようなことを少しお聞きしたんですが、そうなのかどうかをちょっと教えていただいてもいいですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

昨年、庁舎につきましては、基本計画を総合政策課のほうで担当させていただきました。

そのときに、庁内に対する意見募集というようなことで、アンケート的なもので意見を聞いたこともございますし、あとそれぞれ部会を設置をして、窓口部会とか、あと執務部会とかそういったものやっておりますので、その中で窓口担当職員が各職場の代表といいますか、そういう形で意見を吸い上げてその意見を計画に生かしていくというふうなことはやりました。

なお、現在も、今、設計等もやっておりますけれども、引き続き部会については継続してやっております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

それでは、続きまして6ページの県民だよりのところで、済みません、これは町で配つてなのか、それともどこかに委託しているのかその辺を教えていただければと思うんですが。

野下隆寛情報政策課長

県民だよりの配付につきましては、県からこちらに配送されまして、これが行政区ごとに分類されてます。それで、各区のほうに個人さんへの配付をお願いしているところです。

以上です。

飛松妙子委員

NPO法人とか障害者の事業所さんとかに、何か委託をしているということはなかったでしょうか。県民だより以外で、何か。

わからない。

石丸健一企画政策部長

県から各市町、逡送便といいまして、県庁の書類が来るんですけど、それに福祉関係団体の方が従事されておられます。

飛松妙子委員

わかりました。

そうですね、できるだけそういう福祉関係の方にさせていただくと報酬関係も上がるのかなと思いましたので、ちょっと確認させていただきました。

そういった基幹統計費で統計調査臨時職員賃金、先ほども統計調査員の報酬というのがあって、減額されてまして、人数が集まらなかったっていうことでお話があったんですが。この調査員の報酬、予算を立てて、何人の人員で、どのくらいの期間でするっていうのが決まってると思うんですが、何人という募集が集まらなかったときに、その期間におさまるのか、

それとも、例えば残業とかが発生して調査を全て終わらせているのか。

その辺を教えてくださいというんですが。

野下隆寛情報政策課長

調査員のほうは、調査員自体100人ちょっといるんですけども、実際調査に当たられる方が、皆さん当たられることができなくて、結果的に調査員割れというような状況で。さらには調査に先立ちまして、各区回りまして、区長さんに新しい調査員さんを御紹介できないかというような活動もしているところがございますけれども、少ないのが現状でございます。

それで、まず調査の期間というのが決まっておりますので、その間に調査を完了する必要がございます。

少ない人数になったところで調査員の一人一人の負担がふえるんですけど、1エリアが2エリアになったりというような感じをお願いをしているというふうでございます。

あと、その人の残業とかについては、ちょっと余り把握してないというか、あまり早朝とか夜中というのは余りお勧めしていないところではあります。

以上です。

飛松妙子委員

調査内容に対しては、人数が少なくなってもきちっとできてることによろしかったでしょうか。

野下隆寛情報政策課長

定められた調査は期間内に終了をしております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

[発言する者なし]

いいですか。

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係の質疑を終了いたします。

〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓

報 告 (企画政策部総合政策課)

市民満足度調査経過報告について

中村直人委員長

続きまして、議案外ではございますけれども執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

ファイルについては、議案外の報告01（企画政策部）になります。

それでは、報告をお願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

お手元の資料、ごらんいただいていると思いますけれども、平成30年12月定例会総務文教常任委員会で御説明しておりました市民満足度調査でございますけれども、これにつきましては、昨年、平成30年12月からことし31年1月にかけて、市内の18歳以上の市民の方2,000名の方を対象に実施をさせていただいておりますけれども、この調査をするに当たりまして、住民記録情報から対象者を抽出しておりますけれども、その工程におきまして誤りが生じておりまして、その結果、調査対象者の地区等に偏在性が認められております。

今、お手元の資料に表をお示ししておりますけれども、地区ごとの偏在の状況につきましては、資料の表のとおりでございます。

資料を見ていただきますと、地区の人口欄というのがございますけれども、ここに抽出作業時点の地区ごとの人口と、その全体人口に対する割合、そしてその右側、対象者抽出数欄に抽出数とその割合というのを示しておりますけれども、ごらんいただきますように、地区の人口に対する割合よりも多く抽出をされた地区、また、逆に少なく抽出された地区があります。

この原因につきましては、18歳以上2,000名ということで、無作為抽出を鳥栖クラウドサービスセンターのほうに業務依頼をしておりますけれども、その抽出作業工程において通常の作業とは異なる、当方からの指示ではない条件設定によります作業が行われまして、その結果、対象者の地区及び年齢等に偏りが生じたということで、その対象者リストが市に提供されたということが原因でございます。

今回の、この事案、事象を踏まえまして、再発防止策の徹底に努めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、鳥栖クラウドサービスセンターにおかれましては、今回のこの結果について、自社の不備を認められまして、謝罪と合わせまして対象者リストの不備、今回の不備に起因して発生します今後の追加業務に要する費用負担についての申し出がされているところでございます。

総合政策課といたしましては、既に御回答いただいております御意見というのがございますので、こういったものを尊重するために、この偏在性を是正するための追加調査をできる

だけ早く実施したいというふうに考えております。この追加調査の方法につきましては、現在、鳥栖クラウドサービスセンターと協議を進めておりますので、その準備ができ次第、直ちに追加調査を実施したいというふうに考えております。

以上で、市民満足度調査の経過報告についてということでの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、この報告について、何か御意見等がありましたらお願いしたいと思っておりますが。

よろしいですか。

松隈清之委員

すいません、ちょっとよく理解してないところもあるかもしれないですけど、これ抽出、抽出数ですよ。これ、満足度調査はもう終わってるんですよ。

終わってないの。

まだ、調査自体が終わってない。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回、2,000名の方にアンケート調査を実施するというので、2,000名の方を抽出する段階でこの偏在が出ております。

それで、アンケートそのものにつきましては工期を2月末としておりましたので、アンケート調査そのものについては、一旦終了というようなことでありますが、実は、抽出したのは鳥栖クラウドセンター、調査分析……。

中村直人委員長

じゃあ、追加で石丸部長。

石丸健一企画政策部長

当初の分については終了しております。

松隈清之委員

それで、抽出されたうちで、全部返ってくるわけじゃないでしょう、もちろん。返ってくるやつがあるよね。

返ってくる返ってこない、今後の追加でやるっていうのは、その抽出した数に対して、補正かけるような形、是正するような形でやるのか。回答に対して、偏在性をなくすようなまたやり方をとるのかっていう、どっちですか。

石丸健一企画政策部長

抽出のほうでございます。(発言する者あり)

例えば、回答が30%だったら、2,000で30%だったら600なので、その600人を見てするのかそれとも2,000人のところを見てするのかという御質問だったかと思いますがけれども、2,000人のところ、こっちから発送するところの偏在性を是正するという形で追加調査をさせていただきたいと思っております。

尼寺省悟委員

ちょっと、ようわからんやったけどさ、簡単に言ったらね、鳥栖地区の場合は16.2%のところは26.2%になってると、抽出がね。だから、少なくとも16.2%に合わせるような形——基本的に。そういった形で、追加是正をしていくという理解でいいわけ。

石丸健一企画政策部長

地区の人口の、このパーセントにできるだけ近く、もちろん無作為抽出ですので上下ありますけれども、ほぼほぼここに近づくような形、2桁の違いがあるとか、そういう形にならないような形で実施したいというふうに思っております。

中村直人委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

すいません、ちょっと、もう一度教えていただきたいんですが、2,000人はこのまま生かして、追加でどのくらい抽出されるのでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当初調査は2,000人で完了しております。

今回、追加調査で、今、尼寺委員がおっしゃったように、多く抽出したところ少なく抽出したところ、そこを是正するために2,500人追加をいたします。ですので、都合分母が4,500人の調査となります。

中村直人委員長

よろしいですか。

松隈清之委員

いやいや、調査はいいんですけど、それにかかる費用はデータセンターのほうで見てくれるとして、抽出されたやつ自体の整理も当然お金がかかり——今まで、2,000人の中で何%返ってくるかわからんけど、母数がでかくなるんで。だから、4,500人になるわけでしょう。

ああ、返ってきてる分、今までの分はあれだから。

少なくとも、抽出した数自体が4,500人になるんですよね。どんくらい変わってくるかわからんけど。

そのアンケート等をまた整理する必要も出てきますよね、これも見てくれるんですか。

石丸健一企画政策部長

そうでございます。「なら、いいです」と呼ぶ者あり)

中村直人委員長

いいですか。

それじゃあ、以上で議案外の報告を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後 3 時41分散会

平成31年 3 月 7 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教	育	長	天野昌明				
教	育	次	長	白水隆弘			
教	育	総務課	長	江寄充伸			
教	育	総務課	総務係	長	眞子寛盛		
学	校	教	育	課	長	平川富久	
学	校	教	育	課	参事兼課長補佐兼指導主事	中島達也	
学	校	教	育	課	長補佐兼学校教育係	長	立石光顕
学	校	教	育	課	参事兼教育相談係長兼指導主事	古賀泰伸	
学	校	教	育	課	長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係	長	原祥雄
生	涯	学	習	課	参事	竹下徹	
生	涯	学	習	課	長補佐兼生涯学習推進係	長	八尋茂子
生	涯	学	習	課	文化財係	長	久山高史
生	涯	学	習	課	図書係	長	栗山英規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時59分開議

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。



教育委員会事務局

議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

中村直人委員長

本日は、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第 1 号、議案乙第 8 号、議案甲第20号及び議案甲第22号の 4 議案であります。

それでは、まず議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

ファイルについては、07（教育委員会）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

白水隆弘教育次長

本日は、生涯学習課長が病休のため出席ができておりませんので、かわりまして参事の竹下と並びまして課長補佐の八尋において説明をさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

それでは、順次説明に入らせていただきます。

平川富久学校教育課長

おはようございます。

それでは、教育委員会事務局関係につきまして、まず学校教育課から御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

款13分担金及び負担金、項 2 負担金、目 3 教育費負担金、節 1 小学校費負担金及び節 2 中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険であります日本スポーツ振興センター負担金額の決定による減額でございます。

続きまして、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節2小学校費国庫補助金及び節3中学校費国庫補助金につきまして、主なものは特別支援教育就学奨励費補助金の決算見込みによる減額でございます。これは、就学援助への移行及び特別支援教育奨励費認定によるものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

同じく、節2小学校費国庫補助金及び節3中学校費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金及びブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、今年度の国の補正予算で事業採択を受け前倒しで事業を行うものでございまして、弥生が丘小学校屋内運動場非構造部材改修事業及び小中学校の特別教室等空調設備設置事業等に伴うものでございます。

詳細は、歳出のほうで説明させていただきます。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

続きまして、節4社会教育費国庫補助金のうち、国宝・重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、昨年7月に発生しました西日本豪雨により被災した史跡、勝尾城筑紫氏遺跡の災害復旧に伴うものでございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

2ページをごらんください。

款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金、節2小学校費県補助金につきましては、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金の補正でございます。

同じく、節3中学校費県補助金につきましては、放課後等補充学習支援事業補助金の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

その下、節4社会教育費県補助金につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございますが、一番下の文化財保存事業補助金につきましては、先ほど申し上げました勝尾城筑紫氏遺跡の災害復旧に伴う県の補助金でございます。

続きまして、款17財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節1土地売却収入につきましては、昨年度末、用途廃止をいたしました、河内町にございました社会教育研修場跡地の売却に伴うものでございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款18寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節1教育総務費寄附金につきましては、鳥栖市本町1丁目の任意団体でございますななばしよっ会様及び鳥栖市議会議員退職者の会メジロ会様からの、本市の育英資金貸付基金に対する寄附でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、3ページをお開きください。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、143万1,000円の主なものは、中原特別支援学校鳥栖田代分校負担金及び教育施設雑入でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款22市債、項1市債、目5教育債、節1小学校債及び節2中学校債につきましては、国の補正予算により前倒しで事業を実施するものに伴うものが主なものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目2総務事務局費について申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、給与改定に伴うものでございます。

なお、各課ともこの人件費の補正につきましては、同様の理由でございますので、説明については割愛させていただきます。

節7旅費から節19負担金、補助及び交付金の減額につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

節20扶助費につきましては、交通遺児2名分の見舞品に要する経費をお願いするものでございます。

節28繰出金につきましては、育英資金貸付金の預金利子及び育英資金貸付基金に対する寄附に伴うものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは、5ページをお開きください。

目3学校教育事務局費、節1報酬及び節8報償費から節18備品購入費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、項2小学校費、目1学校施設管理費について申し上げます。

6ページをお願いいたします。

節13委託料及び節15工事請負費でございますが、歳入で御説明しましたとおり、国の補正予算により前倒しで事業を行うものでございまして、特別教室等空調設備設置事業につきましては、小学校8校分及び屋内運動場非構造部材改修事業につきましては、弥生が丘小学校のそれぞれ工事監理委託料及び工事請負費が主なものでございます。

また、節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましては、鳥栖小、田代小及び若葉小学校の新年度の特別支援学級の学級編制に伴います、教室の間仕切り設置工事等に要する経費をお願いするものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

同じく、6ページでございます。

目2学校事務管理費、節7賃金から節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額となっております。

目3教育振興費、節18備品購入費につきましては、理科教育等備品購入費の決算見込みによる減額でございます。

それから、7ページをお開きください。

目4学校給食センター費、節7賃金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

節11需用費につきましては、決算見込みによる燃料費及び光熱水費の補正となっております。

節12役務費につきましては、通信運搬費の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その下でございます。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節13委託料及び節15工事請負費でございますが、小学校費同様、国の補正予算により前倒しで事業を行うものでございまして、特別教室等空調設備設置事業につきましては、中学校4校分の工事監理委託料及び工事請負費が主なものでございます。

また、節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましても、小学校費同様、鳥栖西中学校の新年度の特別支援学級の学級編制に伴います、教室の間仕切り設置工事に要する

経費をお願いするものでございます。

なお、関係資料といたしまして12ページ、13ページのほうに、小中学校特別教室等空調設備設置事業及び小学校屋内運動場非構造部材改修事業についてお示ししているところでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、8ページをごらんください。

目2学校事務管理費、節7賃金及び節8報償費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

節11需用費につきましては、光熱水費の決算見込みによる補正でございます。

節13委託料から節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

続きまして、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

節1報酬及び節8報償費から節14使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、放課後児童健全育成事業補助金のうち、主に鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会への補助金の減額によるものでございます。

次に、目2文化財保護費について申し上げます。

節1報酬から節11需用費につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

続きまして、目3図書館費について申し上げます。

節11の需用費ですけれども、決算見込みにより光熱水費が不足しますので補正をお願いしておるものでございます。

続きまして、目4埋蔵文化財発掘調査費について申し上げます。

こちらにつきましても、それぞれ決算見込みによるものでございます。

目8勤労青少年ホーム費でございますけれども、こちらもそれぞれ決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、ページをめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

1行目、2行目、それから5行目の小学校屋内運動場非構造部材改修事業及び小中学校特別教室等空調設備設置事業につきましては、国の補正予算で事業採択を受け実施するものでございますけれども、事業実施が平成31年度となるため繰り越すものでございます。

また、3行目及び6行目の小中学校特別支援学級整備事業につきましては、小中学校の新年度の特別支援学級の学級編制に伴い、春休み期間中に教室の間仕切り設置工事を行う必要があります、事業完了のほうは平成31年度になる見込みであるため繰り越すものでございます。

また、4行目の基里小学校フェンス設置事業につきましては、基里小学校前の歩道橋かけかえ工事やクスノキの伐採と事業間及び関係機関との調整に日数を要したため繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）の教育委員会事務局関係について、説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

大きく2点、質問します。

1点は、特別教室へのエアコンの設置についてです。この件について、私も何回も一般質問等で取り上げて、実現したことについて大いに評価するものであります。

そこでね、質問なんですけど、12ページ。

財源の内訳ということで幾つか書いてありますけれども、これについては国からの支援等あると思うんですが、交付税措置とかそういったのがあると思うんですが、その辺を含めてどういうふうになってるかっていうのをちょっと教えてください。

江寄充伸教育総務課長

今回の空調設備設置事業の財源でございますけれども、国からの国庫補助金につきましては、基本的に事業費の補助基本額の3分の1が国庫補助となっております。

それで、実質的には、補助基本額の上限額っていうのがございまして、空調設備につきましては、空調設備を設置するその教室の平米単価あたりが2万2,000円が上限額となっておりますので、その面積が積算の根拠となります。これで、まず事業費を算出いたしまして、その3分の1が国庫補助金ということになります。

あと、起債につきましては、今回補正予算債っていうものを活用できるということでございますので、国庫補助金の残りの分の裏負担分につきましては、この補正予算債が活用できると。これについては、100%活用できるということで、残りにつきましては、一般の起債を充当するというようなことで財源措置としております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、ことしの夏に工事は間に合うんですか、完了っちゅうのは。

江寄充伸教育総務課長

その件につきましては、実は、まだ設計業務のほうが実施できておりません。

設計業務につきましては、先般より事業採択の内定が2月に入って国のほうから、内定通知のほうがございましたので、急遽事業化というようなことで進めてまいっております。

その中で設計を行っておりませんでしたので、この設計費につきましては、予備費のほうでお願いするというふうなことで御了承をいただきまして、実は本日ですね、この設計に関する入札を早速行いまして、もうあすからでも設計のほうには入っていくようにはしております。

ただ、この設計業務が、約3カ月程度かかるというようなことですので、実際、設計業務が完了するのが6月中旬あたりぐらいになるのではないかということで、それから実際の工事について入札等を行ってまいりますので、それがもう7月に入るのではないかと、現段階ではそういう予定をしているところでございます。

それで、御存じのとおり、今回の臨時交付金を使つてのこの事業というのが、全国的にやはりかなりの数、実施されるというようなことも報道のほうであっております。県内も同様の状況でございまして、実際資材、あるいは人材の確保がスムーズにできるかというようなことが一つ懸念されております。

これは、実際その設計が終わって入札をやってみないとですね、なかなか具体的な日程というのはお示しできないところではございますが、夏休み、早くても夏休みに工事着手と、ぐらいの日程となるのではないかというようなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

これは、私が言わなくてもね、十分わかっておられると思いますので。ことしも、大変な猛暑だと思いますので、できるだけそれは早くやっていただきたいと思います。

あとここに、この資料の中で特別教室が書いてありますが、これで、基本的に教室については、全て空調が整備されたというふうに考えてよろしいんですか。

江寄充伸教育総務課長

今回、整備いたします特別教室につきましては、現在授業のほうで使用しております特別教室全てに設置する予定でございますので、そういう授業で使われているところの教室については全て整備が終わるということでございます。

尼寺省悟委員

それで、資料として、例えば旭小で6室とか麓小で4室とか書いてあって、それ特別室とか音楽室とかね、いろいろあると思うんですが、口で言うのは大変だから、後で資料としてそれぞれの小学校、中学校の何室なのかということ資料としてください。

それから、次です。

これ、別に私は言わなくてもいいと思うんですが、これは教育長も御承知のように、教室の温度というのは夏は何度以下、冬は何度以上というふうに決められていると思います。それで、エアコンをつけて、ぱっと温度が下がるわけでも何でもないし、時間はかかると。

特に、特別教室であるとするならば、普通教室と比べてずっと授業をやっているわけじゃないし、音楽教室に行くんだと、いくらそのスイッチをオンしたとしてもね、それは冷えるまで30分とか1時間かかるかもしれんし、その辺はちゃんと、授業が始まったときに適正な温度になるような形の配置を今後の問題として、お願いしたいと思います。

それから、この件について最後の問題ですが、あと残るは、何と思うかっちゃうたら体育館じゃなかろうかと、体育館。

それでね、屋内運動場といいますか、その整備だと思うんですが、これについて、例えば県内とか、あなたが知っているところで整備をしているところというのは御存じないですか。

江寄充伸教育総務課長

屋内運動場につきましては、県内について実際調査はしておりませんが、小中学校で屋内運動場に空調設備があるという事例は存じ上げておりません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

これについても国の支援というか、それは具体的に何かあるんですかね。

江寄充伸教育総務課長

屋内運動場につきましては、当然授業で使ったり、あるいは社会体育で使ったりと、一方避難所としての機能も持ち合わせております。本市におきましても、市内12小中学校、全て避難所として指定をしております。

そういう意味で、これは全国的にも小中学校の屋内運動場というのは避難所として指定されているところが多いので、国の支援策としては、防災強化事業という補助メニューはございます。その中で、屋内運動場についても、一応補助メニューの中には計上されているということは伺っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、言われたように、その必要性、屋内運動場ね、体育館等についてはやっぱり整備が必要だというふうな認識が、今の答弁から見ると持っておられるようですので、それは、次の課題として、ぜひ進めていただければと思います。

それから、次の問題です。

先ほど、勝尾城についていろいろ言われたんですね。勝尾城について、あなた方がまとめたものを見てみると、あそこを整備していく段階で1つの課題となっているのが筑紫氏館跡ね。あそこに民間の宗教施設、神社があるというふうなことが書いてあったように記憶してるんですが、もともとあそこは筑紫氏館跡であって、神社と館というのはあんまりそぐわないような気もするんですけれども、あそこは土地を含めて、その神社が権利ちゅんか持っているんですか。

その辺は、どんなふうな形であそこを整備していくときにその問題を整理してやっていこうというふうに考えているのか、ちょっとその辺を聞きたいんですが。

久山高史生涯学習課文化財係長

あそのの、通称筑紫神社と申しますが、私たちは筑紫氏館跡と申しておる、あそこについては言われるとおり、今、民間の宗教施設のようなものがございます。それについて、以前、市役所関係でそういったものについて調査したときに調査いたしました。

その結果、昭和30年代初めのころに、地元の要望によって、あそこを市が買ったそうです。それ以前から民間宗教施設というのがあって、当時はそういったものを曖昧っていう言い方はおかしいんですけれども、現状のまま買ったということを聞いております。

現在は、一部の民間の方が細々とされておるんですけれども——一部、基山の宗教団体が入っているという問題が正直あるみたいですが——今、私たちは考えているところでは、今建っている建物、あれが自然に崩れるか何かしたときに、当然建築確認が出てくると、その建築確認を通さない。そういった形で、建物についてはなくなっていくだろうというふうな感じで考えております。

ただ、あそこは江戸時代終わりぐらいからの石仏等がありますので、そういったものについては、もともと民間宗教の遺物として残す部分。そして、そういった新しい部分の建物については撤去できるものは可能な限り撤去する。そういう形で、当面見守っていこうという形で考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

今、見守っていこうと言われたんですけど、整備していくに当たっては、あそこはある意

味じゃ、邪魔っちゅうたらいかんけど、やっぱりあれは撤去して、整備していくっちゅうふうになるんでしょ、そういうふうにお考えなんでしょ。

久山高史生涯学習課文化財係長

最終的にはそういう形にすることで、整備委員会の中でも確認をとっております。

尼寺省悟委員

だから、土地はその民間施設のものなんですか、土地は。

久山高史生涯学習課文化財係長

筑紫氏館跡については、ほぼ全域が市の土地になっております。

尼寺省悟委員

神社ではあるけれども、土地そのものは市の所有地なんだと。それを、地元のどうのこうのがあって神社が建っただけなんだと。

だから、市の所有地であるから、ある意味じゃあそんなに難しいって言ったらいかんけど、そういうふうを考えていいんですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

登記については、顧問弁護士の方とも相談等いろいろしておるんですけども、現実にもう70年以上そこにおられるということもあって、今すぐというわけにはいきませんが、少しずつ理解を得ていこうという形で考えております。

尼寺省悟委員

あんまり、ようわからんけど。

この際だから、ちょっと外れるかもしれんけどね、私の気持ちばってん、整備のやり方として、少なくとも鳥栖市の一つの大きな歴史的な財産なんだから、館跡というのが、来た人がぱっとわかるような形の整備の仕方っちゅうか。

もちろん、歴史の偽造をしたらいかんと思うけれどもね、だから見た人が——吉野ヶ里みたいな形で。あんなふうにしろとは言わんけど——館跡として来た人がぱっとわかるような形の整備をしていったらね、もっともっと近隣から歴史ファンだけじゃなくて、いろんな人が来て一つの活性化、鳥栖市のまちづくりという形になるんじゃないかなと思うんですけども。

館跡っちゅう形での整備の方向っちゅうんか、そう大げさなものやなくてもいいんやけど、ここにこういったものがあつたんだと、そういった整備っちゅうのは考えられんのかな。

ちょっと一言だけ。

久山高史生涯学習課文化財係長

今現在、もちろん解説板等、数カ所立てておりまして、もともとの石垣遺構の場所とかそ

ういったものについては表示をしております。

あと、見学会等についても、ふだん入りにくいところまで説明のほうはやっております。一応、今、そういう形なんですけど、今、葛籠城跡地を集中しておりますが、伐採等でわかりやすくするっていうのはふだんから進めておりますので、まだ少しずつではありますが、わかりやすいような形で見ていただけるように考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今の件、ちょっと確認をしたいんですけど、底地は市の所有になってるけれども、そのの上にお社みたいなのか建ってるっていう状況なんですかね。それで、それは地元の要望で、市に買ってくれて話があってそうなってると。

その社自体を、当時誰が建てたか知らないんですけど、それは市の土地になってるっていう認識があるんですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

もちろん、そこを市が買う以前からそこにそういう民間宗教施設があった、そういう形で市が買ったということを知っている方もいなかったそうですけれども、史跡に指定するときに、現所有されている方という形で同意の書類を取っております。

ですから、現段階では、ここは市の土地であるという認識は持たれております。

松隈清之委員

ということは、別に長くそこにいるから、取得時効を主張されてるわけじゃないっちゅうことですね。要は、その土地が市のもんであっても、それは知らんと、知らずに使い続けたら取得時効が成立するじゃないですか、その間何も、市も言ってないってことだったら。

だから、そこはないっちゅうことですね。

少なくともそこは、もう市の土地でいいですよっていう話はできているってことですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

今現在、使われているところについて、市内に住まわれている複数名の方ですけれども、その方が使われている分についてはそういう形でされてます。

ただ、この件については、まだちょっと整理中ですので、もう少し時間がかかるかなと思います。

松隈清之委員

どうするかっていう整理はね、多分せないかんのでしょうか、その方々が、いや、もうずっと住み続けてるし、退けとも言われんかったと。市の土地だから出ていってくれとか、

そういうことも一切言われてないぞと、今まで。

そうすると、その人たちの取得時効が成立する可能性があるじゃないですか。

それはない、いや、市の土地なのはわかってますよということで、今から話が進んでいくと思っていいんですか。市の土地であると、自分たちの物ではないという認識を持たれてるって理解していいですか、時間がかかってもいいんですけど。

久山高史生涯学習課文化財係長

最初に申し上げたとおり、今建ててある昔の建物については、その方たちが建てられたということで使われていますけれども、この建物はもう建てかえることはできませんよ、という話はしております。

松隈清之委員

いや、そういうことではなくて、要は自分たちの土地だという主張をされているわけじゃないんですよ。

久山高史生涯学習課文化財係長

そういう話はされておられません。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

飛松妙子委員

先ほどのエアコンの件なんですけど、国が昨年11月の補正予算で822億円、国庫補助金をつけていただいたんですが——公明党も一生懸命頑張ってつけさせていただいたんですが。

先ほど、佐賀県の状況を言われましたが、普通教室が62.9%、特別教室が45.2%、体育館が0.4%つけてるってということで設置率がきておりますので、どこか多分体育館につけてらっしゃるところがあると思います。

先ほど、江寄課長が言ってくださったように、今後体育館、避難所の備えっていうのを、体育館のエアコン設置に向けても鳥栖市も向かっていくと思っておりますので、ぜひまた、もうちょっと先になるかもしれませんがよろしく願いいたします。

それで、ブロック塀の補助金とエアコンという補助金のくくりだったと思うんですが、このブロック塀の補助金について、今回はされてないんですが、このブロック塀の補助金の内容が通学路で、民間のところそういうのが値するのかなどかの考え方を、ちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

ここに、ブロック塀とエアコンの補助金と、交付金ということで書かれてらっしゃいますので。

江寄充伸教育総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、今回の臨時交付金につきましては、昨年大阪府のほうでブロック塀が倒壊して、小学生の女児が死亡されたと、痛ましい事故が起こりまして、それと昨年度の夏の猛暑対策としてこの臨時特例交付金というのが創設されたというふうに伺っております。

その中で、このブロック塀に対する補助金、いわゆる改修の補助金でございますけれども、今回本市においても基里小学校のほうにそういうブロック塀がございましたので、この分についても一部交付を受けるようにはなっております。

このブロック塀の補助金ですけれども、一応補助要綱の中では、あくまでも学校施設内のブロック塀の改修に対する補助だということで認識しておりますので、通学路等についてこの交付金が活用されるかどうかというのは、多分該当しないのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。ありがとうございます。

それから、3ページの中原特別支援学級の分担金なんですが、今の中原支援学級の状況を教えていただきたいと思います。

[発言する者なし]

中村直人委員長

わかりますか。

平川富久学校教育課長

委員の御質問でございますが、41名ほど中原特別支援学校の児童生徒が田代小学校の施設を借りて、勉学をしているという状況でございます。

飛松妙子委員

当初始まったときは、たしか四、五人だったかと思うんですね。

その10倍に今なってるっていうことで、教室もかなり狭いっていうお話もお伺いしてて、いろいろ先生たちが工夫しながらされてるっていうことと、あと、やっぱり普通の公立の小学校の中に支援学校がある、分校があるっていうところで、いろんな御苦勞もされてらっしゃるってお聞きしてるんですが、そのことで、中原特別支援学校の分校と教育委員会との間で、今後こんなふうにしていこうとか、あと、ちょっとこれ以上は、もうふやすのが難しいとかそういう状況とかがありましたら教えていただきたいと思うんですが。

平川富久学校教育課長

具体的に話が進んでいるわけではございませんが、鳥栖市も特別支援学級がふえる傾向に

ございます、これは鳥栖市の課題としてですね、考えていかなければいけないというふうに思っております。

そこに、鳥栖田代分校の子供たちの数もふえてますし、中原特別支援学校の本校のほうも数はふえているという状況がございまして、県から田代小学校の施設の借用について、こういうスペースをお借りできないかとかいう御相談があったりしたことはありますが、田代小学校も御承知のとおり、もう施設面でもかなりきゅうきゅうの状態がございまして、今後、県として特別支援学校の鳥栖田代分校をどうされる方針ですか、御予定ですかというところはお尋ねしておりますが、その辺について明確な、こういう案で、という御提案も今のところあっていない状況でございます。

県のほうからそういうふうなお話があったり、田代小学校がもうとても大変、もう県から返していただきたいというようなぐらいになれば、また御相談はしなければいけないなというふうに思っているところでございます。

飛松妙子委員

わかりました。ありがとうございます。

次に、6ページと8ページの、特別支援学級生活指導補助員賃金の120万円ほどの減額——130万円ですね。これ、人が集まらなかったとか何か、時間が短かったとか何かそういうのがあれば教えていただきたいと思うんですが。

平川富久学校教育課長

これにつきましては、途中体調を崩されたりして休まれたり、赤ちゃんができて途中、間があげられたりして、そこに次の方を見つけるのに、やっぱり前もって聞いててすぐ充てられる状況ではなかったすることもありましたので、そこで賃金が払えなかったというか人に払わなかったということで、決算見込みで減額ということでございます。

飛松妙子委員

わかりました。ありがとうございます。

次に、8ページの健康診査の委託料の減額。これは、受診者数が少なかったのか何か理由があれば教えていただきたいと思えます。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

言われるように、受診者の減というところもありますが、当初見込んでいた人数というのも生徒児童については、多少多めに挙げてる部分もございまして、また教職員の方については、やはり希望というところで受けていただいておりますので、その中で人数が減ったと。

見込み、当初の人数よりも少なかったということで減になっております。

飛松妙子委員

希望で健康受診をされるってことは、御自身で健康検診、人間ドックとか受けていらっしゃるかどうかというのを把握されていらっしゃいますか。

平川富久学校教育課長

教職員につきましては、県の互助会といたしますか、福祉のほうで人間ドックの募集もしておりますし、そちらを受ける教職員も多うございます。

そして、それを受けない職員については、こういったものを利用して健康診断を受けるようになっておりますので受けていると。ですから、少し多めに予算は計上して、そっちの県の間ドックを受けて、こちらのお金を使わなかったので減額というようなことでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、全員、健康検診を受けていただいているという理解でよろしいですかね。

あと、教職員の中で体調不良とかで欠席、長期休まれていらっしゃるとかそういう方がいらっしゃれば、あわせて人数とか教えていただけますか。

平川富久学校教育課長

年間を通じて1年間全部お休みをされたりとか、途中から出て来られたとかいろいろありまして、ちょっと今、具体的な数字は持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

申しわけございません。

飛松妙子委員

最後ですが、7ページの嘱託職員さんのマイナス200万円、このことも、ちょっと御説明を詳しくいただければと思います。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

御指摘の部分でございますけれども、学校給食センターの嘱託職員の賃金の決算見込みによる減額でございます。

状況といたしましては、昨年の年度末、3月に急遽2名の嘱託職員が退職をされたということがございました。

その後、すぐ募集をいたしましたけれども、集まらないという状況がございましたので、当面は臨時職員、代替職員のほうで人的な補填を、業務に必要な人員は充てて作業をしてきたところなんです。結局その後、年末になりまして、ずっと募集を継続しておったんですけれども、1人臨時職員からの応募がありまして、その後、また新年度に向けて嘱託職員の募集をしておりまして、一応応募がございました。

したがいまして、200万円という大きな金額の残額が出ておりますけれども、この理由といたしましては、嘱託職員の急遽な退職によるものが主な理由でございます。

よろしく申し上げます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

いろいろお聞かせいただいたんですが、やっぱり途中で退社されたりとかお休み取られたりとかいうので結構人手不足といいますか、どこでもそうなんです、学童とかも保育士不足とかもあってますので。この辺の対策を今後、またどういうふうにしていくかっていうところが課題かなっていうのが見えてきましたので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

竹下繁己委員

給食センターの需用費について教えていただきたいんですけど、中学校と図書館も需用費、光熱費が補正で上がってるんですけど、中学校とか図書館とかは、昨年暑かったから空調で電気を使ったのかなあと思うんですけど、このセンターの385万円の補正は、なぜ、どのような理由でこれだけの補正が出たんですかね。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

御指摘のとおり、今回給食センターの需用費として385万円、そのうち燃料費が55万円、光熱費が330万円ということでお願いをしております。

内容といたしましては、燃料費につきましてはガス代でございます、主に食器洗淨に使うもの、ガスを使っておりますので、ガスで温水、熱湯を沸しそれで食器の洗淨をしているということがございます。

今回、食器の洗淨を十分に行うために、食器洗淨機の手速を緩やかにしたりしています。そのことによりまして、水がふえ、お湯がふえ、ガスふえるというような状況が出てきております。光熱費につきましては、主なものは、やはり空調の稼働によるものということになっております。

給食日数等は前年度と比較しますと1日、2日ほど少なくなっておりますけれども、実際の稼働時間が例年よりも長かったというふうに出ております。そういったことによりまして、今回385万円の補正をお願いしているものでございます。

よろしく申し上げます。

松隈清之委員

特別教室の、空調関係で。

結構な、金額も大きいんですけど、学校、教室数になると思うんですけどね。それは、もう短期間でなるだけつけたい、早い段階で設置して2学期から使いたいということになると思いますが、そうすると、これは受ける業者さんっていうか、どういう入札をされるのかな。

1社で全部対応するような入札ができるのか、あるいは分けて発注するような形になるのか、それがどっちが得でどっちが早いのかようわからんですけど、そこはどうなんですかね。

江寄充伸教育総務課長

先ほども御説明しましたとおり、設計がまだできておりませんので、設計完了後速やかにそういう金額、事業費とかも当然関係してくると思うんですけども。過去に普通教室の整備を行った実績はございます。そういうことも含めると、そういったことを参考に入札、契約あたりはグループ分けとか等にはなっていくのかなというふうには考えております。

松隈清之委員

今回補正でどこでもね、県内だとかも近隣も含めて、多分一斉にこういう形になるでしょうから、最初に説明にもあったように、業者さんの手当とか資材の手当とかっていう部分も出てくると思いますし、なるべく早く設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前10時50分休憩

oo

午前11時開議

中村直人委員長

再開いたします。

議案乙第 8 号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

それでは次に、議案乙第 8 号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。
ファイルについては、08（教育委員会）一般会計予算になります。
それでは、執行部の説明を求めます。

平川富久学校教育課長

それでは、まず学校教育課から御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

款14分担金及び負担金、項 2 負担金、目 2 教育費負担金、節 1 小学校費負担金及び節 2 中学校費負担金については、学校管理下における傷害保険であります日本スポーツ振興センター負担金 1 人当たり945円のうち、保護者様に御負担いただく460円分となっております。

続きまして、款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 2 小学校費国庫補助金及び節 3 中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育設備費補助金となっております。どちらも、国庫補助は2分の1となっております。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

同じく、1 ページの国庫補助金のうち、節 4 社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う補助金として、国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

その下の、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として、国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

2 ページをごらんください。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 6 教育費県補助金、節 3 中学校費県補助金につきましては、主なものとしましては、放課後等補充学習支援事業に係る補助金が県から5分の3の補助を、また部活動指導員活用研究事業費補助金が県から3分の2の補助を受けるものでございます。

部活動指導員活用研究事業につきましては、歳出で御説明いたします。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

その下、節4 社会教育費県補助金ですけれども、埋蔵文化財発掘調査補助金及び子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、先ほど国の補助金で説明をした事業の県補助分でございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室事業に対して県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

続いて、3ページをお願いします。

款22諸収入、項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節5 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上をいたしております。

以上です。

平川富久学校教育課長

同じく、3ページでございます。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の主なものは、中原特別支援学校鳥栖田代分校の負担金となっております。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

最後でございます。

款23市債、項1 市債、目4 教育債、節1 中学校債につきましては、鳥栖西中学校大規模改造事業に伴うものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページのほうをお願いいたします。

款10教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節1 報酬につきましては、教育委員4名分の報酬でございます。

続きまして、目2 総務事務局費でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、教育長、教育次長及び教育総務課職員6人、計8人分の人件費をお願いするものでございます。

節7 賃金につきましては、小中学校の事務補助員12人及び学校用務員9人の計21人分の嘱託職員の賃金をお願いするものでございます。

なお、学校用務員につきましては、今年度、正規職員1名が定年退職でございますので、

学校用務員につきまして嘱託職員が1名増となっております。

続きまして、節13委託料につきましては、小中学校施設の警備委託料及び中学校4校分の土日祝日、年末年始の日直代行委託料をお願いするものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは、5ページをごらんください。

目3学校教育事務局費、節1報酬でございますが、これはいじめ問題対策委員会委員の中の6名の中の4名、それから就学時健康診断をしていただきます医師27名、通学区域審議会委員10名、それから産業医1名の報酬となっております。

節2給料から節4共済費までは、学校教育課長以下職員7名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、学校図書館事務補助員12名、嘱託指導主事3名、学校適応指導教室みらい指導員2名、教育相談指導員1名等の賃金となっております。

それから、飛びまして、節19負担金、補助及び交付金の中で、4行目の医療的ケア支援補助金についてでございますが、学校における児童生徒の医療的ケアにつきまして、本年度、平成30年度は委託料として看護師配置に係る費用を計上しておりましたが、来年度から医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に当該費用の補助を行うものとしたものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、6ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員2名分の人件費をお願いするものでございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、老朽化した遊具の撤去及び給水ポンプの更新費用、空調設備関係といたしまして老朽化した空調設備の取りかえ工事、また防犯対策として麓小、旭小2校分の防犯カメラの取りかえに要する経費が主なものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

6ページでございますが、目2学校事務管理費、節1報酬は、学校運営協議会委員5名、校医15名、歯科校医12名、学校薬剤師8名の報酬でございます。

それから、節7賃金は、小学校の特別支援学級等生活指導補助員31名分の賃金でございま

す。

平成30年度、今年度より2名多く配置する予定としております。

特別支援学級等に在籍し、1人で学校生活を送ることが困難な児童に対しまして、学校生活全般の補助や交流教育等での補助などを行うものでございます。18ページ、19ページに資料を載せております。

それでは、飛びまして7ページをお開きください。

節14使用料及び賃借料でございますが、8小学校のパソコン教室の機器更新に係る費用及びコピー機使用料、国語、算数、理科、社会のデジタル教科書ソフトウェア使用料が主なものとなっております。

続きまして、8ページをごらんください。

目3教育振興費、節20扶助費でございますが、要保護・準要保護児童の学用品費や学校給食費等の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

目4学校給食センター費、節2給料から節4共済費につきましては、学校給食センター職員11名分の人件費でございます。

節7賃金でございますが、これは給食センター嘱託職員13名、そのほか臨時職員51名等の賃金でございます。

節11需用費は、給食センターで使う調理器具の更新等に伴う消耗品費、燃料費、光熱水費が主なものとなっております。

節13委託料でございますが、配送業務の長期契約の公開に伴うものや米飯業務、保守点検業務等が主なものとなっております。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、同じページ一番下でございます。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員1名分の人件費でございます。

なお、先ほど御説明しましたとおり、定年退職により1名減となっております。

ページめくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、1行目の工事監理委託料につきましては、鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造工事の工事監理に要する経費でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造工事に伴う仮設校舎に要する経費でございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、空調設備関係といたしまして、老朽化した

空調設備の取りかえ工事に要する経費でございます。

2行目の鳥栖西中学校大規模改造工事費につきましては、鳥栖西中学校の普通教室棟の大規模改造工事費でございます。

なお、参考資料といたしまして、16ページに鳥栖西中学校大規模改造事業分を、それから17ページのほうに小中学校の営繕工事の一覧についてお示しをしているところでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

同じく、9ページでございます。

目2学校事務管理費、節1報酬でございますが、1行目の部活動指導員報酬でございます。今年度、平成30年度から始めております、部活動指導員活用研究事業により配置をしております部活動指導員を、今年度配置しております鳥栖中学校のほか、田代中学校及び鳥栖西中学校に各1名、合計3名を配置し研究をしていくものとしております。

その他、学校運営協議会委員5名、校医7名、歯科校医7名、学校薬剤師4名分の報酬でございます。

節7賃金でございますが、中学校選択制弁当給食に係る栄養士、嘱託職員1名分と特別支援学級等生活指導補助員8名分の賃金でございます。特別支援学級等生活指導補助員につきましては、今年度より2名多く配置する予定としており、先ほど小学校費のほうで御説明しましたとおり、資料を18ページ、19ページのほうに載せております。

節11需用費でございますが、中学校選択制弁当給食に係る食器の購入費、それから副読本、中学校生活と進路、中学校体育実技、それから中学校の道徳が、来年度から「特別の教科 道徳」となりますので、教師用教科書及び指導書等の購入費、中学校献立表の印刷費、光熱水費、修繕料等となっております。

それから、同じく9ページの一番下になりますが、節18備品購入費でございます。

主なものとしましては、中学校選択制弁当給食の食数増に伴いまして、配送に使用するカーゴを7台購入する経費を計上しております。その他、中学校生徒用の机、椅子の購入費用、生徒用図書、一般備品購入費、楽器購入費となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

目3教育振興費、節20扶助費でございますが、要保護・準要保護生徒の学用品費、中学校弁当給食費等の補助、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

11ページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節2 給料から節4 共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員12人分の人件費でございます。

それから、節13委託料につきましては、社会教育関係施設等の管理委託料のほか、人権・同和教育啓発事業の効果的な促進を図ることを目的といたしまして、5年に一度市民人権意識調査というのをやっております。平成31年度において、このアンケート調査を行いたいと思っております、その委託料として計上させていただいております。

それと、市内の小中学生を対馬市に派遣して、対馬での体験活動や交流、歴史を学び、青少年の健全育成を図る青少年少女派遣委託料などが主なものでございます。

それから、節15の工事請負費につきましては、なかよし会の営繕工事費でございますけれども、平成31年度におきましては、旭小学校なかよし会Aクラス及び若葉小なかよし会Aクラスの空調設備の改修工事費でございます。

次の、12ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金及び会費、また社会教育関係団体への補助金でございます。そのうち主なものとして、下から4行目の放課後児童健全育成事業補助金について御説明いたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ事業につきましては、保護者が就労等で留守家庭の児童に対し、放課後や長期休暇に学校敷地内の専用施設などにおいて適切な学びや生活の場を設け、児童の健全な育成を図るものでございます。

本市の放課後児童クラブは、各小学校区に公設民営のなかよし会のほか、民設民営のアフタースクールあいあい、それからにじのひろば及びきずながございます。それぞれを運営いたします鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、社会福祉法人和貴福祉会、社会福祉法人健翔会及び社会福祉法人慈光保育園へ運営費に対する補助金を交付することといたしております。

次に、目2 文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬は、文化財保護審議会委員の報酬でございます。

節7 賃金につきましては、史跡等の保全管理を行うための作業員賃金が主なものでございます。

次のページ、13ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、樹木伐採委託料が主なものでございまして、勝尾城筑紫氏遺跡及び剣塚古墳などの史跡等の伐採業務でございます。

それから、節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と、あと

は民俗芸能の保存、開催や有形文化財の保存、管理に対する補助金でございます。

続きまして、目3図書館費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬は、図書館運営協議会委員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、図書館職員5人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、図書館司書等の嘱託職員10人と、土日等に図書館業務に従事している臨時職員の賃金でございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

節18備品購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費でございます。

次に、目4埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡、確認発掘調査に伴う経費でございます。現場の作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものでございます。このうち890万円分が市庁舎、市役所の庁舎建設に伴う門戸口遺跡の発掘調査費となっております。

続きまして、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、開発事業に伴う市内遺跡の本調査を開発者から受託して行うため、本調査に係る経費を計上いたしております。

次の、15ページをお願いいたします。

目8勤労青少年ホーム費につきましては、勤労青少年ホームの管理運営に係る経費でございます。

その主なものといたしまして、節7賃金につきましては、事務員1名の賃金でございます。

節8報償費は、勤労青少年ホームで開催する教養講座に伴う講師謝金でございます。

節11需用費から節13委託料につきましては、勤労青少年ホームの管理運営にかかる経費でございます。

以上でございます。

江崎充伸教育総務課長

最後でございます、款11の災害復旧費につきましては、災害復旧工事費として1,000円の頭出しでございます。

以上で、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算の、教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これから質疑を行います。

尼寺省悟委員

ちょっと、大きく4点質問します。

1つは、学童保育なかよし会に関して、11ページ。

今度の、何日か前の本会議、議案質疑の中でも、私も一般質問したけれども、待機児童ね、待機児童がやっぱりかなり存在していると。その理由について、やっぱり指導員が不足していると。

指導員が不足しているという話を聞いて、その解消ということで待遇改善だと。せないかんというふうなことは答弁にあったと。

それで、私の答弁に対して近隣市並みにやりたいということなんだけど、具体的にどういった形で待遇改善を図ろうと、今度の予算にも反映されていると思うけれども、その辺をちょっと説明してください。

白水隆弘教育次長

今の御質問でございますけれども、今議会にお願いをいたしております補助金の中に、指導員の賃金単価のアップ分も含めさせていただいております。

具体的には、近隣市、小郡市、それから久留米市あたりの賃金単価が約900円前後というふうに伺っておりますので、それに見合う応分の賃金単価にまで引き上げたいと考えております。

ちなみに、先ほど御説明がありました市内の民営の放課後児童クラブにつきましても、同様の900円前後の賃金単価でございますので、それ並みには最低足並みをそろえさせていただきたいと考えて、今、補助金の予算の御審議をお願いしているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

時間単価900円と言われたんやけど、本当にそれで指導員は確保できると思うんですか。

本当にできる、確保できるわけ。

白水隆弘教育次長

最低、今のところ鳥栖市を取り巻きます他市町と競争ができる単価にまで引き上げることが可能かと考えておりますので、それから先につきましては、いかに鳥栖市の魅力をお願いをして来ていただくかというところのPRに努めていくというところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、他市は900円と、その他市というのはどこか知らんけど、そこでは待機児童っちゃうか指導員はちゃんと確保できてるわけ。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

詳しい数字は、ちょっと今のところ持ち合わせはございません。

平成30年の5月について、佐賀県内の待機児童は佐賀市と鳥栖市っていうことでなっております。みやき町、基山町とかでは、まだ特に待機児童というのはございませんが、どこの市町も指導員の確保には苦勞してるっていうお話はいつも聞いております。

尼寺省悟委員

指導員の中に、資格ありと資格なしがあって、資格、あるいは月給制で、資格なしは日給制と。月給制じゃないと。そして、資格ありについて、少なくとも20時間以上であれば基本給が十二万幾らと。それで、30時間あれば15万円ということ、これについては触れないわけ。

この辺のところをもう少しアップすると、時間単価が900円と言われたけれども、その辺についてはさわらないわけ。

竹下徹生涯学習課参事

常勤の職員に対して、常勤の有資格者の単価につきましては、現在時給に直して1,058円であるものを今回1,166円に引き上げることとしております。これによりまして、常勤の週30時間勤務の方につきましては、月額12万7,980円であったものが14万1,120円、20時間の方につきましては8万5,320円が9万4,080円ということで、アップを考えております。

それから、常勤の方で20時間未満の短時間の方で、資格のない方につきましては、今850円のところを932円まで上げるという形で82円、大幅に上げることとしております。

近隣の状況が、勤務条件とか給与の条件が違いますので、通勤費が含まれてるとか含まれてないとかですね。手当てがあるとかないとかで、一概に比較はできないんですけども、今回の改定で近隣市ではかなり上のほうの賃金水準になると考えておりますので、これまで賃金が安いからということで久留米市ですとかみやき町とかに流れていた指導員の方を引きとめるといいますか、戻っていただくといえますか。

逆に、こちらに来ていただけるようになるのではないかなと期待はしておるところですけども、実際どういった動きになるかというのは、やってみないとわからないというところが正直なところあります。

以上です。

尼寺省悟委員

私も指導員が少ない、なかなか不足しているということで何人か紹介したことあるけれども、今の指導員の方っちゃうのは、基本的にはほとんどの方、今の給与レベルであればね、ほとんどの方が女性であって、男性にしたら本当に、もう七十近い、退職した、ね。実質的に、今の放課後児童クラブの状況を見てみるとね、やっぱり男性の、それも本当に若い40代、50代が必要だと思うんよね。

そういう人たちが、ちゃんと来れるような、やっぱり待遇っちゅうか、一回40代の人をね、紹介したことがあるけれども、1回行ってもうすぐやめたと行ってたもんね。給与が低いし、仕事がきついし。だから、そういったところまで含めた形で一回フルタイムはどうかということも言ったことがあるけれども、今後どんどんどんなかよし会に入る人はふえてくると思うから、すぐにはできないけれども、そういったことも見通した形で、本当に40代、50代の人でもね、きちっとそこに勤めることができるような待遇っちゅうか、そういったことをやっぱり今後の問題として考えるべきだと思います。

それは、ちょっと私の要望ですね。

次は、社会教育指導員について質問します。

社会教育指導員についてなんですが、話を簡単にするために社会教育の、ここに要綱を持ってるけれども、社会教育の仕事というのは、教育長の命を受け社会教育主事の職務を補佐するほか、次の事務に従事するというので4つあって、成人教育に関する指導、助言。青少年教育に関する指導、助言。学習相談指導、助言。社会教育関係団体の指導、育成。そして、第3条に、指導員は、社会的信望があり、かつ前条に規定する職務を行う必要な熱意と識見をもつ者の中からと書いとるね。熱意と識見をもつ者と。

それでね、これ、ことしの9月にもらった資料なんですけどね、社会教育指導員の任用者数についてという過去にさかのぼって聞いたんやけど。同和教育担当とそれ以外という形で書いてあります。

昭和51年から59年度まで同和教育担当はゼロなんよね、それ以外が3名。

それから、昭和40年度から平成4年度まで同和教育担当が1名、それ以外に3名。

平成5年度は、同和教育担当が1名、それ以外4名。

平成6年から平成15年度まで同和教育担当1名で、それ以外が1名。

問題はここからなんです、平成16年度から平成30年度まで同和教育担当が2名、それ以外が1名なんよ、ね。平成16年からこの14年、15年間ずっと2名、さっき言った4つの中で、同和教育担当ってどこにも書いてないたいね。にもかかわらず、何で2名なのかと。4つの仕事がある中で、何で2名をせんといかんのかと。

普通考えたらさ、3名の中の2名なんよ。

平成16年に何かあったと、同和教育で何かあったと。重要な問題だと。だから2名にしますよ、ということやったら百歩下がってわかるわけ。特に、14年間ずっと2名にしとるんよね、何でなのかと。答えられますか、どうしてそうなのかと。

竹下徹生涯学習課参事

同和教育担当の社会教育指導員につきましては、2名同和教育集会所に配置をいたしてお

りますけれども、同和問題につきましては、同和対策事業等によって環境面については一定成果があっていると考えておりますけれども、いまだ心理的差別ということで、就職とか結婚などの人生の大切な時期に不当な差別を受けないように、人権・同和教育指導助言というのは非常に重要な業務というふうに考えておまして、これらの問題の根底には偏見とか差別意識があって、その解消のための人権・同和教育ということにつきましては、その専門性ですとか特殊性、継続性とかも鑑みまして、豊富な知識と経験を持つ指導員が必要であるというふうに考えております。

また、平成28年の12月には部落差別解消推進法っていうのが施行されまして、相談体制の充実と、それから教育啓発をなさうということが市町村の責務ということで書かれておりますので、そういった事業を行うためにも2名必要というふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

いや、それ同和一般の話でしょう、今言ったのは。

何で社会教育指導員が、4つの中に同和教育なんか何も触れてないやろうもん。仕事以外のことをやってるんじゃないと。

どれに該当するわけ、同和教育って、4つの仕事の中で。

あなたが、今言ったことは何かちゅうたらね、うちは前も言ったように400万円のお金を出して、全日本同和会に対して補助金を出してるわけよね。何で出してるかちゅうたら、補完的役割を果たすと、行政がなかなかできないところの補完的役割を果たすとそう言うてるわけたい。結局、そこでやってるわけよね。

何で、それ以外に社会教育指導って、こんだけやらないかん仕事がいっぱいあるわけよ。

普通考えたらさ、わかるやろもん。何で、そこに3名の人たちを2名までね、同和教育担当にせないかんのかと。それほどあるんかと、今あなたが言われたの、一般的な話であって。

私が何回も言うように、昭和51年から59年ゼロやったんよ。平成16年から2名にしてるわけよね。

だから、今の説明では全く納得でけんたいね。

そしてね、ちょっと言葉を変えて言うけれども、一番心配なのはさ、3名のうち2人もあそこにやってるんやったら、あと1名しか残ってないたい。あと1名の人が一具体的に彼やけど——この4つの仕事を賄うことができるわけ、やられるわけ、本当に。生涯学習、社会教育、非常に重要な問題だと思ふんよ。それが、3人のうち1人でやれるんかって。

あのね、ちょっとまだ言うけれども、平成6年ぐらいにね、これはうちの、三栖議員でも平川議員でもない人がこういう質問をしたことあるんよ。

夏休みに子供たちを30人連れて河内のあそこ——社会教育、あったろう——に連れて行ったと。あそこの施設が、物すごくやっぱりね、ぼろで大変やったと。

だから、社会教育担当ということで、そういった社会教育指導員がおるから、そういう人にちゃんと指導してやってほしいという質問をしたんよ。

そしたら、答弁何かっちゅうたら、そこまで忙しくて手が回りませんって言うの。平成6年ぐらいの話たいね。

だから、そういった意味で、社会教育指導員っていったら仕事がたくさんあると思うんよね。たった1人じゃ賄えんって。本来ならば3人、例えばね、成人教育とかあるでしょう。

任期が1年やけん、2年とか3年でもいいたい。

だから、今期は、成人教育の何とかに対して一生懸命やりましょうと、そして、そのための専門家を入れましょうと、ね。ことしと来年は、青少年教育に力を入れましょうと、そして、とにかく2年間させましょうと、その専門家によ。

そして、成果があったら、次は社会教育団体とか学習相談、指導に対してさせましょうと、そのために、その専門家を入れましょうという形で、長期的なスパンに基づいて、この社会教育指導員をやっていくっちゅうことがさ、本来の姿だと思うんよね。

そういったことは一切しないで、機械的に全日本同和会の圧力に屈して、3名のうち2人もね、何してるかわからんような——ちょっと言い過ぎかもしれんけれども。やるっちゅうことは、私は全く理解できんし、納得できんということやけど、今言ったことに対して何かあれば言ってください。

竹下徹生涯学習課参事

社会教育指導員の業務ということで、非常に多岐にわたるということは委員のおっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、人権・同和問題っていうのは、やはり生涯学習においては非常に基礎的な部分といたしますか、根本にかかわる部分だと思っております、人権っていうのがですね。その人権問題の、日本においては同和問題っていうのが1丁目1番地といたしますか、非常に重要な問題というふうに認識をいたしております。

そういったことから、社会教育指導員を同和教育担当ということで置くっていうことは、それなりの合理性があると思っておりますし、業務につきましても、平成30年度において言えば人権パネル展とかもしましたけれども、そういったパネルの作成ですとか講演会を行うときにはその講師の人選ですとか、そういったいろんな面で社会教育指導員の意見を聞いたりと、一緒に業務を行ったりしているところがございますので、今後も法ができたということもございますし、同和問題というのはどうしても他人事になりがちなんですけれども（「もう

よかよ、言わんでいい」と呼ぶ者あり)

やはり、当事者といいますか、差別する側じゃなくて(「もう、質問に答えてないから、よか。そういったことを聞いているんじゃない。差別の問題を聞いているわけじゃない」と呼ぶ者あり)される側の気持ちを考えないといけない(「社会教育指導主事のことを聞いているんだから、もう言わんでいい」と呼ぶ者あり)

中村直人委員長

答弁中ですので静かにしてください。

尼寺省悟委員

ちなみに聞くけど、さっき対馬の件言われたね。

やまびこ、それであれの担当課は生涯学習課になってるけれども、社会教育指導員はこれにタッチしてるわけ。

竹下徹生涯学習課参事

この事業につきましては、社会教育主事のほうの実行委員のほうに入ってやっております。

尼寺省悟委員

社会教育指導員がタッチしてるかって聞いている。

竹下徹生涯学習課参事

社会教育主事のほうに直接入っておりますので、指導員のほうは直接関与しておりません。

尼寺省悟委員

次の質問です。

公募の問題ね、以前9月の段階で、社会教育指導員については久留米市の例を挙げて公募するべきじゃないかという質問をした。それについて、検討しますという答弁をもらってたね。

どう検討したのか、ちょっと教えてください。

白水隆弘教育次長

ただいまの御質問でございますけれども、公募につきましては久留米市の事例、それから公募を導入するに至りました経緯などを調査、参考とさせていただきながら、その方法、それから人員の人选などのさまざまな多岐にわたる視点から、本市の状況にそういった制度が適合するか否かを含めて、現在調査・研究をいたしておるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

これ鹿島市たいね、久留米市やなくて鹿島市、佐賀県のね。そこでもね、社会教育指導員採用試験実施要項っちゅうのをつくって今公募してるんよね。

平成31年3月21日が第1次試験で、第2次試験、第3次試験というふうな形で、県外だけでなく県内だってね、社会教育指導員の公募をやってるよ。

だから、そんな遠くない、福岡県だけでなく佐賀県内でも、ちゃんと鹿島市でもこういった公募ってやってるよね。だから、鳥栖市でやれんわけないったいね。

だって当たり前でしょう、こんなこと、公募すべきというのは。

全日本同和会の指定席みたいな形で、2議席やってるのはおかしいやろうが、誰が考えても。やっぱり公募についてね、もっと前向きに、積極的にやるべきだということを言っておきます。

次の質問です。

西中学校の大規模改造の予算が出ったんですが、これは、いつまでに終了するのか。

江寄充伸教育総務課長

現在、鳥栖西中学校の大規模改造事業に取り組んでいるところでございますけれども、今年度につきましては、普通教室棟の大規模改造工事を実施いたしまして、来年度、平成32年度には特別教室棟の事業を実施する計画ではございます。

それをもちまして鳥栖西中学校の大規模改造事業は終了という予定でございます。

尼寺省悟委員

あと、確認なんですけどね、大規模改造について、一応西中が終わった後について、今までは2年に1校であった——2年に1校やったかな。

そのサイクルを早めて、とにかくサイクルを早めると。1年に1校とかいった形でやっていくという話を聞いとるけれども、その確認ですけど、そうなの。

江寄充伸教育総務課長

これまでは、今御案内がありましたように、1校ずつ大規模改造事業については実施してまいりました。

それで、以前も御説明しましたとおり、やはり1校ずつでいきますと12校ございますので大体1校当たり3年から4年施設によってはかかると。その単純計算でいくと、一周するのに36年もかかってしまうと。

そういう状況の中で、やはり施設の延命という観点からいきますと、特に外壁、屋根等は、やはり適切な時期に適切な改修工事を行わないと施設の延命が図れないというような認識を持っておりますので、これまで1校ずつやっていたものを、西中の次からは、できれば2校ずつ、スタート時期は同時になるかどうかは、それは財源の関係でわかりませんが、担当課といたしましては2校ずつ実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

ぜひ、それをお願いしたいと思います。

それから、最後の質問ですが、中学校の部活の指導員が3名に増員してるね。これも非常に評価するものなんですが、具体的に、どこの中学校で何を担当してるのか、そこをお聞きします。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

失礼します。

平成31年度の配置予定につきましては、まず本年度から継続して鳥栖中学校の女子ソフトテニス部、それから田代中学校の吹奏楽部、それから鳥栖西中学校の男子卓球部を予定しております。

以上です。

尼寺省悟委員

鳥栖中のソフトテニス、田代中の吹奏楽、鳥栖西中の、何て言われたかな。（「卓球部」と呼ぶ者あり）

卓球か。

これらの方च्छゅうのは、スペシャリストといいますか、経験者च्छゅんか。どういう人なんですか、ちょっとそこだけ紹介してください。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

部活動指導員につきましては、うちの設置要綱にも示しておりますが、当該部活動種目に係る専門的な知識、技能及び学校教育に関する十分な見識を有する者。また、学校長からの推薦を受けた者。それから、当該年度の4月1日現在の年齢が満20歳以上の者と示しているところでございます。

具体的には、鳥栖中につきましては継続した形をとりたいと考えておりますし、鳥栖西中学校の卓球部については、現在ボランティアで来ていただいている方を指導員という立場で配置をしようと考えております。それから、田代中学校の吹奏楽部につきましては、非常勤職員を指導員という形で配置しようと考えているところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

毎年聞いとるのかもしれないですけど、先ほどの社会教育指導員なんですけど、確かに人権教育とか同和問題、重要だと思うんですね。

だから、それを解消していく努力をするためにいろんな施策をやるっていうのも十分理解できるんですけど、じゃあ、今、この鳥栖市においてね、どういう差別事案があって——差別もいろいろあると思うんですよ。

人権問題にしても、同和問題が1丁目1番地なのかどうかかわからんですけど、いろんな問題があると思うんですよ、人権問題に関しては。どこに力を入れていくべきか、あるいはどういう事案があるからどういうところを、例えば学校教育にしたって、こういう事案があるからそこに対してやっぱり教育もしていかなきゃいけないとか。どういう意識を解消していかなくちゃいけない、それが就職なのか結婚なのか、何なのか。

だから、そこがわからないと、多分何をしていいかわかんないじゃないですか。言うたら、同じこと繰り返したきゃいつかよくなるなんていうことやっても。

どういう差別事案が上がってるかどうかっていうのは、言われるように、2名の同和に特化したという意味では——あるのかどうか知らんけど——そういった方々が、そういう相談とか指導とかしてるんだったら、そういう情報を持ってないといけないんですよ。

だから、それがこっだけ差別事案がありました、どういう、個別具体的に、どこの誰がとかっていうのはもちろん聞かないですけど、少なくともいつ結婚差別の相談がありましたとか就職差別の相談がありましたというものがあれば、なるほどそれだけの。それじゃ1人いるのか。ああ、これだけの問題があるなら2人要るのかとかわかるんですけど、いまだかつてそういう差別事案の報告を聞いたためしがないんですよ。

何かそれが、個別にね、プライバシーにかかわることだからみたいな答弁は過去あったけれども、具体的にどこの誰がなんていうのを聞くつもりはないんで、どういう差別事案がこっだけあって、なるほど、確かにそういう問題に対してはマンパワーも必要だと納得できるだけの根拠って示せるんですか。

竹下徹生涯学習課参事

鳥栖市内においては、明確な、直接的なといいますか、そういった差別事象っていうのは今のところ把握しておりませんが、昨年ですかね、土地差別といいますか、そういう地区はあるのかっていった問い合わせがあったというふうな事例はあったというふうに聞いております。

それから、数年前になるかと思えますけれども、学校のほうで賤称語発言があったとかというのは聞いておりますけれども、そのほかにおいて、市内において、ちょっと直接的といいますか、そういった差別事案があったっていうのは把握はいたしていません。

ただ、近年インターネット、特にインターネットによる差別とか誹謗中傷とか、そういった問題が非常に大きくなってまして、地区のあるなしにかかわらず国民一人一人がこの解決

に向けて努力をしていく必要があるということで法も制定されておりますし、まずは、同和問題について正しく知っていただくっていう、教育啓発活動というのが必要になっているというふうに思っております。

松隈清之委員

だから、その人権教育とかね、それに取り組むのは全く否定もしませんし、やってくべきことなんだろうと思うんですよね。

ただ、言われたように、じゃ差別の質が潜在的にネット上とかそういったところに移りつつあると。じゃあ、今、2人の指導員の方はそういったものに関して、そういうノウハウを持っているのかとか。

だから、差別の形が変われば、それに対応した啓発活動も必要だし、それに対応するやり方が出てくるんですよね。

今、言われたように、少なくとも把握されていないんですよ、今、これだけ差別事象があるっていうことを。にもかかわらず、なぜこういう形で社会教育指導員が2名必要なのかっていう根拠が、我々には見えないんですよね。

じゃあ、ネット上に移ってるんだったら、そこに関して、じゃ小学校とか中学校とかでそういうことをしないような啓発活動をするのっていうのがあってしかるべきなのに、そういう認識を持ってるけど、じゃそれやってるのか、社会教育指導員の人たちがこういうのをやるべきだって言ってるのって、多分ないんですよ。

だから、僕は、2名要るのかどうかっていう根拠がわからないし、その人たちが必要なほどに差別事案が頻発してるっていうこともないので、納得はできないんだけど、一般論として人権教育が必要だとか大事だとか、差別解消のために何らかの啓発活動をしていかないかんというのはわかるんだけど、あくまで、これって事業じゃないですか。

だから、その課題に対してそれを解決する手法ですよ。

課題があるのはわかります、何となく、漠然と。具体的には見えないけど。

一般論としての課題はわかるんだけど、それに対する手法として、じゃあその同和関係者が社会教育指導員として2名配置するのが、その手法として適切かどうかっていうのは全く伝わってこないんですよ。根拠がないもん。

その人である必要が見えない。だから、根拠を示してほしいんだよね。

中村直人委員長

答弁が残りますけれども、昼食のため暫時休憩します。

午前11時50分休憩



午後 1 時 9 分開議

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

執行部の答弁を求めます。

竹下徹生涯学習課参事

具体的な差別事例といたしましては、平成29年度に1件あっているのみではございますけれども、やっぱり差別を受けるということについては、非常に表に出しづらいということもあろうかと思ひまして、数字として出てきてない部分もあるかとは思ひますが、水面下ではそういった差別事象があっているものというふうに考えておりまして、うちのほうとしましては2名の社会教育指導員を配置したいと考えているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

水面下ではというのは、社会教育指導員に対して相談もないという意味で捉えていいですか。

竹下徹生涯学習課参事

具体的に相談件数としては、上がっては来てますけれども、差別を受けた方の心のうちにとどまっているといった問題も、表面に出てきてない部分があるというふうには思っております。

そういった意味でも、非常にプライベートにかかわる問題ですので、その辺に精通した方を配置させていただいているというところでございます。

松隈清之委員

ちょっと、はっきりしないのでわかんないですけど、報告が上がってはいるんですね。例えば、ジャンル分けができるのかどうか知らんですけど、じゃそれが結婚なのか就職なのか、あるいは何かを言われたとかね、そういうものでもいいんですけど。

その報告の内容って教えていただけますか。

竹下徹生涯学習課参事

大まかなジャンル分けといたしますか、そういった部分で進学であったり就職であったり、

あと生活相談等、そういった大まかな相談の件数っていうのはもらっております。

その中身の具体的な部分については、うちのほうではちょっとそこまでは把握してないところですよ。

松隈清之委員

いや、いいですよ、その就職とか進学でいいんで、どんだけ相談が上がってきてるのか、なおかつそれが、解消されたのかね。

どういふことをしたのか、報告があるでしょうから、教えてください。

竹下徹生涯学習課参事

すいません、具体的な件数は、今ここに手持ちがございませんので申し上げられないんですけども、相談件数としては報告を受けてますので、それは後ほど提出ということによろしいでしょうか。

中村直人委員長

いいですか。

松隈清之委員

じゃあ、後ほど提出のほうをお願いします。

いずれにしても、2名の方を、あくまでこれ予算なんで、誰をされるかっていうのはまだわからないっていうかね、別ですけど、少なくとも2名の方を予定されるのであれば、2名の方がそういう同和の関係者でなければならぬっていう根拠は要すると思うんですよ。

だから、それだけの相談件数があるって、これは1人では無理だっていうことであればそれは2人でもしょうがないんだろうし。

ただ、根拠もない把握もしてないとなると、じゃなぜそういう方を2名、社会教育指導員——社会教育指導員じゃなくても極論するといふんですよ。じゃあ、同和に特化した相談員だったら同和に特化した相談員を別につくればいいんだから。

先ほど、やりとりもあつたように、社会教育指導員の役割はそれだけじゃないですよ。もし、仮にその1人の方がもういっぱいいっぱいやってるということであれば、社会教育指導員として別の、3人の枠があるのであればそれを、割り振りを変えることも必要だろうし。

同和に特化した、人権問題に特化したことをやりたいのであれば、その人権問題に特化した相談員なり何なりをつくればいいわけであつて。

事業として適正なのかどうかっていうのが示されないと、なかなか理解をされないですよ。課題があることはわかるんですよ、人権問題だとか。課題に対して、こういう手法でその課題に取り組みたいっていう根拠が示されないと、事業としては納得されないと思います。

今後、これ以外もね、これ以外も含めて。だから、そこは十分説明をしていただきたいと思います。

終わります。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

竹下繁己委員

教育振興費の小学校、中学校の対象者の人数はわかりますか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

教育振興費の内容について、こちら就学援助費の分と特別支援教育の就学奨励費の部分とございます。

就学援助費の受給者数としては、小学校の分が508人、中学校についてが279人で積算をしております。

また、特別支援教育の就学奨励費としましては、小学校の分が261人、中学校についてが83人で積算をしております。

以上です。

竹下繁己委員

この扶助費の、就学援助の対象者っていうのは、生活保護を受けられている家庭の児童っていうことですか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

就学援助というのが、保護家庭、準要保護家庭と両方を指すこともあるんですが、この学校教育課の予算としては、準要保護ということで、保護に乗られない方でもそれに準じるぐらいの収入の方、こういう方についてを対象としております。

以上です。

竹下繁己委員

一般家庭と言ったら悪いんですけど、生活保護を受けられていないところでも、言葉が難しいけど、貧困と判断したら給食費とかを補助するということでよろしいですか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

生活保護までは至らないまでも、収入的に低い場合ということで、基本的には前年度、あるいは当該年度中に保護の打ち切りを受けられた方とか、市民税の非課税世帯であるとか児童扶養手当の支給を受けられている方とか、こういう方で、要は保護は受けられていないけれども収入が低いということで判断して、準要保護というような形で就学援助の対象にしております。

竹下繁己委員

そういった案内というか、こういったシステムがありますよ、とかいうのは何か積極的に告知されているのでしょうか。

平川富久学校教育課長

小学校も中学校も入学説明会というのがございます、そこに新1年生の保護者の方もおられますので、説明会を学校がすると同時に、市の教育委員会からも担当者が行って、こういう制度がありますというチラシといいますか、案内の文書を全部の保護者の方にお配りをして周知をしておりますし、市のホームページにも上げております。

また、学校によっては、校納金の支払いだとか、そういう状況を見て家庭訪問とか何かのついでに保護者と話すときとかに、こういう制度もありますよって、御存じですかということをお伝えしたりということで広報は努めておるところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

ちなみに、今年度の給食費、多分未納の方がいらっしゃると思うんですよね、どのくらいあるかわかりますか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

申しわけございません、正確な数字をここに持ち合わせておりませんので、後ほど報告をさせていただきます。

お願いします。

竹下繁己委員

お願いします。

未納の方がいらっしゃいますよね。

ごめんなさい、これ、ある小学校は、未納が何カ月か続くと子育て支援の給付金から天引きするというようなシステムをとっていらっしゃるんですよね。それで、その判断ってえらい難しいなと思って。

生活が苦しくて未納の方、片や補助を受けることができる方がいて、子育て支援から天引きされる方がおるっていうのは何か、ちょっとアンバランスだなんて思うんですが、どうです。どう思われますか。

平川富久学校教育課長

まず、先ほど課長補佐が説明しましたような御家庭については、認定をいたしまして、就学援助の対象となれば、就学援助費の中に給食費というのがございますから、それでお支払

いをしていただくことにしております。

そのほか、その援助の対象とならない御家庭でも未納があるような場合については、先ほど委員が言われました手当の中から、保護者の同意を得てお支払いをしていただくようお願いをしているところです。

いずれにしましても、保護者の方にお支払いいただくお金でございますので、そういう制度や手当からも払うことができるということを周知して、御理解をいただき上で納めていただいているというところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

これは、ちょっと給食費のことでお伺いしたいんですが、今、結構材料代が高くなってらんじゃないかなと、一般的にですね。野菜、生鮮とか価格が上がってきて、これからこの価格は、もう下がることはちょっと遠い先のことかなあと思ってるんですが、今後この給食費、1食250円ですかね、で計算されてますけれども。

これを改定するというか、言ったら1食260円にするとか270円にするとか、また消費税も上がりますし、そういった事態になったときに、その給食費の額っていうのはどこで決められていくんでしょうか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

給食費につきまして、どこで決めるのかということでございますけれども、給食費につきましては、教育委員会で定めるものというふうに思っております。

ただ、私会計ではございますので、そのあたりは保護者の方、幸い給食会計には運営委員会というような保護者の代表者の方、あと学校の関係者の方、代表者の方を交えた会議体を持っておりますので、そういったところで御理解等をいただきながら決定をしていきたいというふうに思っております。

御指摘にありました、青果であるとか魚、特に魚ですね。金額の単価の上下が大きいものですから、今後消費税の増税も相まって給食費の価格については検討していかななくてはならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

竹下繁己委員

給食費を検討していかなければならないというお答えだったんですけど、本当難しいところだと思うんですね。

教育委員会だけで、ぼすつと決めるというか、給食運営委員会もたしか各校1人ずつ保護者に参加していただいてやっているところで、あんまり簡単に決めると、後また、市民の方々、

保護者の方々が、わあってなるとおもいますんで、ぜひ丁寧な説明をしていただいて——どちらかでもね。給食費を上げるか、量を減らすか、質を落とすか。でも、量を減らしたり質を落としたりはできないと思いますので、そういった場合には、もう本当、皆さんに丁寧な説明をしていただきたいと思います。

終わります。

中村直人委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

竹下委員の関連で、扶助費の、10ページの中学校のほうの学校給食費は、選択制弁当ですよ。

これは、しっかり保護者さんが注文いただいているならいいんですけど、これは注文忘れとか、何かことは申し込みのやり方を変えたいらしいんで、その辺で、そこは完全にパーセンテージを把握されているんですか。

保護者がしっかり注文しているかどうか。

平川富久学校教育課長

正確な数字については把握しておりませんが、例年60%から六十二、三%ぐらい、この就学援助を受けられている方で、この選択制を申し込まれてる方がそれくらいだと、60%ちょっとぐらいだというふうに思っております。それはつかんでおります。

西依義規委員

そしたら、残りの40%は、その250円分を扶助しますんで、自宅の弁当なりどっからか買ってきてくださいという意味の扶助なんですかね。

平川富久学校教育課長

私どもとしましては、この就学援助で中学校の選択制弁当を公費で食べることができますよということで、ぜひ御利用くださいということをお願いしておりますが、例えば、理由はさまざまでしょうけど、お子さんの好き嫌いが多いとかアレルギーがあるとか、さまざまな理由で申し込まれてない方もいらっしゃるんじゃないかというふうに思っておりますが、60%という数字をもう少し上げていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

竹下繁己委員

今の御答弁ですと、保護者の方に直接お金を渡すということですよ。

扶助費を渡して、選択制弁当を頼むか、そのお金で違うお弁当を持っていくかという。違

いますかね。

平川富久学校教育課長

すいません、大事なところですが、選択制弁当給食を食べてある方にはこの扶助費を出しております。

食べてらっしゃらない、先ほどありましたように、自宅から持って来られるというところについては、お渡しはしていないということでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

西依義規委員

すいません、中学校給食の話になったんで、申し込み方法を変えられた理由は何なんですか。

平川富久学校教育課長

議会のほうにも御報告してますように、導入当初は非常に申込率が低く数が少なかったんですが、ここ数年生徒数もふえておりますし、申し込みの食数もふえてきているところです。

それで、これまでは銀行振り込みを基本としながらも振り込み期日までにお金を納められなかった方については、一定期間現金で、学校の事務室で対応もしておりました。

しかし、現金を扱うということが、ミスも非常に多くなり御迷惑をかける点もあるような状況になってまいりましたので、口座振替のみとさせていただきたいということで、今年の今度1年生になる入学説明会から新中学1年生の保護者の方には御説明をし、在校生である今の1年生2年生にも文書等でお知らせしたり、毎月の振り込み期限前には学校からメール等で、何月何日が今度の口座引き落としの日ですので、それまでに必ず口座の確認をお願いいたしますと。

口座で引き落とされなかった場合は、申し込みが来年度からはできなくなりますと――申し込みではなくて、給食の提供ができなくなりますのでということで周知を図ってきたところですが、なかなか全ての保護者の方にお伝えが周知できていなかった点もあろうかというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、本当うちの自宅に電話がかかってきたんですよ、名前はおっしゃらなかったんですけど。

それで、田代中学校だろうと思って田代中学校に聞いたら、確かに事務室で聞いたら、今まで20日までで、過ぎたら現金で、すいませんと言ったら、いいですよって受け取ってくれ

たと。もうそれ、一切もちろんできなくなったんで、事務室に聞いてもらったら、事務室で今回15日以降で20日までにした人が3名いらっしゃったんですよ。だから、その3名受け付けてないんですよ。

おまけに、話によると先生もそれを言ってるんで、教室で既にとめてる方もおるだろうと。事務室まで行かないで。

もう、だめよと——先生が、もうわかっちゃっけんですね。

だから、そう言うと、よく市報に書いてましたと、メールはやりました、プリントやりましたって。ばってん、しょせん自己都合やないですか、おたくらの都合で変えたわけやないですか。学校都合っちゅうかですよ。

だから、その辺が、もちろんその方も、見てなかったも言われたし、もちろん、ちょっとしっかりしとかないかんって言われたけど、やっぱそういうのを解決していくのが窓口であり、行政の仕事までは言わんですけど、全て自己責任にしておもうとするなら、それに漏れた方を、そこまでひどいことじゃないと思うんですけど、今度5月に申し込んで、6月に申し込んで、7月に申し込んで、次は2学期の申し込みをして3学期の申し込みをせないかんと。それはしてください、で終わりでしょう、そっちは。

何かありますか、対応。

平川富久学校教育課長

委員さんがおっしゃったように、例年4月の申し込み時点で年間、1年間申し込みますか、学期ごとに申し込みますか、月ごとに申し込みますかということをお伝えして、そして、それに丸をつけていただいて、年間に丸をつけていただいた方は、当然毎月の引き落としにお金をきちっと入れていただいとけば、1年間、もうその1回の申し込みで1年間給食ができる。

今回は、それを4月だけでして、5月以降に年間、あと5月以降全部の給食を申し込む欄をもうとめておりましたが、そういう御指摘もいただいて、急遽ではありましたけれども、5月分の申込に、あと年間全部申し込みますということを保護者の方で書いていただければ、5月でも年間申し込みは受け付けますというふうに御連絡を差し上げているところがございます。

以上でございます。

西依義規委員

この流れで、給食自体の話もいいですか、質問、選択制弁当の。

今、聞いたら、もう本当キャパオーバーぐらい注文が入っていると。それで、聞いたら1,250か1,300件は、もう難しいだろうとこの間おっしゃってたんで、けど、生徒の数とか見たら

2,500人ぐらいいますよね、全部で。

先生まで入れたら、まあまあな、2,700人ぐらいおっちゃんるわけでしょう。小学校もいっぱいいらしいですね、小学校の給食センターもいっぱい。

例えば、僕、ちょっと思ったのは、西中学校が隣にあるんで、西中学校は小学校のほうから給食持っていってもらって、そのあいた分弁当をふやせばいいのかなど。給食センター自体が、もうだめって言われたんで、もうそれも難しいということで、本当にどうされるのかわかっていうのを、この当初予算でしか聞くところないんで。

中学生選択制弁当の今後ってということで、何か決まってる方針とか検討をしている、今、こんなことを検討してるよとか、もしあればお聞かせください。

平川富久学校教育課長

まず、中学生の生徒数でございますが、小学校6年生、卒業した児童が全部中学校に行くわけではなく進学される方もいらっしゃいますので、来年度は、現在の一番近々の数字では2,066名、職員数が480名ほどございます。

この生徒の食数を確保することが第一でございますので、職員については、必要最低限ということで学校のほうにお願いをし、教職員の御理解と御協力もいただいているところです。

それで、中学校の給食につきましては、現在、この制度を導入しまして11年目ぐらいになるかと思いますが、早くから申し上げておりますように、完全給食を実施する方向で検討をさせていただいているところです。

いろいろな方法がございますので、いろんな条件等、財政的なこととか立地条件とか、どういう方式にするのかとかそういうことについて検討をさせていただいているところで、完全給食の方向性については変わっておりません。

以上でございます。

西依義規委員

その時期が、方針は決めたけどその時期はまだ決めてないってということですか。

平川富久学校教育課長

申しわけございませんが、明確に何年度からとか、何年後とかそういうところまではお答えができる状況ではございません。

御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

松隈清之委員

たびたびね、中学校の給食を聞いてるんですけど、ただ方針決まりました、方針はもうずいぶん前、何年だっけ、四、五年ぐらい前ですよ、決まったのは。もう、5年ぐらいなるんですよ、方針決めて。

日米クックさんが、今中学校のね、選択制弁当方式、給食やってるんだけど、結局日米クックさんどうするかっていうのが、やっぱり一番の問題じゃないですか、今、単年度で契約を延長してるんですよね。単年度でね。

もともとあそこ、契約したときも、言えば、6年だったっけ。最初、契約したの。何年だったっけ（「6年」と呼ぶ者あり）

6年ですよ。

固定資産とかの償却も言うたら6年ベースで、再契約するかどうかわかんなかったから6年ベースで単価を全部計算してるんですよね、最低1,000食補償で。当時聞いてたのは、マックス1,500食で聞いてたと思うんだけど、今1,200食、じゃなかったかな。

1,000食補償で1,000食分は取っても取らなくてもお金いただきますよという話聞いてたんだけど、いずれにしても、中学校給食をどうするかっていうのは、日米クックさんをどうするかを考えんといかんですよ。

その、時期決めないっていうのは、そういう話を日米クックさんとしているから、まだちょっと明確にお答えできないっていうことなのか、ほっといたら多分、ずっと終わらないですよ。何も進まんと思うんですよ、内部で検討してたって。

具体的に、相手がおることなんで、ばさっと契約切ってね、別のところに建てるとちゅうのはそれも1つの方法だけど、それが損なのか得なのかっていうことも含めて、やっぱり日米クックさんをどうするかっていうことまで決めないかんと思うし、今でも、多分その方向ではいってると思うんです。

そのスケジュール感はどうなってるんですかね。

平川富久学校教育課長

明確にお答えできる状況ではございませんけれども、今、そうやって選択制弁当をしていただいている日米クックさんの今の状況から完全給食へ向けてした場合、どのようなお金とか期間とか、設備とか必要なのかということはお話をしたり、相談をしたりすることもいろいろ検討する材料の一つであります。

ですから、そういうお話、御意見として話を聞いて情報を集めたりもしているところではございますが、それは、あくまでそのうちの1つでございまして、そこに決めたとかそういうわけではございません。

以上でございます。

松隈清之委員

だから、そこ日米クックさんで完全給食をする、しない別なんです。

ただ、そこを抜きに議論はできんじゃないですか。言うたら1年1年、いつまで稼働させ

るかわからんような状況で契約させられてるんですよ。

あと5年お願いしますなんて話、してないじゃないですか。今、単年度で延長してるんだから。じゃあ、そこにいる人たちもね、もうこの契約、次更新されるんだらうかって心配しながら働かないかんわけですよ。

だから、どっちにしても日米クックさんと話を詰めないといけないんで、そこをお願いするのかわ別のところでつくるのか、その協議を多分、今進めてないじゃないですか、正直。

だから、そうすると、いつまでたっても進まないと思うんですよ。

例えば、じゃあ仮にどっかに新設するとしても、その財源あるのかとか、それはもちろん出てくるとは思うんだけど、話をしないことには先進まんですよ。別に、ことし中にけりをつける、ことしちゅうか平成31年度中にけりをつけろとは言わんけれども、多分これずるずるいきますよ、ずるずるね。

単年度だと、どうしたってね、契約相手方からすると割高にせざるを得んと思いますよ、契約自体を単年度にしていくと。初めから当面できないと思うんだったら、もっと複数年契約したほうが単価下げられるはずだから、このままね、ずるずるずるずる単年度で延長していくと結果割高になりますんでね。

そこは、ちゃんと考えたほうがいいと思いますよ。

尼寺省悟委員

私も過去、この問題何回も聞いたことあるけど、いつも答えはね、検討すると。その答えだけやんね。本当に、今教育委員会が、この問題に対してこれを解決していこうという気持ちがあるかどうか、本当私は、不信に思うね、この問題について。

だから、やっぱり、本当に検討するんやったら、ことしだめなら来年やるとか再来年、それぐらいの気構えでね、やってもらわんといつまでたつたって今の状況が続くというふうにしか、ちょっと思えんのよね。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

天野昌明教育長

いつも、中学校完全給食の問題については、この場でいつもこうした協議をしていただいて、松隈委員を初め非常に御意見をいただけてますけど、本当に、今、6年契約ということでも最初やったんですけれども、最初は1,000食に満たない状況だったんですけど、非常に子供もふえ、非常に内容もよくて、おいしくなって、今そういう状況でふえているということ。

一番最初、これを中学校給食ということをお願い、市長部局とも協議したときは、まずは

ふやしなさいというところからスタートして、ずっとふえていって、そして必要感っていうか、それをどのようにするかというところで、もう今はある程度数がふえて、食数もふえて、だからこれ以上、もう食数がふえれば日米クックのほうではかなり厳しい状況が出てきているという、具体的なところが出てきてますので。

今、言われたように、教育委員会は逃げてるんじゃないかなというふうなこともあるんですけども、やっぱり私個人的には、もう一日も早く、この中学生の発達する一番大事な段階で、食育の視点から完全給食にしたいという思いが強いんですけども。

そういうことを踏まえて、来年度、教育プランのほうにも中学校給食についての検討をやるというふうなことで明記しておりますので、しっかりこの辺については考えていきたいというふうに思ってますので、もう少し御理解いただいてってというふうに思ってますので、よろしくお願いします。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

午前中にも出たんですが、放課後児童クラブの件ですね。私もちょっと御相談をいただきまして、竹下参事、八尋課長補佐にもお話を伺って、なかなか雇用ができてない状況で受け入れが難しい状況ですっていうことでお聞きしました。

実際、御相談いただいた方の年齢が、小学2年生ということで、やっぱり働きに出ていらっしゃる方が、学校があっているときはいいんだけど、春休み、夏休みになってくるとやっぱり預ける場所がないと働くことができないっていう、そういうこともあって、何とか2年生を、やっぱり1人、2人で過ごさせるわけにはいかないっていうところの部分の御相談ではあったんですが、民間のほうも、今、活用していただいているとは思いますが、その民間のほうの、鳥栖市として民間のほうの学童保育の推進じゃありませんけど、そういうことをどのようにされていらっしゃるのか、お考えでもいいので、ちょっとお聞きできればと思うんですが。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

民間に関しても幾つか問い合わせがありますので、そちらに対していろいろ現状なり、補助の仕方なりの御説明をさせていただいて、運営ができるかどうかというところでいろんなお話、協議はさせていただいている状況です。

また、夏休みに関して、やっぱり待機児童が多いということで、先日、社会教育委員さんの定例会でも議題として上げさせてもらったときに、各団体からも問題意識をされて、どう

にかしよかっていう話もちよっと出てきはしております。

それから、国のほうからでも、民間で塾経営のところも民間なりにしてあるということで、鳥栖市内、または近辺の状況がまた少しずつ変わってきているとは思っているので、いろんな情報を集めながら対策を、鳥栖市でどういうものが合うのかとかいうのもあると思いますので、そこら辺は、現在の問題、課題も取り組んでいきつつ、その先のことも考えながらどういうふうに取り組みたいかというのは、今後も考えていきたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

ぜひ、民間のほうも活用していただいて、ただ、民間の金額が余りにも高過ぎると今度、また預けられないっていう問題も出てくるとは思いますので、何かその辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど人件費のこともあつてましたが、夏休み以降に向けてもぜひ御尽力いただければと思ひます。

それでは次に、何点かあるんですが、まず図書館についてお伺ひしたいと思ひます。

前回の定例会の委員会の中で、デイジー図書のお話をさせていただいて、その後の経緯をまずお伺ひしたいと思ひます。

それともう一つ、図書館のことで、ちょっと最近御相談いただくのが、子供をつれて図書館へ行くとうるさいってということで、もう、すぐに出なくちゃいけない。

ただ、図書館の本を借りる、返すっていう行為に、やっぱどうしても20分、30分かかるんだけど、それでもやっぱりうるさいってことで言われるんで、何か本当に居心地が、おどおどしながら、そういう場所になつてゐるっていうことも若干お聞きしてますので、図書館っていうのは、一体どういう場所なのかなと、まずその原点に戻つて。

あと、鳥栖市の図書館が小さいっていうところもあるのかなっていうのを考えたときに、子供がいつでも図書館に本が借りに行けて、また小さい子供を連れてお母さんたちも一緒に借りに行つて、多少騒げるような場所で、空間がですね。できれば、そういう騒音の問題も減るのかなっていう気持ちはしてるんですが、そのあたりのことを、図書館の中にお話があつてるとか御要望があつてるとか、そういうのがあればちょっと教えていただきたいと思ひます。

栗山英規生涯学習課図書係長

ではまず、デイジー図書について説明をさしあげます。

前回の委員会場で、デイジー図書の導入について話をさせていただきました。現状について申し上げますと、館内閲覧用の機械の寄贈をまず1台いただいております。

それと、公益財団法人伊藤忠記念財団というところから、無償でデジター図書の使用をしていいよということで、CD、DVDの媒体での寄贈を受けているところがございます。

現在、近隣の取り扱い方法等を調査いたしまして、早ければあしたからこのデジター図書、館内閲覧、また貸し出しについて対応できるような準備をしているところがございます。

メディアの枚数といたしましては、約42枚ですかね、タイトルといたしましては320タイトルほどございます。わいわい文庫と銘打たれたデジター図書以外には、鳥栖市の情報政策課がつくっております鳥栖市報のデジター版も合わせて提供することといたしております。

それとあと、学校で使われている教科書、デジター教科書につきましては、現在鳥栖市では取り扱いがないということなので、スタート時点での提供はできていないところがございます。

次に、図書館の利用者の方からの、子供がうるさいと言われるというところですが、市立図書館におきましては、多少大きな声を出されるお子様、館内を走られるお子様であっても、注意というようなきつい表現では御指導いたしておりません。

ここは、静かに本を読んでいる人もいるから大きな声がちょっと出てるみたいだから気をつけてね、というような御案内を差し上げております。

また、多少駆け足で走られたり、階段とかに登られている方についても倒れたら危ないからというような御説明をいたしまして、子供さんが驚くような、おこられたと捉えられるような指導はしていないと考えております。

委員さんが聞かれたのは、図書館職員からの注意でしょうか、それとも、市民の方、利用者の方から直接子供さんにうるさいと言われたのかっていうところですが、図書館の利用者の方、静かに本を読んでいる方、新聞を読んでいる方、特に高齢の方とかはやはり近くで子供さんの甲高い声があったりとかすると、うるさいっていうことを言われるお客様も確かにいらっしゃいます。

ただ、現在、市立図書館におきましては、いろいろなお話をするときも、昔は大人の方に音が漏れないように、もう仕切ったところでお話をやっておりましたが、現在は、音が多少漏れても子供さんたちも垣根なく使える図書館だよってということで、使用をさせていただいておまして、そのお話会の声がつつ抜けだからうるさいよってというようなことは、高齢の利用者の方からも上がっておりません。

特に、夏休みとか冬休み、春休みの長期休暇のときには、確かに多くのお子様がお見えになります。それが、児童書架のほうで多少大きな声を出されても、皆さんうるさいとは思われないかもしれませんが、やはり保護者の方について一般書のほうに行って、そのときに小さなお子さんが確かに大きな声を出されると、不快に思われる方もいらっしゃるかと

と思いますが、そこは公共図書館としては、小さい方も年配の方もどなたでも使える公共施設だよということの御理解に努めていきたいというふうに思っております。

もし声がうるさいということで、子供さんを注意されているような方がいらっしゃいましたら、それは図書館職員もその場に入って、場が和やかになるように話をしてみたいと考えているものでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

まず、デイジー図書については、早速あしたから閲覧もできるということで、本当ありがとうございます。

この分の、また広報をしっかりしていただきたいと思うんですが、例えばこのデイジー図書をどういふ方々が使われるかっていうところが、また課題になってくると思うんですね。

それで、大人だけじゃなくて子供さんでデイジー図書を使われる方っていうのは、やっぱり発達障害をお持ちの方とかそういう方もいらっしゃると思うんですね。そのときに、先ほどの、またうるさいみたいなところに、またつながらないとも限らないので、またその辺の環境のことも含めてこれから対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、図書館での子供の声なんですが、職員の方がうるさいとか言うことはないと思ひます。やっぱり市民の方が、静かに読んであつて子供が近くにいたときに、うるさいっていう、それを聞かれたお母さんたちが図書館にはなかなか行けないって、やっぱり思ってしまうっていうところの部分がありますので、また今後、図書館については、もう小さい鳥栖市の図書館でもありますので、場所の確保とか難しいとは思ひますが、元気いっぱい子供が図書に触れるような、そういう場所の確保ができたらいいなっていうのをすごく思ひます。

この件に関しては、以上で終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

続きまして、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの件についてなんですが、まず、現在のスクールカウンセラーとソーシャルワーカーさんの状況をお聞ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

平川富久学校教育課長

平成30年度がまだ確定しておりませんので、平成29年度の資料で御説明をさせていただきます。

スクールカウンセラーは、8小学校のほうに配置をしておりますが、8校合わせて年間644時間でございます。

各小学校別に申し上げますと、鳥栖小学校が年間90時間、鳥栖北小が90時間、田代小が64時間、弥生が丘小が92時間、若葉小が64時間、基里小が64時間、麓小は88時間、旭小が92時間配置をしております。

そうしまして、相談件数につきましては、鳥栖小学校が94件、延べ115人。鳥栖北小が49件、延べ57人。田代小が120件、延べ166人。弥生が丘小が80件、延べ96人。若葉小が53件、延べ69人。基里小が99件、延べ132人。麓小が53件、延べ59人。旭小が45件、延べ57人の相談が1年間であっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成29年度は2名配置を県からいただき、かかわった相談件数とか、訪問件数とかケース会議等々合わせまして1,536件でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

多分、年々件数もふえているのではないかなと思っておりますが、特にソーシャルワーカーさんて、いじめ問題とかにもかかわっていらっしゃったりとか、あと虐待関係もソーシャルワーカーさんですかね。それで、1,536件を2人でされてらっしゃるってことは、単純に計算しても約800件ずつぐらい1年間に持たれているということは、1日に二、三件はされてらっしゃるって計算にもなります。多分、これ常勤ではないですよ。

スクールカウンセラーさんも常勤ではないですよ。

常勤化の必要性とか、その辺について、どのようにお考えかをちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

平川富久学校教育課長

スクールカウンセラーについて、一般の教職員と同じように、その学校に朝から晩まで毎日というのは、そういうことができるようになればそれがいいのではないかなと思いますが、そうなった場合のスクールカウンセラーの職務内容も、少し考えていかなければいけないだろうと思います。

今は年間で、先ほど申し上げたような配当時間がありますので、それに見合った職務内容であろうと思います。

スクールソーシャルワーカーについては、先ほど言われましたように御家庭の事情とか、そういうことへの対応もかなりふえてきております。そういう個別の案件、学校も抱えておりますので、非常にスクールソーシャルワーカーの方々に来ていただくことは、学校としても助かる場所でもありますので、もう少し長い時間、長い日数といいますか、多くの日数来ていただいたほうが、スクールソーシャルワーカーは、特に、学校としてはありがたいなど

思うところであります。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

なかなか市独自でできないところもあると思うんですね。あと、ソーシャルワーカーさんに関しては、県の事業でしていただいているところで、県にも要望されてると思うんですが、また再度、やっぱ2人じゃ厳しいですよ、どう考えても。

平川富久学校教育課長

先ほど、申しましたようにこの数字は平成29年度でございます、平成30年度はソーシャルワーカーは3名、配置をお願いをしているところでございます。

申しおくれました、申しわけございません。

飛松妙子委員

じゃあ、平成30年、31年度も3人ということになるかと思いました。わかりました。

それと、スクールカウンセラーも、多分時間が限られているのでこの件数だと思うんですが、もっと相談したいっていう方も、例えば教職員さん、先生たちの相談件数がこの中に含まれているのか、含まれているとしたら、何%ぐらいの割合なのか。件数でもいいんですが、わかれば。わからなければ、また後日でも結構です。

わからないですね。

お願いします。

平川富久学校教育課長

今、委員さんから御指摘ありましたように、延べ人数の中には児童、それから保護者、教職員等が含まれているところですが、それぞれの件数については、ただいま持ち合わせておりませんので、また後ほどということでもよろしくお願ひいたします。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

それでは次に、鳥栖西中の大規模改造が、平成31年、32年度で行われるっていうことでお聞きをしております。今後は、2校ずつふやしていくってことなんですが、エレベーターの設置についての、まずお考えからお聞きしたいと思います。

江寄充伸教育総務課長

各小中学校へのエレベーターの設置についての御質問でございますけれども、現在小学校につきましては弥生が丘小学校、中学校については田代中学校とそれぞれ小中学校1校ずつエレベーターの設置をしている状況でございます。

現段階ではございますけれども、このエレベーターについては、当然現施設に設置となりますと後づけになりますので、学校によっては設置ができない、構造上設置ができないという学校もあると聞いているところでございます。それで、やはりどうしても事業費についても、この後づけになりますと高額になるということもございます。

そういうこともございますので、基本的には障害のある方、子供さんの障害がある方の利用というようなことでエレベーターの設置をこれまで整備をしてきたかと思っておりますけれども、現段階では、弥生が丘小、田代中以外の学校へエレベーターを設置する計画は今のところはございません。

この2つの学校を御利用できればというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

この弥生が丘小学校と田代中学校以外にエレベーターは、今後つける予定はございませんという御答弁だったかと思えます。

それでは、5ページの医療的ケアで、今回126万円つけていただいているんですが、まずこの件について、どういう方が利用されるのかっていう御説明からお願いします。

平川富久学校教育課長

平成30年度は、鳥栖小学校に1名、導尿という医療的ケアをする必要がある児童さんが1名、ことし3年生に在籍をしてあります。平成31年度は、それに加えて、鳥栖北小学校に酸素ポンベの交換が1回必要なお子さんが入学予定でございます。

したがって、平成31年度は、小学生2名につきまして医療的ケアを行う必要がある児童さんがいらっしゃいますので、当該ケアに要する費用について補助金を交付することとして、学校における医療的ケアの適切な実施を図ることとしております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それでは、その2名なんですが、通学されるときに車椅子を使われるのか、学校で使っているのか。ここは、わかりますでしょうか。(発言する者あり)

わかりました。学校の中で、結構ですけど。

平川富久学校教育課長

学校の中で車椅子で、2人とも。

今、在籍している子については車椅子。今度入って来られる方も車椅子というふうに聞い

ております。

飛松妙子委員

それでは、今、車椅子で現在小学3年生のお子様が通っていらっしゃるということで、鳥栖小学校の学校の配置図を拝見したときに、小学3年生までは校舎が2階、4年生以上になると校舎が3階ということになります。

今度、北小に入ってくる1年生については、1年生ですので1階だと思うんですが、この2階、3階になったときに、どのようにして2階、3階に子供を配置、教室に上げていらっしゃるのかの御答弁をお願いします。

平川富久学校教育課長

現在、在籍してある小学生につきましては、職員が抱えて2階まで上げていると、あるいは2階から1階へ抱えて降ろしているというふうに聞いております。

以上でございます。

飛松妙子委員

職員の方が、1人で上げていらっしゃるのか2人で上げていらっしゃるのか、お願いします。

古賀泰伸学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

お答えします。

今現在、男性2名で、抱えて上がっているというふうに伺っております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

以前は、鳥栖中学校に入学された生徒さんも、先生が抱えて2階、3階と上っていただいて、かなりの負担をかけていたと聞いております。

今回も小学生に1人、また平成31年度から新たにもう1人ふえるってということで、このことを考えたときに、今後、車椅子の生徒さんも受け入れる地元の小学校、中学校になっているんだなっていうところで、ありがたいと、すごく感謝を申し上げたいんですが、先ほど御答弁があったように、エレベーターは田代中と弥生が丘小学校にしか現在ついていないというところで、どうしてもエレベーターがいいっていう場合は、この学校に行かないといけなっていうところもあります。

ただ、御家族の方とか本人の意思を確認しますと、やっぱり地元の学校に行きたいっていう御希望の方もいらっしゃいますので、それを考えたときに、今、階段昇降機、私も5年ぐらい前に1回取り上げたんですが、実際、有田町と唐津市のほうの現地視察もさせていただ

いて、向こうの教育委員会の方とかに話を伺ってきました。

特に、唐津のほうは、車椅子の形して、階段昇降機で2階、3階まで簡単に上れるっていうのを拝見させていただいて、これが鳥栖市でも導入できれば、階段に取り付け、設置をする分じゃなくて移動式なので、例えば、鳥栖小で使わなくなったらほかの小学校でも使えますし。

そういうことで、この階段昇降機、今後考えていくことも必要ではないかなと思うんですね、教職員の先生たちの御負担も考えますと。

それについて、今後ぜひ考えていただきたいなと思うんですが、まず教育委員会の皆様の御見解から伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

平川富久学校教育課長

今後につきましてというよりも、入学を地元の学校へという御要望については真摯に受けとめていかなければいけないというふうに思っておりますが、市の方針としましては、先ほど言いましたように、まずは就学指導委員会の判定を尊重して、それを保護者の方にきちっと伝えて、御理解をいただくように説明をしているところでございます。

その段階があり、それでも地元、と言われる場合には、エレベーター等を設置しております弥生が丘小と田代中学校への入学を強く勧めているところでございます。

そして、最後に、どうしても、と言われるときは、そういうエレベーター等はつける予定はありませんということも御理解の上、入学をしていただいているものと思っているところでございます。

学校の職員は、やはり子供のためという思いが強うございますので、そこでそのように、まだ小さいうちは2階に抱えたりということも、やはり子供たちのことを思っていることもありますが、それにも限界があるということも保護者の方には御理解をいただき、その範囲の中でして、学校と保護者の方話し合っ、できる範囲の中で、対応していくことで協力関係ができればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩



午後 2 時 20 分開議

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

飛松妙子委員

じゃあ次に、特別支援学級について、18ページと19ページについて質問させていただきたいと思います。

私、初当選して12月議会から、この特別支援学級については質問させていただいておりました。初めて質問した平成25年度、12月のときの答弁を振り返ってみますと、支援員の先生方は、当時20名だったんですね。それが、今は39名ということで、もう2倍に生活指導補助員の先生はふえております。実際、平成26年から31年の、こんなふうに出していただいて、すごくありがたく思っております。

もう、実際見て、私もずっと計算をさせていただいて、児童生徒に関しては、平成26年から27年、31人プラス。それで次に、46人プラス、56人プラス、67人プラス、来年度は見込みですが、83人プラスということで、もう本当に、平成26年5月1日から比べると2.3倍、去年が大体2倍だったんですね。2.3倍ということで、毎年大体1.2強の倍数で、児童生徒数もふえている。

ただ、生活指導補助員を見ると、現在1.56倍ということで、その児童数とは比例していない状況ではあります。

前回、昨年9月議会でも質問させていただいたときに、この中で、発達障害の方々は何割ぐらいいるんでしょうかっていう質問させていただいて、7割程度の方が情緒とかの関係ですっていう御答弁もいただいて、この件でまた質問しますが、その前に、この児童生徒数の中で、車椅子でさっき2名ってお聞きしたんですが、それ以外の方も車椅子の方がいらっしゃるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

平川富久学校教育課長

先ほど、申しました2名のほかに、もう1名、小学校にいらっしゃると思います。

合計3名と思います。

飛松妙子委員

わかりました。

弥生が丘小学校の1名とプラスして3名の方が、車椅子の方がいらっしゃるということでわかりました。

それで、先ほどの発達障害の件なんですけど、昨年質問したときは7割ということで、その当時287人だったんですね、410人に対して。7割。今回、見込みで493人、これを単純に7割で計算しますと345人なんですね。

だから、本当それを考えますと、発達障害の方々もどんどんふえていくのではないかなと、特別支援学級の児童生徒がふえればふえるほど、この発達障害の方々もふえてくるのかなと。

さらに、この支援学級には入っていないんだけど、発達障害の可能性のある児童生徒も、この人数を外して6.6%、全校生徒のですね。ということでの御答弁もいただきましたので、ほんと10人に1人は発達障害、または発達障害の可能性のある児童生徒さんたちがいらっしゃるってことが数字を見てもわかります。

その中で、昨年の7月に、教育委員会の主催で教職員特別支援学級の教職員の先生、あと補助員の先生方を対象に自閉症の当事者の方を講師に招いて講習会をしていただきました。そのときにも御質問させていただいて、教育委員会の課題等を認識しているというところで御答弁をいただいています。

教師、生活指導補助員のスキルアップに努めてまいりたいというところで、また校長の研修会、教頭研修会など機会を捉えて、各学校において今回の研修内容とその成果、課題について管理職を含めた全職員で共有して、学校の状況に応じて対応していくよう指導してまいりたいという御答弁をいただいているんですが、この御答弁後、何か方針といいますか、検討されたこととかありましたら、まずそこをお伺いしたいと思っております。

平川富久学校教育課長

委員御指摘のように、7月に研修会を行いまして、そのアンケート等の中身についても確認をしているところでございます。

そうしまして――正確には覚えておりませんが――9月か10月の校長研修会において7月の特別支援学級と生活指導補助員の研修会での資料等を各学校で参加者した特別支援学級の担任もおりましたので、持っているはずだから、もう一度それについて各学校の分析を行って、先ほど言われましたように、各学校の状況、特徴、それに依って情報を共有して研修会等をしてほしいということは伝えたところでございます。

それから、先ほどからずっと10年ぐらい前からこの数がふえていると、こういう子供たちがふえていることについては、その指導をする人員の確保や施設設備等についても課題というふうに考え、来年度も同じように、就学相談会からの就学先決定までのスケジュールは一緒でございますが、各市内の幼稚園、保育園等の協力を得て、来年度、年長さんですね。いわゆる、次の年に入るお子さん以外にもこういう特別支援教育が必要であろうという見とりを幼稚園、保育園の先生等でしていただくようにして、そういう数がどれくらい、そういう

お子さんがいらっしゃるのかについても把握して、それに応じて、こちらも対応をしていきたいというふうに思っております。

とにかく、こういう子供たちがふえている現状がありますので、各学校のそれぞれの学校の課題の1つ、大きな課題の1つではありますので、各学校の校長、それから担当の特別支援教育コーディネーター等とも話し合いを進めながら、課題解決に努めていきたいと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先月、2月に、みやき町の教育委員会主催で幼保小連絡協議会の研修会に、私も実は参加させていただいたんですね。二、三十名集まられたかと思うんですけど、そこでも教育委員会主催と同じ、齊藤麗子先生による自閉症の見え方と見え方ってことで講習をされて、そこには幼稚園の先生、園長先生とかもお見えになって、アンケートも書いていただいたら、やっぱり同じようなアンケートの内容が出てきました。

また、さらに幼稚園の園長先生からは、それと同時に保護者の方にもこういうことをやってほしいというお声が上がって、要は自分たちだけで対応がなかなかできないんですと。私たちも、こうやって知識を習得させていただいて、子供たちの対応をとっていききたいんですけど、保護者の方々の御理解っていうのがなかなかないと先に進まないっていう話もあつてました。

学校の先生からは、ぜひ我が校に来てほしいと。来て、我が校の課題解決に向けて、一緒に取り組んでいただきたいというようなアンケートもございました。

そこで、ぜひ幼保小連絡協議会が、まずどのような形で鳥栖市としてはあっているのかっていうところをお聞きしたいと思います。

平川富久学校教育課長

鳥栖市も、幼保小連絡協議会というのを年に2回開催しております。

1回目は、各幼稚園、保育園の園長先生にお声掛けをして来ていただき、小学校は、校長先生のほうにお声掛けをして参加をしていただいているところです。そこで、幼稚園、保育園から小学校に上がった子供たち、これ1学期に行いますので、そこでの子供たちの入学後の状況であったりとか、あるいは、引き継ぎ事項の確認等をさせていただいたりしております。

そして、もう一回が2月に行いまして、ここは担当者等を参加対象としまして、今度は引き継ぎ、卒園していく子供たち、1つの園から必ず1つ小学校に行くわけではないので、な

かなか難しいところはありますけれども、そして、物すごい数の、今、幼稚園、保育園ございますので、全てにおいて完璧な連携等はできておりませんが、先ほど言いましたように連携を、送る側、それから受け入れる側の確認等をしているところでございます。

そういうことで、子供たちが、小学校に上がる前に幼稚園、保育園でこういうところはお願いをしたいなというようなことは、最初の第1回目のときをお願いをして、そういうことを身につけさせて、できるだけ小学校に上げていただきたいということでお話をしたり、幼稚園、保育園については、それぞれいろいろなお悩みもありますので、それについて小学校の校長先生等からアドバイスできることは、させていただいたりもしているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

みやき町の幼保小連絡協議会に参加させていただいたときに私が感じたことは、研修を通して、小学校の先生と幼稚園の先生たちが一緒に話し合いをですね、されるわけです。

そこでの情報交換とかがいろいろな形でできて、1つのテーマの研修の中で、そういうやりとりができるのが、すごく効果があるんじゃないかなと感じましたので、ぜひそういうのを取り入れていただきたいというか、やっていらっしゃるのかもしれませんが。

やっぱり、みやき町もそうですし、鳥栖市も発達障害に関しては、すごく重点を置くべき政策かなと私は思ってますので、ぜひ幼保小連絡協議会の充実とともに、あと鳥栖市が、今、平成32年度を目指しているけれども、もしかしたら平成33年度になるかもしれませんが、子育て世代包括支援センター、これは、いろんな部署が連携して、妊娠期から子育てのサポートをしていこうっていう支援センターなんですね。

ここで、やっぱり一番ネックなのは教育委員会との連携が鳥栖市の場合、余りちょっとうまく、うまくっていうか密に連携が取れてないんじゃないかなって。1つは、全く部署が分かれてるし建物も分かれてるし。

それこそ、こないだも発達障害のことについて福祉課とも話をしましたが、教育委員会との連携をどう今後取っていこうかっていうところで、やっぱり悩んでいらしゃったんですね。

だから、この子育て世代包括支援センターのことも絡めて、今後やっぱり教育委員会と福祉の連携っていうところが、すごく重要になってくるんじゃないかなと思っておりますが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

平川富久学校教育課長

まず最初に、幼保小連絡協議会についてでございますが、先ほど言いましたように、小学

校区ごとの幼稚園とグループ協議というのは毎回行っておりますし、それから、第1回目のときは、龍谷短大から幼児教育等の専門の先生方に御講演をいただいたりという研修会もしております。そのような中で、いろんな課題、トピックをつくってその専門の先生方に来ていただくということも考えていきたいというふうに思います。

それから、2つ目の福祉等との子育て担当課との連携については、今は、もう幼稚園、保育園から小学校に上がる時点で、そういう発達の段階、学びの課題とか、それから家庭の課題とかいろんなことがありますて、連携は進めております。

ただ、そういうふうな組織的な部署があれば、なお一層進むのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ぜひ、連携は取っていただきたいということをまた強くお願いしたいと思います。

それと、もう一つ最後に、移行支援ですね。さっき、移行支援の話が出たと思うんですが、例えば幼稚園から小学校に上がるのもそうなんですが、学年を1学年から2学年、2学年から3学年って上がる場合の移行支援ですね。

特に、発達障害を持つお子様にとっては、この学年を移るだけでも環境の変化で、かなり大変だっというお声もいただいてまして、そこの移行支援について、どうしても学校だけでそれをしようと思ったら、ちょっと無理があるんですね。家庭環境、家庭の中で移行支援の準備をしていただく、と同時に、学校もその準備に対してどのように対応できるかって話し合いをしていただく。

そういうことが、今後求められると私は思ってるんですが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

平川富久学校教育課長

そういうお子さんの支援会議とか、あるいはケース会議とかいうのは、学校においては、県の障害のある子供の学校生活支援事業というので、特別支援学校の地域支援部とかいうようなところがセンター的機能を持って、各市町の小中学校のそういう困り感のある子供たち、保護者の相談に乗る事業もずっと前からやっております。

そういう先生方をお呼びして、年に何回となくケース会議等も行っておりますし、もちろん学年が変わるところ、これ非常に、一つの高いハードルとを感じる部分もありますが、そこで一つリセットするという意味もある学年が変わるところはあると思うんですね。

ですから、いい意味で捉えていく面と、変わることで子供や保護者の不安があるところについては、今言われたようなところで、保護者とも連携を取り、あるいは先ほど言いました

ような特別支援学校の専門の先生等も中に入れて、移行支援会議を必要に応じて行うことは非常に有効だろうというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ちょっと教育委員会だけじゃ無理な話でもありますので、ここは福祉と連携して、また今後の課題については私も提案をしてみたいと思っておりますので、よろしく願います。

教育委員会の皆様には、いつも御尽力いただきありがとうございます。以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

先ほどの、ちょっと医療的ケアの5ページので、国のほうの医療的ケアのための看護師配置事業っていう補助メニューがあるんですけど、それを使った分ということでいいですかね。

平川富久学校教育課長

今年度につきましては、国の補助金を活用して、補助をいただいて本市では委託事業として実施をしておりましたが、先ほど申しましたように、今年度は1名でしたが、来年度もう1名入ってくる、入学をされるお子さんがいる。それから、先ほどちょっと言いましたように、今後必要となるようなお子さんもいらっしゃる、もっと下の、幼児さんにですね。

というようなことを考えたときに、制度設計をもう少し考え直そうというところで、今回は委託ではなくてそういう看護師配置が必要なお子さんを持つ保護者の方に、その医療的ケアをするのにかかる費用をこういう形で市から単独で補助をしようと、いう制度をつくったところでございます。

ですから、その補助金を活用しての委託事業ではなくて、市の補助ということで考えているところでございます。

西依義規委員

補助メニューを使ったほうが、何かよさそうな気がするんですけど、市独自でしたほうがいいっていう、その理由は。

平川富久学校教育課長

補助金を活用したら委託事業という形に制度上せざるを得ん条件があるんですが、そうなりますと、何人もとって来ますと、今年度は1名でしたので、その看護師さんがそこだけでよかったんですが、今後いろいろ出てくると、やはり委託事業とするためには入札をし

て、看護師さんを決めていかなきゃいけない。

そうすると、そういうお子さんは、やっぱり小さいときからずっと付き合いのある、子供のこともよくわかっている看護師さん等もいらっしゃるでしょうから、この看護師さんがいいのになあ、とか思われると、なかなかその辺がうまくいかないのかなというのもありまして。

保護者の方が望まれる看護師さん、つけられる看護師さんと話をさせていただいて、それに対してこちらから補助をするという形がいいのではないかなと、いろんなパターンを考えたときにそういうケースも出てくるのではないかなということで、こういう制度設計をしたところでございます。

西依義規委員

それでは、次の12ページにあった、それこそ放課後児童健全育成ですけど、ちょっと不思議に思うのが、数年前に民営にしましたよね、もともと市でやってたのを。

いろいろ見よったら、ほとんど市でやってるのと変わらんぢやないかなと思うんですけど、民営にして、何がどう変わったんですか。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会は、平成18年の11月20日に鳥栖市放課後クラブ運営協議会が発足されておりまして、その前は直営で行っておりました。それで、平成21年の4月から鳥栖市のなかよし会の運営を開始している状況で、ことし9年目になります。

この中で、運営協議会が理事会を持って、理事会の中で運営を進めていってるといふことになります。

それで、教育委員会生涯学習課は事務的なところの助けを、補いをしてるっていう状況でございます。

西依義規委員

いや、わかりますよ。

その形をつくったの、わかりますけど、直営のときと民営のときと、どれがどういうふうによくなったのか、今、例えば――ぶっちゃけ言うと人を集めきらんっていうか、何かもうちょっと民営であればいろいろ柔軟性がありそうに思うんですけど。もう、一々時給を上げるのもこうやって、予算して。何か、その辺の民営のよさみたいなものがあるのかな。

実質は、もう市がやってると一緒じゃないかなと思うんですけど、そこは違うんですか。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

クラブの運営の規約自体が、やっぱり鳥栖市の規約に合わせたところがありまして、給与体系も予算づけをするときも、やっぱり市の臨時職員の予算に合わせてきてるっていうところ

があって、なかなか独自でもっていけるところが難しいところもございます。

ただ、どうしても臨時職員ということで、最初は皆さん時給単価で雇ってましたけど、だんだん、平成27年から常勤って言って、月額給与形態には変えていったっていう経緯がございます。

ここ数年、それでやってきてますけれども、最近の状況によっては、もうその単価でもなかなか指導員が集まってこないって状況にはなってきて、見直しも必要な状況にはなってます。

また、直営化するとしても、その給与の関係がどうしても整理がつかないって状況で、直営化に戻すってところもちよっと今難しいところがあります。

西依義規委員

いや、僕が言ってるのは直営に戻すやなくて、もっと民間に行くイメージだったのかなと思うんですけど、民間に行き切らずに、もちろん保護者の方は直営のほうが安心されるか何かわかんないですけど、やり方が、もう職員採用にしろ何にしろ、全部市役所のやり方をされているのかなと思うんで。

民間がいいとは言わんですよ、けど民間のほうが自由度があって、やっぱそういう、例えば時間に合わせて時給を変えたりとかいろいろできるわけやないですか。

それで、ホームページにある運営イメージ図を見たんですよ、上げていらっしゃるのを。例えば、市は、役員として参画することにより運営に責任を持ちますと、また保護者だけで運営するものではなく、地域の皆さんと一緒に運営していきますと書いてあるんですね。日常業務は事務局でやりますと。

今、その地域の皆さんと一緒に運営していったるものって、何かあるんですか。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

理事の中に、各種PTAの代表の方とかそういう福祉に関する団体さんとかが入って、その中で運営の話し合いをしてるって状況での地域でのかかわりってところが今あってるところです。

西依義規委員

いや、何でも何でも地域を使えとは言いませんけど、やっぱそういう時代の流れで、指導員さんたちを、全て任せるともちろん大変で、要は時給と労務が合っていないわけでしょう。

せめて、こうやって書いてあるのであれば、そういう試験的じゃないけど、そうやって指導員が集まらないから受け入れられませんじゃなくて、何か受け入れられる形が、例えば週に1回野球を教えている方がいらっしゃったら、そこにちょっとお願いしようとか何か、その負担をまず軽くしてですよ、指導員の。

少し出してやって、負担を軽くすると、900円に見合ったその仕事量とかになっていくんじゃないかなあと思うんですけど、その辺の、この地域の皆さんと一緒に運営していきまస్తుってところの検討をされたこととあってあるんですか。

白水隆弘教育次長

今、おっしゃられたような別団体、それから別事業といったことに携わるといった議事等が出た――過去にですね、現在もそうですけれども――経緯はございません。

今のところ見守りといいますか、そういう放課後の保育のみに特化しているというのが現状でございます。

西依義規委員

ほかの課やけど、例えばまちづくり推進協議会とか、小中のスクール何ちゃれ、いろいろやっぱり、今シフトしてきよるやないですか。

そういったものも含めて、やっぱ人が足りんけん受け入れられんじゃなくて、やっぱ基里やったら基里らしいとか弥生が丘やったら弥生が丘らしい、何かそういったところも少し考えていくと。もちろん人選も地域の方が一番知っちゃろうけん、そういった募集もハローワークにぼんと出すとか市報じゃなくて、そういった、やっぱ人手を頼っていくっていうのもやっていったほうがいいんじゃないかなと思います。

もう一つが、補正予算のところでもあってましたので、勝尾城の12ページですね。これ、担当課が違うと思うんですけど、150年祭があってましたよね、維新の。

そこに、例えば鉄道とかはぜろうとか、菓のパネルも立派な物があって、もちろんそれはそれで、終了でいいと思うんですけど、生涯学習とか文化財とは言いませんけど、そういった視点で、ここには勝尾城関係の予算しか上がってないんですけど、そういったところをもし生涯学習的な視点で考える場合は、そちらの課になるんですが。例えば、150年祭を活用したとかいう場合。

久山高史生涯学習課文化財係長

150年祭で、特にはぜろう、鉄道、菓の売菓を取り上げております。

それで、今、鳥栖市の150年祭の事業としては商工振興課なんですけれども、文化財の係の職員が1人兼任で、商工のほうで実質それに当たっております。

ですから、来年度以降は、郷土資料講座とか各種歴史講座等で、そういったものを具体的に生かしたり――出前講座も含めてですね。

そういったものを具体的に活用するとなると、文化財係のほう为主体になるかなとは思いますが。

西依義規委員

それでは、もう一つ、整備計画。この勝尾城筑紫氏遺跡の。

ホームページを見たら、しっかり整備計画を立てられとって、葛籠城は、整備工事が平成29年度から始まりますと、筑紫氏館は、基本設計が平成33年度。実際、整備工事は平成34年度の半ばから始めますと、一応立てられてですね、しっかり。先ほど、尼寺委員もおっしゃったような。

例えば、ここの館跡のイメージの、整備工事ってありますけど、それはそういう館を再現するみたいな整備工事と思っていいですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

まず、先ほどの整備、ホームページに載せてあるものですが、これは2012年に策定したもので、以前から申し上げておきますとおり、最初の前段階である土地の公有化のほうで、若干おくれてまして、ここに述べたような計画のとおりは、正直進んではおりません。ただ、大きなラインとしては、ここの方向で動きます。

ですから、葛籠城跡地区が終わって、その次の段階で館跡地区に着手するという形になります。

ただ、葛籠城跡地区と違って館跡地区のほうは、まだ細かい調査等が済んでおりませんので、そういったものを踏まえた中で、今言った復元的なものとは別に、現況を生かして、遺構を見やすくするような形でやるという形でこの基本整備計画の中に残しております。

ですから、もっと細かい話をしますと、やっぱり石垣についても崩れかかっているところがありますので、そこはどういうふうに修理するかっていうようなものも今からの検討課題となりますので、葛籠城跡よりかは若干時間がかかるかなと考えております。

西依義規委員

僕も、やっぱりシンボルみたいなのが要と思うんですよ、館なら館って。今の調査で、館がどういったものっていうのは、もう既にわかっているんですか、調べて。

久山高史生涯学習課文化財係長

以前、確認調査をいたしまして、どのあたりに主な館があったり、どのあたりに虎口という正式な入り口があったり、あと、台所とかお座敷とか、庭園跡がどのあたりにあるかっていうのは、もう既にわかっておりまして、この成果につきましては現地の案内板のほうに表示しております。

ですから、それができるだけ可視的っていうか、見やすくなるような、もちろん、実際見た方が頭の中で想像されるんですけども、そういうお手伝いをできるような、割とわかりやすいような形での整備という形で考えております。

ですから、一言で言うと、よそのような完全復元というようなものは最初から考えており

ません。

以上です。（「最初から考えてない」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

もう一つは、予算で、保存整備委員会の予算が、謝金がありますけど、ここでの議論はど
ういう方向に、今の方向に、いやいや、やっぱり復元の方向とか、もうちょっと見やすいよ
うにっていう、今、どういう議論がここで行われているんですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

先ほどから申し上げてます、基本整備計画を立てるときに、約3年間、整備指導委員会の
ほうで議論を行いまして、まず整備の順番、あと整備の主な内容、全体のコンセプトという
形になりまして、その中で、極端な話で申し上げますと、吉野ヶ里遺跡のような、ああいつ
たものではなくって、自然の地形を生かして、それで可視的にこういったものがあつたんだ
なあというのがわかるような、そういったイメージでの復元という形で全体のコンセプトを
考えております。

西依義規委員

すいません、橋本市長の公約にあるんですよね、歴史遺産、勝尾城などって書いて、何か
聞いたら、維新150年のときのシンポで磯田道史さんがいろんなアイデアを言っていらっしゃ
ったと。とても参考になると。

もう、いかにも何か、今、あんま進んでない勝尾城が、だだだあつと進むようなイメージ
があつたんですけど、そういう何か、それも含めて新たなアイデアとかがあるんですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

新たなアイデアと申しますか、私どもが当初考えておりましたのは、国庫補助事業を使っ
た正式な本格的整備というものです。これは、今、申し上げたとおり、まず第1ステップと
して、公有化をきちっとして、その次に基本設計、実施設計という流れになります。

こういったものは、先ほどから申し上げてますように、少し時間がかかる事態となってお
りますが、これとは別に、もっと早く——早くという言い方はおかしいですけども——も
っと楽しんで、具体的に活用できるようなものを、例えば、伐採だったらもっと早めに伐採
するとか、そういった細かいイベントをいろいろ打っていくとか。

あと、子供たちも含めて、いろんな形で知らせていくとか、そういったソフト面を中心と
した活用を、そういった本格的整備事業とは別に前に進めていって、市民の方全員がまず勝
尾城について、より深めていただきたいというような形で、二本立てではないですけども、
本格整備事業とは別にそういったソフトの面での活用を同時に、より力を入れて進めてい
こうっていう趣旨でございます。

西依義規委員

多分、今のままじゃだめなんです。それ多分、担当者もわかつちやると思うし、これ、おくれてるわけやしですね。

だめなんで、やっぱ何らかの、もちろん——僕、この間、萩の明倫学舎に行ったんですけど、萩も各地、いろんな生誕のところがああるんですけど。一応、その明倫学舎に全部それを集めて、とりあえずそこで——もちろん、そういう映像なり説明をします。もっと詳しい方はそこに行ってくださいと、現地へ。

やっぱそういう、何か一括して、鳥栖市には、やっぱ文化財があちこち点在してるんですけど、そこにわざわざ行くなるととてもハードルが高いんで、もちろん市庁舎が、今度建設されたりしますよね。そういったところで、まずここで1回見て、それからの勝尾城って。もしそこで、もう現地の復元が無理なら、何かそういうのを担当からやっぱいろいろ上げていかんと、今のままじゃだめなのかなと思いますんで、お願いします。

すいません、それともう一つ別で。少年少女派遣の委託料、11ページですけど、これは、主にどういったものに使われてるんですか。

竹下徹生涯学習課参事

最初の説明で申し上げましたけれども、対馬市との交流事業ですね。夏休みに対馬のほうに（「それはわかります。あと、団体もわかります。その中の何に使われているのか」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

すいません、足りませんでした。

子供たちから参加費をもらってますよね、一万幾らと二万幾ら。それって子供の補助なのかそれとも随行者の旅費なのか、それとも何か事務的、受け付けとかの全部まとめてどういう——委託料の算出を教えてください。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

実行委員会からの実績報告が上がっておりますけど、ちょっと手元に持ち合わせがございません、申しわけございません。

ただ、旅費の一部は自己負担の中から出てるってということにはなりますけれども。子供たちの旅費に関するものが自己負担から、自己負担がその旅費の一部になっております。

西依義規委員

例えば、中学生やったら2万1,000円ですよ。2万1,000円で、小学校で1万5,000円ぐらいでしょう。

僕、予想より高かったんですよ、中学生が払う額が。僕が思ったイメージより。

前はもっと、2万5,000円ぐらいしてたって聞いたんですけど。

だから、市から委託料をしてどれぐらい、通常2万5,000円ぐらいかかるのが2万1,000円なのかとか、例えば看護師さんとかそういったところの旅費に使っているとか、本人たちも、随行者も半分ぐらい負担してますとか、どういうふうな感じが115万5,000円なのかなっていうのを知りたかったです。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

すいません、ちょっと今詳しいところが、持ち合わせが、ちょっと持ってきてませんので、すいません。

中村直人委員長

いいですか。

白水隆弘教育次長

今、話題となっております委託料につきましては、後刻算出根拠を示させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

1点だけ、さっきの勝尾城の件だけれども、基本的に館跡の復元はしないと、そういったふうな答弁だったけど、しない一番の理由というのは、資料がないと。

復元図みたいな形で、館跡みたいなやつは絵では書いとるんよね。あの程度じゃあ、館跡を復元するには不十分だと、できないからしない、そういう理由。やらないのは。

久山高史生涯学習課文化財係長

この基本計画の中では、平面的に配置を表すというような計画は立てております。

ただ、それも含めて、文化庁の補助も含めてですけど、整備方針としては、今言われたとおり、正確なデータに基づかないと、うそはいけないということになっておりますので、平面的な配置も、もう柱の位置まではっきりわかるような調査の結果が出れば、もちろんそれを生かすような整備はできますが、確認調査の感触から言うと、そこまでは少し難しいんじゃないかなと思ってます。

ただ、石垣の虎口あたりについて位置がわかりますので、これについて、部分的に整備はできるかなと思っております。要するに、建物の整備としては不可能と考えております。

尼寺省悟委員

いや、ただね、今からさらなる調査をやっていくと言われたでしょう。その調査の結果、新たな材料が見つかったと、そうしたら、また話が違うんでしょう。

思うのはね、例えば吉野ヶ里たい。吉野ヶ里が、あれだけ古い時代のね、資料っちゅうんか、そんなになかったろうけど、それなりにさ、ある程度推測した形であそこもつくったならばね、勝尾城だって全く偽造せよと言わんけれども、ある程度推測っちゅうんか、こうだと。

今の技術の水準から照らし合わせて見てね、わかるような館の復元っちゅうのはできるかなと思うんですよね。その辺どうなんですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

国も含めての方針で、推測部分については、あくまでもバーチャルな意味でのイメージとしての表示にとどめて、正確に図面にあらわすときは、やはり柱の位置なりがはっきりしてる。

ですから、もし出れば、例えば井戸なら井戸などがはっきり出た場合は生かせるかなと思いますが、確認調査の感覚だと、ちょっとあそこ、何回も洪水っていうか土砂崩れがおこっているような感触があつて、地表面も多分1メートル以上下みたいなんです。

だから、そういった形で、普通に館跡というような感じで、例えば朝倉一乗谷のような、ああいうイメージには、ちょっと難しいかなっていうようなイメージを持っています。

ただ、これはまた今後の調査によって（「吉野ヶ里は推測やろうもん」と呼ぶ者あり）

いやいや、あれは柱の跡とか全部出てますので、その上に復元して表示しているという形になってます。

白水隆弘教育次長

復元につきましては、今、係長のほうから説明いたしておりますように、基本的に国庫補助を運用するというふうな方針でございますので、国庫補助に乘せるためには、それなりの精度の調査の資料が必要になるという説明でございます。

ですから、今後の調査の精度いかんで、国庫補助を使えるような資料にたどり着ければ、それはそれで違うステージに上がっていけると考えておるところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかに。

松隈清之委員

1つは先ほどの大規模改造で、西中の。

それで、エレベーターをつけられる予定はないと。これは、ほかのところもそうだってい

うことなんですけど、というのは、小学校、中学校1校ずつついてるっていうことなんですよね。

もちろん、そこに皆さんが行っていただけるのならば、それはそれで事足りるのかもしれないけど、一方ではバリアフリーとかね、ユニバーサルデザインと言われてる部分もあるじゃないですか。

だから、もちろん絶対数が多いわけではないんで、費用対効果としては高過ぎるのかもしれないけれども、であれば、先ほどお話あったような昇降機みたいなやつは、費用対効果としては決して高くはないと思うんですよ。幾らぐらいなのかは、ちょっと正確にはわからんですけど、さっきネットで見たやつなんかでいくと20万円ぐらいからのやつもあったりするし――上げるだけの、持ち運びもできるようなやつで。

だから、ユニバーサルデザインとは言わんですし、バリアフリーでもないかしらんけど、先生の気持ちとしては、もちろん抱えてあげることも嫌ではないかもしれないけど、そこで故意ではもちろんないけれども、ちょっと足を滑らせましたと。お子さんにけがをさせましたってなったら、じゃあ誰が責任とるんですかってなる可能性もあるじゃないですか。

それは、先生は全員でやってもらってるのに、結局けがさせたの先生ってなっちゃうんで。

じゃあ、その先生に責任とってもらうんですかっていうのも、ちょっとせつない話になるんで、なるだけ事故が起きないようにそういった昇降機の導入っていうのは――常に置いとけっちゃ言わんですよ。少なくとも、そういう方が来られる、その学校に行きたいって言われるならば、その時点その時点で、そういう昇降機の導入っていうのは十分前向きに検討する価値はあると思うんですけれども。

この件について御見解を。

白水隆弘教育次長

ただいまの御意見、大変ありがとうございます。

今のところ、エレベーターにつきましては、もう先ほど、江崎次長から申し述べさせていただきましてとおりでございます。

しかしながら、現場にそういった、さまざまな障害をお持ちの子どもさんを受け入れざるを得ないという立場もございますので、ハード面で若干、整備が可能であろうと見込まれるものにつきましては、内々ではございますが今のところ調査をさせていただいておりますので、ちょっと今この場で、ああだよ、こうだよと申し上げられる材料は持っておりませんが、お子様、それから保護者様、現場の教職員の負担を軽減できるように努力をしたいと考えております。

よろしく申し上げます。

松隈清之委員

ぜひ、御検討をお願いします。

それから、その大規模改造工事に絡むというわけではないんですけど、先ほど資料を出していただきましたけれども、約20%ずつ発達、発達障害っていうよりも支援が必要な方がふえていると。もう、どこまで伸びるのか、ちょっと予想がつかないんですけども。

徐々に、今でもそうなんですけど、特別支援学級をつくる場所が厳しくなってるじゃないですか。

確かに、少子化が進んできて頭打ちをしてね、児童数は、もしかしたら減ってくるのかもしれないですし、場合によっては、新たな住宅地開発が進んでまた人口がふえていくかもしれないんですけど、そういったことを考えると単に想定として、仮に児童数が減ってくるとしてもですよ、じゃ教室に空きが出るとかっていうのも考えづらいんですよ。このペースで、それこそ発達、発達障害とは言わんけど、そういう支援が必要な子に必要な特別支援学級の数がふえていくと。

先ほど、田代の分校もそうなんですけど、そう考えると大規模改造もね、じゃあ同じ教室を確保すればいいものなのかというところも出てくるし、それは同じ教室でするんであれば、じゃあ敷地内にね、今後そういうスペースを確保していく必要が出てくるかもしれない可能性が出てくると思うんですね。

数は読めないじゃないですか、どれくらいふえていくのかって。

この、統計が正しいかどうかかわからんですけど、ある統計によると自閉症スペクトラム障害っていうのは、日本が一番多いという統計もあるんですよ。1,000人当たりの数が、イギリスが2位なんですけど、イギリスが100人弱で、日本がその倍ぐらいいるんですよ、百八十何人いるんですよ。

もちろんそれは、それを障害と思う、判定するかどうかにもよるだろうし、どういう統計の取り方したかにもよるんで、何とも言えないんで、それは必ずしも参考にはならないんですけど。

ただ、やっぱり多いし、実感としてもふえておられるし、実際そういう支援の子がふえてるっていうことから考えると大規模改造も今までと同じ考えで、ただ改修すればいいとかっていうだけではないのかなっていうのも思うんで、そこは別に答弁は求めないんですけど、ちょっと将来に向けて考え方をある程度整理をしていったほうがいいのかっていうふうに思いますので、御意見だけです。

天野昌明教育長

貴重な御意見をいただき本当にありがたく思ってます。

御存じのように、この19ページを見るとこういう状況でふえてきているというふうなことで、どうしてこの、これは全体的な傾向ではあるんですけども、特に佐賀県東部のほうは非常に顕著な状況があるというふうに思っています。

それは、前回も話したことあるんですけど、やっぱりインクルーシブ教育、障害を持つ人と持たない人がお互いに支えあっていこうというような、そういった考え方がだんだんと浸透してきたということもありますし、今は障害を持った子供の保護者さんでも喜んで、そういった支援教室のほうで、子供に応じた配慮のある個別の指導を受けられるという喜びが積極的にいこうということで、ずっとふえてきてるなというふうに思います。今後、これはふえていく傾向にあるだろうというふうに思っています。

ただ、例えば弥生が丘小にしてみると、今967人ぐらいいるんですけども、来年は900人ぐらいになるということで、あそこは減っていくということで、全体的には、来年度新1年生が一番多いのは鳥栖北小学校なんですよ、124名ぐらいおりますけれども。

しかし、一応、子供たちの増加、1年生の増加は——これは、また調べてみなければいけないんですけども——そんなに、爆発的にふえていく状況ではない。それは、マンションとか建ったとき、また開発との絡みもあるんですけども。

そういった中で、今回、こういうふうにして来年は16学級ぐらいふえてきますけれども、そういったことで空き教室を使うというところで、教室自体は、普通教室はちょっと減っていくだろうというふうな予想を持っていますので、そういうのを考えながらやっていきたいというふうに思っていますけれども、今言われたように、長期展望に立って、鳥栖市の特別支援教育をどのように行っていくかということ。

合意的な配慮ってということで、過度な負担にはってということはあるんですけども、その辺はしっかり保護者と話し合いながら、合意を持ちながらやっていきたいというふうに思っています。

医療的ケアも同じなんですよね、結局今までは、医療の未発達によって亡くなっていた子供たちがみんな、こういったしっかり支援を受けられるような形になってきたということになると、これはもうずっとふえていくというふうに思います。

そういった形で、今度は補助ってような形をとったんですけども、そういったものを含め考えながら、特別支援教育については、教育プランにもしっかり掲げてやっていきますということで、取り組んでいきたいというふうに思っていますし、ハード面、ソフト面も一つ一つ丁寧に、先の見通しを持ちながらやっていきたいというふうに思っています。

よろしく御協力をお願いしたいと思っています。以上です。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

竹下徹生涯学習課参事

すいません、先ほどの西依委員の少年少女派遣事業委託料についての御質問なんですけど、去年のこの事業の総事業費が――去年といいますか平成30年度ですね――が、174万5,000円、自己負担が59万円、差し引いた115万5,000円を委託料ということで、実行委員会のほうに委託をしているという状況でございまして、その中身はちょっと申しわけないんですけれども、まだ今年度の実績報告が出ていませんで、ちょっと申し上げられなないんですけれども、総額としてはそういった形でございませ。

西依義規委員

いや、僕が聞きたかったのは、子供たちの負担っていうか、その費用対効果は、もう2万1,000円以上のものはもちろんされてると思うんですけど、その使い道が、もっと子供、安くとは言わんですけど、指導者とか、わからんですよ。

その辺のバランスが知りたいなと思って、後でいいです。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

甲議案があと2件ありますので、引き続きさせていただきたいと思ひます。



議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルについては、参考資料01（議案甲第20号）になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

竹下徹生涯学習課参事

それでは、議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

甲議案参考資料のほうをごらんください。

今回の条例改正の目的は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例改正をするものでございます。

大きく2点あるんですけども、1点目は、放課後児童支援員の資格要件の明確化に関する改正でございます。

資料の、3ページのほうをごらんください。新旧対照表でございます。

支援員になるためには、県が行う認定資格研修というのを修了する必要がありますけれども、この研修を受講する条件といたしまして、第11条3項の各号のいずれかに該当する必要があります。このうち、第11条第3項、第4項中の学校の教諭となる資格を有する者と、現行のほうはなっておりますが、教員免許状の更新を受けてない場合の取り扱いを明確にするために教員免許状を有する者を該当者とする規定に改めるものでございます。

2点目につきましては、放課後児童支援員の資格要件の拡大に関する改正でございます。

同じく、資料3ページの新旧対照表をごらんください。

第11条第3項第5号の、大学の指定学科または課程を修めて卒業した者の資格要件につきまして、専門職大学の制度が創設されたために、右側見てもらうとわかるんですけど、専門職大学の前期課程を修了した者も該当者とする規定を追加するものでございます。

また、これまで9号までございまして、9号は高卒者で実務経験が2年以上という規定がありました。高校卒業をされてない方についても受講資格を認めるために第10号を追加しております。

第10号では、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められたものということで追加をして、支援員の資格要件の拡大を図るものでございます。

以上で、説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。質疑を行います。

尼寺省悟委員

1点だけ。

今、言われた件ね、今度の改正は拡大したものだと、資格要件の拡大だと言われたわけね。旧と比べると何が違うかと言われると、単純に言ったら高等学校卒業者を除いたということ。

ただし、今までは2年以上で類似する事業であったのが、今度は5年以上になって、類似じゃなくて事業に従事した者という形に変わってるわけね。

広がってるところもあれば狭まっているところもあるけれども、2年が5年になったのは高等学校の3年を含めたものじゃないかなと思うけどね。ただ、単純に言えば、高等学校卒業者

を除いて、それ、もっと拡大になったのかなあとと思うけれども、その辺のことで、あと類似する事業っちゅうたら具体的にどういうことなんかな。類似する事業ちゃ、何かわかる、その2つだけちょっと。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

まず、10号の5年以上ってというのは今までの実績で、中学校を卒業された方が、ずっと放課後児童クラブで勤めてあった方に要件を認めますということで、国のほうからの文書で、報告であっております。中学卒業以上、高校に行かれてない方ということで。

それこそ高校を中退された方も、この10号で要件として今後はなるんじゃないかということで書いております。

それから、類似は、例えば子供をお預かりするファミリー・サポート事業がございますけれども、そういうところで子供さんを預かったことがある、福祉事業にもなっておりますけれども、そういう経験がある方なんかも類似ということで認めて、受けられている方もいらっしゃると思います。一例でございますけれども。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

すいません、ちょっと勉強不足なんで教えてください。

この5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者ってというのは、支援員としてではなくて従事するということですよ。支援員でなくて従事するケースって多いんですか。

竹下徹生涯学習課参事

支援員になるためには、この県の資格認定研修を受ける必要がございます。

それ以前、経験なくて入られた方で、短時間とかで勤務されてる方については無資格っていう形で勤務をされています。

松隈清之委員

そういった方って多いんですか、無資格の方って。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

この制度ができましたのが平成27年度、それ以前は資格を持ってる方、持っていない方かわらず放課後学童保育をされています。

資格っていうのが、幼稚園、保育士の免許を持った人を資格者としてますけれども、皆さん指導員という名前でしております。

この制度は、放課後児童支援員っていう、支援員という名称になります。この支援員になるために研修を受けてもらっての支援員になりますけれども、研修を受けられてない方は補

助員という名称に変わってます。

補助員として、5年の経験、実務を終えられたりして、県が行います放課後児童支援員の研修を修了されて支援員となるってということになります。

松隈清之委員

やっぱ支援員のほうが、待遇がいいってことですか。全然、違いますか。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

この放課後児童事業をするには、支援員を置かなければならないっていう設置義務ができましたので、運営事業者によって、そこら辺の待遇面は個々によって違ってきますし、放課後児童クラブにおきましては、その待遇面は、資格者と資格を持ってない方では差があります。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルについては、3月定例会ファイル内の、05議案の35ページになります。

それでは、執行部の説明を求めます。

竹下徹生涯学習課参事

議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について申し上げます。
議案の35ページをお願いいたします。

今回改正の目的は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、勤労青少年ホームの使用料を改正するものでございます。

中身といたしましては、今回、使用料を改正する部分ですけれども、スポーツ室の使用料を1時間当たり450円であるのを460円へ。それから、調理実習室の使用料を250円から260円に、それぞれ改めるものでございます。

施行の期日は10月1日からということでございます。

以上です。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

これ、8%から10%に上がるから上がるっていうことですよ。それで、2%上がるんですけど、どっちも10円上がってるじゃないですか、ね。もちろん端数はいただきづらいつていうところあるんでしょうけど、そこはどういう整理をされたんですか。

竹下徹生涯学習課参事

今回の改正が、一応基本的には、まちづくり推進センターにも同じようなスポーツ室、調理実習室というのがございまして、そのの使用料と合わせているんですけども、まず今回の、10円それぞれアップしたっていうのが、消費税が5%から8%になったときと、また8%が10%ということで、本来は、5%から10%に上がる時の経過措置じゃないですけど、段階的に上げるっていうことで、今8%になってるんですけど、これをもともとの450円にしたときが5%のときの使用料ですので、これを1.05で割り返した金額がもともとの使用料と。

それに1.1をかけて、今回460円で端数切り捨てで、10円単位で揃えてるっていうことで、この金額になっております。

松隈清之委員

わかりました。

税抜き価格があるとわかりやすいですね、もともとが。

結局、そういうことでしょうか。上げたくても端数切り捨てで、上がらなかったということが途中にあるわけでしょうか。

ただ、税抜き価格があったほうがわかりやすいですよ、そうすると。今後、消費税がまた上がっていく可能性があるんで。

いや、下手すりゃほら、これを便乗値上げと言われることもあるわけじゃないですか。だから、そういう意味では、税抜き価格もあったほうがわかりやすいかもしれない。

終わります。

尼寺省悟委員

これは施行期日が10月1日、当たり前のことばってん。

これは、当初予算の歳入のところ、当然これを踏まえた形での計上にはなってるんやろう。予算上は。

竹下徹生涯学習課参事

一応、新年度予算につきましては、平成30年度の実績と見込みから計算して出しておりますので、ちょっと消費税分っていうことでは、直接この算出の基礎とはしてないです。

尼寺省悟委員

そしたら10月の段階、9月か、補正で調整するということ。

普通そうなんかなあ、もう10月1日からという形で、ほかのケースは、もう前提として予算計上しているわけでしょう。

だから、ちょっと今のあれは、ちょっと解せんね。違うっちゃないと。

当然、想定して、してるんやろうもん。

白水隆弘教育次長

ただいま、竹下参事が御説明いたしましたとおりでございます。

上げ幅が10円でございますので、これに関します収入増、増減、いろいろあるかとは思いますがけれども、その差額につきましては、しかるべき補正予算でお示しをさせていただきたいと思えます。

御了承いただきますようお願いいたします。

中村直人委員長

よろしいですか。

尼寺省悟委員

ちょっと一言だけ言っとく。

今の答弁納得できんばってん。一言だけ言っときます。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

審査は終わりましたけれども、予算のところで、資料の提出を求められておりましたので、今資料が出ておりますので、この件につきまして若干説明と、それからもう一点、説明する分がありましたので、それと合わせて一緒をお願いしたいと思えます。

江寄充伸教育総務課長

それでは、先ほど尼寺委員より追加資料の要求がありましたので、お手元のほうに配付をさせていただいております。

タイトルのほうが、小中学校特別教室等空調設備設置事業工事内容一覧表というもので、A4横の1枚ものでございます。

各小中学校別に、右のほうに特別教室ということで、実際使われている、各学校ごとに使

用されている教室に黒丸印をつけているところが、実際使われている特別教室になります。学校規模によって、第1、第2というような教室もございますので、斜線部分についてはもともと教室がないものでございます。

なお、若葉小学校の図工室に米印を書いておりますのは、一番下のほうに、この図工室については現在なかよし会として使用をしておりますので、空調設備については、なかよし会のほうで既に設置がされているというようなことで、今回この分の整備は行わないということにしております。

説明については以上でございます。

中村直人委員長

それから、もう一点。

平川富久学校教育課長

飛松委員からお尋ねの、教職員の病気休職者及び産休・育児休業取得中の職員の数について御報告をいたします。

病気休職者につきましては、現段階で小学校0名、中学校3名でございます。うち1名は4月復帰の予定でございます。

それから、3月末の予定でございますが、産休、育児休業につきましては、小学校が20名、中学校が5名、計25名の教職員が産休または育児休業を取得している状況でございます。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、ただいまの資料説明、並びに補足説明について質問がありましたらお願いします。

尼寺省悟委員

特別教室のエアコンのところですけども、一番端にキュービクル更新ってあるんですよ、これ何ですか。

江崎充伸教育総務課長

専門用語で申しわけございません、受変電設備というものでございます。

以上でございます。(発言する者あり)

受変電設備の更新という意味でございます。

今回、特別教室にエアコンを整備することになりました関係上、現在の受変電設備の容量が不足するというようなことで、再度この容量の計算をする必要があるというようなことで、今のところ弥生が丘小と田代中、基里中を除く学校については、容量不足ということが事前にわかっておりますので、この分の容量計算をやって改修を行うという予定にしております。

以上です。

尼寺省悟委員

このことによって1年間の電気代ちゅうか、どれぐらいアップすると見込んでるわけ。計算してる。

江寄充伸教育総務課長

電気料につきましては、各学校とも、いわゆる検針メーターが1個しかございません。空調設備だけ別に検針をやっているわけではございませんので、設置、稼働してみないと、ここはどれくらい増になるかは、現段階ではわからない状況です。

以上です。

尼寺省悟委員

ただ、今まで普通教室にエアコン導入をして、その辺から今回の稼働時間とか推定してどれぐらいになるかというような、推定は難しいわけ。

白水隆弘教育次長

その学校おのおので、契約電力も違ってくる場合がございますので、そのほか計算が複雑になってまいりますので、今、江寄次長のほうが申し上げましたように、気温の状況とかそれから利用の時間帯であるとか、授業の時間帯であるとか、そういったものの利用の方法をきちっと確立した上で、一定の成果を来年度以降、確認をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

松隈清之委員

確認ですけど、このキュービクルはエアコン入れたときに1回変えてるんですかね。

江寄充伸教育総務課長

普通教室の整備のときに、変えている学校と変えてない学校があるというふうに聞いております。

以上です。

松隈清之委員

もともと高圧で、学校って来てたんですかね。

これ高圧で来たやつを落とすやつですよ。電気代は、あんまり変わらない、変わらないというか、普通に使用料の分だけ高くなるような感じで、イメージしといていいんですかね。

江寄充伸教育総務課長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

先ほどは、学校教育課のほうから御連絡ありがとうございます。

質問ですが、産休の25名がいらっしゃるということで、代替教員の方がいらっしゃると思うんですが、例えば男性の教職員の方々が育休を取られるっていうことがあるのかどうか、過去にあったかどうかを教えてくださいなと思っております。

平川富久学校教育課長

丸々育児休業とかを取ることはありませんが、育児短時間勤務という制度がございますので、それを取得している職員は男性で1名、現在おります。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

天野昌明教育長

エアコンの件につきましては、本当に長年の懸案事項でございましたので、特別教室の空調化ということで、本当皆さんの御指導、御支援のもとにこうして予算化ができるということで、本当にありがたく思っています。

1日も早く、先ほど話がありましたように、1日でも早く設置できるように、教育委員会としても頑張っていきたいというふうに思っていますので、そして、しっかり使わせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

本当にありがとうございました。以上です。

中村直人委員長

以上、質疑を終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、あす3月8日は、午前中は中学校の卒業式のため委員会は休会しますが、現地のほうに行きますので職員玄関に、午後1時30分に集合していただきたいと、このように思いますので、よろしく願いしておきます。

以上で、本日の総務文教常任委員会は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時38分散会

平成31年 3 月 8 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

なし

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 審査日程

現地視察

鳥栖小学校

自由討議

6 傍聴者

6人

7 その他

議員傍聴 4人

牧瀬 昭子 成富 牧男 樋口 伸一郎 中川原 豊志

自 午後 1 時30分

現地視察

鳥栖小学校

至 午後 2 時30分

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 2 時45分開議

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

自由討議

中村直人委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託されました議案を含めて、それぞれ委員間で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

松隈清之委員

質疑もさせていただいたんですけれども、新庁舎建設に関して執行部からも御説明ありましたように、制度的にこれまで、平成32年度までに竣工しないといけないというところについて延長されたと。

平成32年度までに実施設計に着手をすれば、同様の起債を利用できるということになりましたので、これまで相当詰めたスケジュールで議論してきました。基本設計も、12月定例会明けに、出てきてまいっております。また、それに対する議論も十分できていない中で、今回実施設計に移るということになると、ほぼほぼ庁舎に関しての議論が煮詰まらない状態で進んでしまうのではないかっていうふうにも思っております。

そこで、もしこのまま進むのであれば、我々の会派としては、修正も含めて検討しなけれ

ばならないという考えを持っておりますので、当然この委員会での話になりますので、それぞれの委員さんの御意見もお伺いをしたいなというふうに思っております。

ぜひ、取り扱いのほうをよろしくお願いします。

中村直人委員長

今、松隈委員のほうからありましたので、それ自由討議ですから、フリートークでお願いしたいと思います。

西依義規委員

この委員会で質疑を僕も聞いてて、争点っていうか、その辺がちょっと、松隈委員がおっしゃったことと部長が答弁されたことの、何かちょっと見えにくかったんで、その辺もう一回整理して説明を、どういうところを危惧されて、だからちょっと遅らせないかとかいう、そこをもう一回整理して御説明を。

松隈清之委員

先ほども話しましたがけれども、平成32年度竣工っていう前提でですね、スケジュールを組まれてるんですよ、今までが。相当、それに対してタイトなスケジュールであることはもう間違いがないことであって、その前提で動いてきました。

先ほど申しあげましたように、基本設計も年明け、形が出てきて、その基本設計に対して、特に委員会、あるいは議会全体でも余り協議をすとか議論するっていう時間もなかったんですよ、正直。

我々議会としては、議運等で議事堂というか、議会スペースに関してのレイアウト等のやりとりはしてまいりましたけれども、庁舎全体の、例えば、構造的に本当にこれがベターなのかとかコスト的にどうなんだとか、防災拠点としての機能としていいのか悪いのかとか、そういった議論が進まないまま今日まで来ているんですよ。

恐らく、実施設計に入っていくと、もうこの基本設計をベースに進んでいくんで、それからの変更っていうのは基本的にはあんまり考えられないと。それが、そのスケジュールでいかなければ財源的にね、有利な起債を受けられないんでそれで行きたいということであれば、一つの考え方としては理解できなくもないんだけど、少なくともその前提は、今、大きく変更になって、平成32年度の実施設計着手ということで同様の有利な起債が受けられるということであれば、ここで時間をしっかりかけて議論していったほうが、この庁舎もそうですけど、50年ぐらいは使うことを想定しないといけないんで。

そうであれば、時間をかけて悪くなるっていうことは基本的にはないだろうと僕は思っているんですよ。

その時間をかけるべきではないのかっていう、質疑の中でさせていただいたけれども、執

行部としては今のスケジュール感でいきたいという答弁であったんで、それであれば、ちょっと立ちどまる時間、しっかり協議をする時間を設けるべきじゃないかというのが我々の考えですね。

議論をして悪くなるっていうことはあんまり考えられないんですよ。質疑の中でも言ったんですけど、庁舎建設に対するスケジュールとしては異例なほどに短いんですよ、他市の事例を考えたとしても。

これは、この有利な起債が出てきてから取り組んだところの中には、同様に非常にタイトなスケジュールでやっているところもあったと思うんですけど、そこが今回延びることでどう対応するかっていうところは把握をしてないんですけども、もちろんまだ一話が出てきたのが2月の下旬なんで。

ですから、他市の対応はまだ確認はしてないですけども、恐らく、ちょっとこれでは間に合わないと、十分な議論ができないっていう要望が多くて延びていると思うんですよ。その制度自体が延長されたと。

であれば、ほかの他市も取り組んでいるところがもっと時間が欲しいという声があったから延びたっていうことであれば、じゃあ我々もそこを、時間があるんであれば議論を尽くしていくべきではないかなという考えですね。

決して、庁舎建設は反対とかしてるつもりは全くないんです。我々自身が、この委員会も含めて庁舎の建設については、やはり早急に取り組むべきではないかということ言ってるんで、その気持ちは変わらないんですよ。

ただ、議論を尽くさずに行ったときに、ちょっと時間があつたのに、ここをもうちょっとああしたほうがよかったんじゃないかとかこうしたほうがいいんじゃないかっていうのを建てしまえば、もう50年は基本的には大きく変わることはないし。

であれば、時間がせっかくできたんであれば、結果、もしかしたらほとんど変わらないかもしれないですよ。かもしれないけれども、協議すること自体は無駄ではないし、協議する時間ができたことも事実だと思ってるんですけどね。

西依義規委員

ちょっと言い方と何か現実が変わってくるような気が、議論が尽くされていないは、多分もっと議論をしたい、それはわかるんですよ。けど、言い方としては先ほどおっしゃったのをそのまま読み込むと、基本設計のやり直しとしか聞こえない。

基本設計をもう一回白紙に戻して、もう一回、我々議会の声も入れながら設計をし直せ、ならまだわかるんですよ。けど、基本設計ができた段階で実施設計と、多分基本設計のとおり実施設計はするんで。

そこを、ここではさみを入れるということは、もう基本設計を白紙にしなさいっていう意見とはまた違うんですか。

松隈清之委員

白紙にしろということをお求めているわけではないですけども、ただ、基本設計に対して皆さんどっだけ理解をしてくださって話なんですよ。多分、説明会であった程度のお話であって、それに対して、じゃあ十分議論をしてないんですよ。

じゃあ、これがいいかどうかをしっかりと議論する時間すらないわけですよ、このまま実設計入っていったら。後から、いや、基本設計のここ、こうなっているけど、ああだこうだって言っても、いや、もう実設計入ってますからねって。

だから、大幅に白紙に戻して見直せっていうことになるかどうかは、それは結果次第ですよ、議論の結果次第ではあるけれども。少なくとも、このペースでいくと、もう議論の余地がないまま全部終わるんですよ。時間がないからこのスケジュールで行かないかんっていうところの中で、ほぼほぼ中身についての議論をしないまま、報告だけで終わっているのが現実じゃないですか——皆さんの印象はわかりませんよ。

わからんけれども、基本的に報告だけしか受けてくれないですか、我々。

西依義規委員

自由討議なんでも言わせてもらいたいですけど、1月ごろに見せてもらいましたよね、説明で。

そこでも質問が出て、1月中旬か下旬で市民へ回りますと、今3月なんで多分——1月の、今、お話だったらわかるんですよ、まだ。1月に市民に見せると同時に、もっと市民の声を拾えとか我々議会でも議論させろ、はわかるんですけど。

あれから2カ月たって、微妙なこの、けど大事な2カ月だったのかなと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

松隈清之委員

先ほど紹介しましたように、その制度自体が平成32年度竣工っていう前提ですよ、もともその前提があって、このスケジュール感なんですよ。

この前提が崩れたのが、さっき言ったように、僕が知る限りでは2月の頭ぐらい——僕が聞いたのはね。だから、それ以前にぎりぎりのタイミングで、じゃあそれ、もう一回やり直せっちゃうのは明らかに間に合わなくなる話なんですよ。

だから、その時点でそれをするっていうことは、もう有利な起債は諦めろって話なんですよ。

少なくともそこまでは、そこをしてまでっていう議論ではなかったんだろうと思うんです

よね。もし、そうであれば、我々はそういうことも言ってました、個人的にとか会派としては。

ただ、議会全体としては、有利な起債を使わなくてもいいから、もうちょっと時間かけろって議論の総意ではなかったと思うんですよね。

ただ、今回条件が変わったので、その条件が変わったのであれば、これ、結局総意になるかどうかは別としても、もうちょっと時間をかけて議論したほうがいいんじゃないですかっという問いかけをある意味しているわけですよ。

尼寺省悟委員

簡単に言ったら、今度、設計委託料ということで9,700万円ぐらい計上していると。だから、あなた方が言う修正というのは、これを没にすると、そういうことなわけね。

だから、この実施設計委託料を認めたら、今の基本設計という形のままでいってしまうと。だから問題なんだということだろうと思うんやけど。

だからそうするとき、どこまで立ち戻るか、あなた方の考え方として。

簡単に言ってみたら、そこに建てると、あそこに建てたら今の出入り口から物すごく遠くなると。あるいは、65億9,000万円、このこと自体がおかしいから、例えばね、簡単に言ったらこれを50億円でやれとか、その辺まで立ち戻った形で、もう一回考え直そうと、そういうこと。

松隈清之委員

まず、場所ですよ。場所に関して言えば、そこまで立ち返って、じゃ例えば、それこそ、この市役所敷地外まで含めて検討しろってところまで議論するってことが会派の中でコンセンサスを取れているわけじゃないし、個人的に言わせてもらえば、そこまで立ち返って議論する気は、個人的にはないです。

ただ、工事費はね、工事費は、やはり一定議論の対象にはなると思います、確かに。

それは、もちろん、今後もし仮に時間が取れるとすれば、じゃあその工法も含めて、いわゆる機能とか設備とか、ちょっと図面、今手元に出してないんですけども、例えば防災機能の一つとして4日分の水を確保するということも盛り込まれてました。それに対しては地下にタンクをつくるようになってるんですよね、今。

そのタンクは、ただ保管しとくタンクじゃなくて、常に循環するように入ってきた水がそのままタンクに入ってそのまま建物の上に、水道管と同じ圧力のまんま上がっていくタンクなんですよ。

それで、4日分の水を確保するっていうだけであれば、そういうタンクじゃなくてもやり方は、ほかの自治体なんかは水道管自体を蛇腹みたいにはわせて、それだけの水量を確保す

る、そのほうが安上がりだったりするということで、そういうやり方をしているところもあるし、機能をどういう形で実現していくかについての議論も、いろんな選択肢が本来あるのかもしれないけど、その選択肢を議論する時間が今までなかったんですよね。

だから、そういう事をしたときに、工事費も、じゃあこうすることで工事費がこう変わるかもしれないとか、だからそういう議論が、本来——これ、平成32年度竣工という条件がなかったら、多分当たり前のようになっているんですよ。平成32年度という竣工の前提があったからこのスケジュールでやって、もしこれがないんだったら、ちゃんとやっている議論なんですよ、今、僕が言ってるような話っていうのは。

でも、それ全部すっ飛ばしてるんですよね、もうここまでにせないかんって言われたから。

だから、どっちかっちゃうと僕は、時間ができたから当たり前の議論をしようって言いたいんですよね、議会としても。

尼寺省悟委員

あなた方の意見を聞いて、一番最初に思ったのは、時間が延びたからもっと議論しようや、ということではちょっとね、具体的にこれが問題だ、あそこが問題だ、ここが問題だと言われたらね、ううんと思ったりするったい、例えばの話よ。

駅の問題について、当初40億円が80億円になったと。だからペアになったと。今回ね、そうなる可能性はないのかと。

例えばの話ね、ここを解体して外構するのに10億円って出とるやろう。あれ、おおよそ10億円でしょう。人によれば、あれ10億円やなし20億円かかるかもしれないという話もちょうと聞くったいね。そうやってきたときに、今65億円とかやってるけど、これが70億、80億円になるかもしれないと。

だから、そうならないようにするために、当初の金額をもっと抑えた形でね、やはり直せというふうな話であれば、ううん、そうかなという気持ちにならんこともないけど、ただ、一般論として時間があるからもっと議論せると、議論すればいい考え出るとは限らんのよ。時間かければね、いい案が出るかどうか、それもはっきりせんたいね。

あるいは、コストの問題言われたけどね、今よりもコスト、上がる可能性だってあるってことはあなたたちも認めてるしね。

だから、その辺がもう少し具体的にね、だから、ある意味は、実施設計の中で、今からやっていく中でいろんな、こうしてほしい、ああすべきだということが組み込まれることがないのかと。本当に、あの場所で、3階建で今までやったことが前提として。

だから、あなたがそれまでひっくるめた形でやろうとしてるのか、ちょっとその辺がね、いま一つ。

松隈清之委員

もちろん、仮に、今の基本設計、ここが問題だっていうのを僕が仮に言うとするじゃないですか、それ、僕の問題意識じゃないですか。

もしかしたら、ちゃんと見直したときには、尼寺さんだって、これおかしいんじゃないっていうのが出るかもしれないじゃないですか、それ見直す機会があれば。でも、今のスケジュールで行くと、多分実施設計入ったときに言い出しても、もうその機会失われますよね。

だから、もちろん、さっき言ったように、じゃこれが防災拠点の機能として果たしてこれで十分なのかどうかとか、いや、あるいは、これは設備的に過剰なんじゃないかとかっていう議論って、僕の考え方として言うのできるかもしれないですけど、うちが思ってるだけ、僕が思ってるだけかもしれないんだけど、皆さん、それこそ基本設計ちゃんと見て、これでいいと本当に——逆に、聞きたいんですけど、これでもうベストだって思われてますか、今の基本設計で。もう、言うことないよって。

全部見たけど、これ以外の、これ以上のものは出てくるはずがないってぐらい見ましたか。

尼寺省悟委員

ということは、もう基本設計まで立ち戻って議論していこうと。ちょっと整理するばってんさ、我々はどこまで、議会として今回認めているんかね、知ってる、どこまで。

基本設計まで認めた。

松隈清之委員

まず、議会が認めているところっていうのでいくと、まず設計抜きにして考えたら、議会で認めているのは、実施設計までの債務負担行為は認めているんですよね。だから、そこは、わかった上で言ってます、ある意味。

じゃあ、中身についてどこまで議会が認めてきたかっていうと、基本設計は別に認める機会ってあるわけじゃないじゃないですか、正直言って。出てきはしました、1月の年明けに出てきて、ただパブリック・コメントとか話あったやつのはないですよ。こうなりましていうのはないですよ、それを受けてこうなりましていうのは。(「議会としては、基本設計は認めていないわけ」と呼ぶ者あり)

いや、認める機会ありましたか。(「いや、それを聞きよると」と呼ぶ者あり)

いやいや、認める機会はないですよ。

だから、基本設計、こういうのが出ました。それで、パブリック・コメントしました。それで、少なくともパブリック・コメントの後にこうしますっていうお話はないですよ。(「だから、議会として基本設計まで認めていないので、今の段階で基本設計まで立ち戻って議論

することはなんら問題はないと。だって、認めてないんだから、議会として。それで、いいわけね」と呼ぶ者あり)

そういう側面、ありますよね。

だから、それを正当化するって言ってるんじゃないですよ。まだ、基本設計が出て間もないし、十分議論する時間もなかったから——基本設計のどこまで立ち戻るかまでなんて今の段階で、はっきり言えませんよ。

ただ、場合によっちゃ基本設計の根幹的な部分も含めて変更になる可能性だって、ゼロじゃないですよ。ただ、そのままいく可能性もあるし。

中村直人委員長

だから、お互い平行線であろうと思うけれども、今回予算が出ているのは実施設計の予算を出してるわけよね。

これを、いつするかっていうのは、まだわからんわけよね、すぐやるのか10月にやるのか、平成31年度内にするわけだから。いつやるかわからないわけよ。じゃあ、その間に議論を詰めながら、いろんな議会からの要望なども含めてできるわけだから。

そういった時間的余裕を持たせてもいいということがあるんだから。

尼寺省悟委員

今度、実施設計の委託料、違約金が発生するという話は聞いたけど、それは、ちょっと聞かないかんけどね、それは。

松隈清之委員

そこはもちろん、僕も確認はしてないんですけど、発生する可能性があります。違約金というかね、例えば、今後どうするかの話の中で出てくる可能性——まず、違約金が発生するかどうか別として、さっき言ったように、債務負担行為をかけているんですよ。

だから、仮に修正するじゃないですか、でも、執行できるんですよ、執行部としては。要は、義務的経費として執行することができるんですよ、極論すると。最終的にはですね。

それで、今、委員長言われたように、確かに平成31年度予算なんで、それを早い段階で執行するのか年度内ぎりぎりに執行するのかっていうのはわかりません。

ただ、それもあつたんで質疑をさせてもらったんだけど、今のスケジュールでやらせてくださいって来たんですよ。それで、そういうことであれば、実施設計に入る前に、もうちょっと時間を取りたいという答弁があれば、そこも含めて考慮したかったんですけども。少なくとも、今のスケジュールでやらせてくださいっていうことであるとね、じゃあそこまで担保できないわけで。

もし、その考え方が変わるのであればね、対応の仕方もあるかもしれないけれども、現

段階ではそういうことが担保されてないと。結果的には執行できる、違約金を払わなくても。

ただ、それは僕らの意思です。もうちょっと時間かけるべきじゃないかっていう意思ですよ。

飛松妙子委員

今、新庁舎の事業スケジュール・概算事業費っていうスケジュールを見てるんですが、これには、基本設計・実施設計等で、2018年度のところで、2019年の3分の1程度で矢印が終わってるんですが、これは、これまでに作るっていうスケジュールになってるっていうことですよ。

ということは、3月中に、例えばでき上がってしまうようなイメージになってる。6月（「それは違う。3月じゃあできない」と呼ぶ者あり）

できないですよ。6月。

それを、じゃあどこまで執行部として延ばせるのかっていう、その辺をさせていただいた上で委員会として申し入れをするとかいう形にするとか、どっちみち執行してしまうっていうところであれば、逆に、ここまで議論をできるようにしっかり見直し期間を、見直ししなさいとか、何かそういうやり方ではどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

松隈清之委員

答弁では、そういう答弁はまず今のところはなかったもので、例えば、今、言われているスケジュール感っていうのは、そういう制度的に延長される前のものなんで、当然このぐらいのスケジュールでやらないと間に合わないっていうスケジュールを出してあるんですよ。

だから、これをつくったときはさっき言ったようにその条件的に変わっているので、これを基本設計から実施設計に入るまでに、さっき委員長言われたように、もう年度後半まで時間を取りましようとか議会が協議する時間を取りますということを、じゃ執行部が言うのであればね、そういう対応が担保される――例えば、総括の中で、そういうことを執行部から言われるということであれば我々も対応を考えたいと思います、そこは。

あくまで、庁舎建設に反対するのではなくて、せつかく協議する時間できたのに、本来であればその時間を絶対にとってたはずなんですよ、庁舎建設するのであれば。基本設計して、それもよく協議せんまま実施設計に入るスケジュールなんて絶対にやらないんですよ。

だから、その当たり前の協議の時間を取ろうっていうことなので、その時間を執行部が考えるっていうことであれば我々も対応は考えたいと思います。

西依義規委員

私、もし執行部側に立ったら不安かなと思うのが、基本設計をやっぱり白紙じゃなくても戻されると、下手したら国が延長したことまで、またばたばたスケジュールが、結局、選定

はどっかとか、今まで2年ぐらいかかった分がそれが戻すと、また国が延びた分同じようなスケジュールで行かないかんで、そこが担保されん限りは、例えば基本設計を今のまま大まか認めてくれと。基本設計の今のさえ認めんち、そこ大きな違いだと思うんですよ。

大まか認めると、けどそれにまだ足りんところもあるだろう、ならわかるんですけど、そもそも論から、ちょっと多分スケジュール的に全然違ってくるのかなと思うんですけど、その辺は。

松隈清之委員

我々もね、また間に合わないようなスケジュールを組めという気はないですね。

ただね、もう基本設計してるからしてるからって、我々執行部じゃないんでそれが本当にベストではないにしてもベターと言えるぐらいのものであれば、それはそれでもいいですよ、結果的に変更しなくても。

ただ、いや、ここはこうすべきだろうというのがあったとしてもね、いや、もう基本設計が終わっているからっていうことで片づけるべきではないと思うんですよ。それは、我々も当然付託を受けているわけだから、予算を通す以上はね、何であんなものにしたんだって後から言われるような物をつくるべきじゃないし。

その協議する時間がある以上は、当然協議をしたいですよ。

そうであれば、逆に逆算して、基本設計に係る部分で変更できる部分がどこなのかとか、当然最後にはでき上がるようなスケジュール感で我々もやっぱ対応しないといけないと思うんで、全部ちゃぶ台返しして、結局間に合わないみたいな議論をするつもりはないんですよ。

尼寺省悟委員

執行部に確認せんといかんけれどもね、だから実施設計について発注期間ということだから、現時点で発注して、この完了時期が6月と、6月末だと。そんな話もちょっと聞いたけどね。

だから、私はそれをしなかったらね、違約金が発生するというふうに思ったんやけれども。仮にそうだとするならば、今みたいな形で基本設計までいじってどうのこうのするんやったら、もう、この6月までに間に合わうわけないわけやろう。このスケジュールでいったら。

松隈清之委員

だから、このスケジュールはあくまで平成32年度竣工のスケジュールなんで、この2019年6月までに終わる必要がまずなくなってるんですよ、全部。

2年ぐら延びるんですよ、極論すると。今、ここで、我々が今やってるこの予算を通すっていう事とかね、発注をするのが着手とするならば、2年ぐら延びてるわけですよ、スケジュール感的には。

だから、この基本設計から実施設計ってほぼほぼ1年じゃないですか、これ。

1年じゃないですか。極論すると、基本設計全部やり直したって間に合うんですよ。

尼寺省悟委員

だからね、まとめて言うとななた方の考え方というのは、基本設計までいじって議論し直すということでいいわけね。基本設計まで。何回も聞くけれども。

そうやろう、それでいいんやろう、それで。

松隈清之委員

乱暴な言い方したらそうかもしれんです。

それは基本設計をいじらないっていう前提じゃないからですね、それは。基本設計に踏み込む可能性もあるっていう意味では、そうです。

ただ、基本設計を大幅に変えるっていうことを前提で言ってるわけじゃないですよ。

ただ、そこはそこに踏み込まないとは約束できないです。それは、仮に時間ができたときに、それ我々だけじゃなくて尼寺さんがそれを言い出す可能性だってあるわけじゃないですか。

そうそうじゃないですか。ここをこうしたほうがいいっていう、言い出す可能性があるわけですよ、そんなときには。時間があつたときには。

だから、基本設計を全くいじらないっていう約束もできんし、ただ大きな変更はないかもしれんけれども、少なくとも2年ぐらい延びてるんであれば時間的にはあるでしょう。だから、逆算して、いつまで議論できるっていうのを逆に整理していけばいいじゃないですか、時間ができたら。

繰り返しますけどね、本来庁舎建設であれば絶対にやっている議論なんですよ、そこは。余りにもタイト過ぎて、ある意味議会すっ飛ばして、スルーで今行ってるんですよ、このスケジュールっていうのは。

中村直人委員長

お互いの意見を聞きよつたらね、執行部の執行期間をちょっとおくらかしてでも議会とのコンセンサスを得るというふうな答弁があればそこで落ちつくという話もあるので、だからそこら辺をね、正副委員長で執行部と協議をして、そこら辺できるのかどうなのか協議をして、そしてそれを持ち帰りたいと思います。

それでいいって言ってるんだから。それを壊してもらおうと困る。

松隈清之委員

いいというか、それは検討をしたいというふうに申しあげましたけれども、もし正副委員長で御苦労いただけるのであれば、その提案を含めてまた持ち帰りたいと思います。

お約束はできんですけど、そういう考えはもちろんあります。(発言する者あり)

中村直人委員長

いやいや、基本設計はやなくて、この執行期間がね、実施設計の予算の執行期間が、ちょっと今までの6月が9月、9月ぐらいまではいいですよとかそういう時期の変更がね、可能であるかどうかなのかなんですよ。

そこを言ってるんだから。

だからそこら辺まで、すぐにはできないはずなんですよ。

だから、ある程度煮詰めたりしながらも、発注するのは5月、6月ぐらいしかできないはずなんで。ですから、それを一、二カ月おくらかすとか、そこら辺の間で議会もあるんだから、閉会中の審査もできるわけだから。そういった中で、委員会で執行部とのやり取りをすればいいわけだから、ある程度。こういうことになっていくかっていう、中身の問題を含めて協議をすればいいわけだから。

そういう時間が欲しいと言ってるだけだから。だから、協議をしない限りは、何もしないならそのままずっといくわけだから。

今までの、この駅周辺の調査・研究だってそうやろう。あったやつをぼっと聞き流すだけで、それじゃいかんと思う。

だから、その中で自分たちはこう思いますがという協議をする場をね、セッティングしないとできないわけだから。だから、そういったものを閉会中の審査でもやれるわけだから、庁舎建設についてのこの議論を。

だから、そういった時間を、3月議会が終われば6月議会までの間にやるとかそういったことは可能だし、そういった面も含めてね、皆さんが落ちつくところに落ちつけばそれでいいんじゃないかと言ってる。

松隈清之委員

その期間が、例えば、本当だったら4月入ってすぐ発注するつもりだったけど、じゃそれを6月にしますとかっていうのが——2カ月でいいのかどうかっていうのは、ちょっとそれで本当に議論ができるかはお約束できんですけど。

ただ、例えば、基本設計出てきはしましたけど、議会としてこの基本設計でいっていい確認っていうのは、確かに手続的にはされてないんですよ。

だから、じゃこれで基本設計に対する議会としてのコンセンサスが取れたタイミングで——じゃあそれが、例えば6月なのか9月なのか、12月なのかかわからんですけど——そういったタイミングで実施設計に入りますということであれば、それ以上はなかなか言えんですけど。議会として、基本設計これでいっていい段階、これでいってなったときには。

単に2カ月ぐらい時間取ったらそれで整理（「ただ、あなたも知っているとおり、実施設計は基本設計があって、それに基づいて実施設計するわけでしょう。そのそもそもの基本設計がいかんとなってしまったらさ、ちょっと実施設計どころの話やなく、それ執行部がのむわけ。のまんやろうもん」と呼ぶ者あり）

ちょっと今の、マイク入ってないんであれですけど、本当思うのは、皆さんそんなに今の基本設計変えたくないですか。

もう、これで十分、ベストに近いと思っているんですか。要は、それで出てきている今の金額だったりとか機能だったりとか、と、思ってるってことですか、尼寺さんも。

尼寺省悟委員

いや、私は金額的に不安な面はあるったい。さっき言ったように65億円と言ってるけれども、例えば言ったようにね、ここの解体費用が10億円とどうのこうの言っとるけど、本当に10億円で済むかどうかと。すぐ、あなた20億円になったりしたらね、また駅整備と二の舞になって、やってみたら65億から70億、80億円になってしまったということに対する心配はそれはあるよ、もちろん。

松隈清之委員

いや、であればですよ、このまま実施設計に入る前に、もうちょっと詰めて。いや、そんなに金額が上がるんやったら、ほかんところ削るしかないんじゃないかとかっていう議論も必要になってくるじゃないですか。青天井で上がっていくぐらいなら。

だからそういう意味でも、このまま本当に行って、皆さんの何の不安もなく行けるんですかってことですよ。

西依義規委員

多分、僕も100人が100人きれいに納得する計画なんてないと思うんですよ、もちろん。けど、通常であれば、例えば基本設計に1年、実施設計に1年、余裕があるみたいな、通常ですけど。それをぎゅっと縮めて、けど、市役所の職員さんの側を考えると、多分それでよくできたと、褒められるかなと思うんですよ、普通は。こんな事業に10年もかかっているのに、これを5年でやろうと思うその事業スピードから、クオリティーが同じぐらいと仮定したら、いや、すばらしい、短期でやったなと思う。

市民の方はどっちかわからんですよ、僕は、役所でいくと10年かかるんやけどこれを5年でやった、おお、鳥栖市の職員、それはできたねっていう。議論をかけないかんのと作業が早かったのが、長ければ長いほど精度が上がるっっちゃう論法、もちろん一理あるとかもしれんけど、僕は逆に短めで、短期間で設計を終わらして発注、はそれは褒められるべきことでもあるのかなと思う。

私はそう思いますんで、あと、あくまで職務って分掌するわけやけん、あなたに任せたと
いう担当室なり担当課なり、担当職員の皆さんがしっかり考えて調整した中身だと思いま
すんで、それを全て、市役所、庁舎、福祉、教育、全部僕らが逐一っていうよりもある程度
一僕は、これで納得はいつてるんですけど、基本設計。

僕は、納得はいつてます。

松隈清之委員

それは、議員それぞれだからね。納得いつてる人もいれば、我々みたいに、これが、こ
がっていうところも含めて、金額も含めていろんな観点で納得いつてない人もおると
思うんですよね。

一つはね、言ったら議決していくんですよ。今回も、債務負担行為ではあるけれども
予算
ですよ。

今度、工事費も含めて予算なんです。言ったら議決する責任ってあるじゃないですか、
だから、僕も今回減額するとしても、だからっつって、じゃ実施設計今後一切認めない
とかっていつつもりでないのも皆さんわかってるとおり、いや、させないと言ってる
わけじゃないですよ。

要は、我々議会として、じゃあどこまでこの新庁舎建設に関して、ちゃんと今まで
関与
できてますかっていうことなんです。もちろん、職員の方は本当に、本来2年ぐら
いかけてやるやつを1年ぐらいで、それはコンサルが頑張ったのか、職員も頑張
ってるんですけどやりましたと。

じゃあ、それが本当にいいかどうかの議論って、議会でちゃんとやりましたか
ってこと
なんです。もちろん、西依委員みたいに、副委員長みたいに、いや、これで俺
はいいと思
う、そういう人もいるでしょう、もちろん。

だから、少なくともそうじゃないと思ってる人もいるわけですよ。

あくまで、これ議会だから、さっき僕が言ったのは、議会として、じゃこの基本
設計で、
もうこれでいいんじゃないかっていうことになったら実施設計に入るといいよ
って、それは僕らがじゃないですよ、やっぱりそれは議会の過半数であつたりが、
もうこれでいいんじゃないってなったタイミングであれば全然、それが7月であ
ろうと9月であ
ろうと実施設計に入ってもらっていいと思うんですよ。

だから、僕らが納得するかどうかじゃなくて、やっぱり議会として納得する
のであれば、
それはそれで進めざるを得んでしょう、当然。

ただ、今、納得するもなんも、今までこの件に関してちゃんと議論する時間
あり
ましたか
ってことなんです。議会としては。

中村直人委員長

いや、あのね、ちょっと経緯をさかのぼってほしいと思うんやけれども、健康スポーツセンターをつくりたいとかずっと言ってて、熊本地震が起きた。そのときにここで、庁舎建設を急ぐべきではないかと、決議をなさいとまでなって、決議をしたんよね。

だから、そのときの状況と違うというのは、2年延伸したというだけの話なのよ。じゃあ、延伸もしてないなら、もっと短期間にぼんぼんぼんぼん、コンセンサスをする、努力をする必要があったんよ。

それは議会側にも問題がある。決議をした議会側として、じゃそれを、コンセンサスをさせてくれという、そういう場を設けようとしてないから。

だから、そういう責任もきちんと持った上で物を言わないと、そのときそのときの場合当たり主義的に物を言うというのはね、ちょっと議員としても無責任な発言だと思うので、そこら辺もう少し、経緯というものをしっかり持ちながら、今日まで至った経緯も含めて、2年延びたからじゃゆっくりいいじゃないかだけの問題やなくて、延びなかったらそのまま、黙ってこれ認めていくということになるだろうもん。

そういうことではないようにしてほしいと言ってるんやったら、その間なぜ急がなかったのか。議会側としての責任も、これ必要だと思う。

だから、そういったものも含めてね、みんなやっぱりもう一度整理をしてほしいと思う。

ただ、場当たりに物を言うだけじゃなくて、そういった経緯のもとで今日があるということも含めてやってほしいと思う。

松隈清之委員

何であの決議したかっていうのは、当然一般質問でね、熊本地震の後に庁舎の問題どうするんだって市長に聞いたときに、10年作りませんって言ったんですよ。

だから、議会で、いやいや、あんな近くでね、大地震あったときに、この耐震性のない庁舎をこのままにしとくのかっていうのがあったんで、議会で、もう御協力いただいて決議したんですよ、それは間違いないですよ。

ただ、そのときに、たまたまこの有利な起債のやつがあったんですよ。国も、そういう制度をつくってもらってました。

それで、決議した後に、当然、市長がそこに方向転換するんですよ。その有利な起債のやつがあるからって言って、そこからばたばたそこに乗っていくわけなんですけれども。

それは、我々短時間で庁舎をつくれっていうことじゃなくて、いや、ちゃんと庁舎問題考えなきゃいけないですよっていうのはあるけれども、庁舎をつくるときにこんな議論、ばたばたばたばた進めていくのがいいとは思ってませんし、会派の中では僕も言いましたよ。有

利な起債もわかるけど、そこに縛られていい物できないよりは、ちゃんとした物をつくるために時間がかかっても、有利な起債が使えなくてもそういうちゃんとした時間をかけた議論をしたほうがいいんじゃないかっていうの、僕、一般質問等でもしてるんですよ。

それでも、執行部がそのスケジュールでやりたいっていうからやってきたし、実際、じゃあ基本設計出てきたのって年明けじゃないですか、議論しようと思ったって。

年明けですよ、出てきたのだから。それで、僕は、常識的に考えたら執行部側からね、延びたので、むしろ今のスケジュール感ではなくて、もうちょっと余裕のあるスケジュール感でやりたいって言うのが普通だと思うんですよ、本当は。このスケジュール見たって、すごくばたばたじゃないですか。

だから、委員長が、場当たりのだとか無責任だとかって言われるのは、それは委員長の考えなんで、それはそれで構わないですけど。議会としての責任を果たす機会が、時間があつたんだつたらそれはやっぱり限りなく果たしていくべきじゃないですか。(発言する者あり)

マイク入ってないからですけど、要は、有利な起債を使わなくてもでも時間をかけて議論しろっていうことを何で言わなかったっていう意味ですか、今のは。(「だから、協議の場はいっぱいできるはずでしょうって」と呼ぶ者あり)

協議、委員会でもしてたじゃないですか。(「してきたらしてきたなりに、それ言えばいい」と呼ぶ者あり)

ただ、設計、その都度その都度出てきたタイミングでやっていますよ。

ただ、今回言ってるのは、明らかに前提条件が変わったじゃないですかっていう話なんですよ。

だって今まで、平成32年度竣工のスケジュールでやらざるを得なかったからそこでやってきたわけでしょう。でもそこは、明らかに条件変わってるんだから、時間かけられる分はかけたらいんじゃないですか。

そんなにそこっておかしい話ですか。時間かけられるのにつけないっていうのは。

西依義規委員

いや、ここで聞いてれば言わんとする後ろ側も何となく、ニュアンスはわかるんですけど。

これを、例えば市民の方々が、議会、修正案とか、もしそういうパターンで、何で議員の人たちはこれば議論せなんて、今まで何しよっちゃったやろうとか、どっちかっていうとそっち側かなあ、と思うんですけど。もちろん、僕も含めて議員の責任ですね、議論を申し述べなかったのもそうやし。

けど、先ほど、僕はある程度この流れでもいいし、こうやって早くつくるべきかなと思うんで、このままでいいと今思ってるんで、ここの中ではいいですよ、ある会派がある会派が

でこうですけど、外から見ると、議会は、議論を尽くしてないんでっていう、きょういろいろいらっしやいますけど、そのなった場合に、どうなのかなっていう、そこ。

我々が一緒に、もしそれを我々も乗って、そうだと、この場所は絶対だめだとかくいはずももっと深くないといかんとかですよ。尼寺委員みたいに、もう六十何億円で傘をかけるとか、そういうわかりやすいようなのは僕も何か乗れるんですけど。

今の、もうちょっと議論しましょうは、どうなんかなあっていうのがちょっとあって。

松隈清之委員

例えば、65億円でね、もうアッパーやっぱかけましょうっていうのって、それなら乗れるっていう話ですけど（「それが、わかりやすいって。検討を会派でするにしても」と呼ぶ者あり）

いや、それだからどうかっていうことではないですよ。

さっきも言ったけれども、僕らが例えばここのこれがどうだからっていう話をね、したとしても、それは個人であったり会派だったりっていうことになるじゃないですか。

だから、根本的には、それだったら乗れるっていう受動的なことじゃなくて、もっと協議する、詰める時間があるのに利用しない、利用しようとしなくてのほうはむしろ不思議なんですよね。

いや、何の不都合がありますか。もしかしたらね、契約延長とかになって若干、もしかしたら、若干というか確実に設計費用は上がりますよ。上がるのは間違いないと思います。

だから、これがもうベストだって言い切れるんだったらそれはそれで一つの考え方だと思うんだけど、何で協議する、もっと議論する時間があるのにそうしようとしなくてのほうはむしろ不思議なんですよね。

いや、そこでもう一つつけ加えて言わせてもらおうと、そこでね、いやいや、もうそれしよったら有利な起債受けれんやんというのがあるならわかる、あるなら。だから、今まではそれだったんだから。

尼寺省悟委員

私は、基本的にね、65億円という形で引いて、そして今の基本設計でやっていって、ことさらどこそこがいかんというふうには思わない。

だから、いかんということであつたらね、いいけれども、ここがあそこがいかんというふうに基本的に思ってないわけよ。

それよりも、一番危惧するのは、さっきも言ったようにね、鳥栖駅周辺整備の二の舞っちゅうかね、さっきも言ったみたいに10億円かかると、本当は20億円かかるかもしれんと、結果65億円でね、70億、75億円になること自体が一番危惧してるわけ。

ただそれは、どの地点でわかるかというのはさ、実際やってみて、実施設計とかやってみてその中で詰めてみないと出てこんわけやろ。それで、出てきたら70億円になってみたら、これいかんという形でフィードバックして、もう一回ね、縮小するとか。

そういったところを（「そのほうが、すごい手戻りじゃないですか」と呼ぶ者あり）

いや、断念するよりはましやろうもん、断念するよりは。（「ほぼほぼ断念ですよ、それは」と呼ぶ者あり）

断念するわけ。

いやいや、だから、縮小、私はすべきだと思うわけたい。

だから、今の地点で基本設計をいじくって、ここがいかん、あそこがいかんという形で言われるならばね、いいかも。例えばね、そこから歩いたら遠いたいね、バスのそこまで行くまでに非常に遠いと、だから困る。

それならば、例えばバス停をこっち持ってくるとかね、例えばの話たい。そういったことっちゅうのは、今後の実施設計の中でそれはできるわけやろ。できんのかな。

例えばの話ばってんね、今、ぱっと思うのは、遠いと。

松隈清之委員

それは、実施設計の中でできるかもしれんし、でもそういうことも今確認してないわけでしょう。

実施設計の中でできるのか基本設計で何かしなきゃいけない、バス停だけに限らずですよ。結局、このまま進んでいってという確たる根拠もないわけじゃないですか。

だから、さっき言ったように、もしかしたら1、2カ月で終わる議論かもしれんし、もっと長くかかるかもしれんけれども、そこも含めてすんなり、はい、すぐ4月から発注、実施設計発注しますってなるよりは時間をかけたほうがよくないですか、そこは。（「そしたらさ、言われたように2カ月、3カ月、基本設計のところまでいじくった形で議論していくと。基本設計までいくかどうかは別として、いじくるかどうかは別としてそういった形で、あと2カ月とか3カ月、それぐらい時間的余裕は」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

違約金は、さっき言ったように、債務負担行為をかけてるんで執行できるから、要は契約期間が延びる契約変更なんですよね、するとしたら。

例えば、今までは6月に全部実施設計は終わる予定にしてたから、そういう金額で契約してるけど、恐らく期間が延びるとなると契約、終わりの時期を先延ばしにするんで、契約変更するんで、この間、駅でもやったじゃないですか。要は、契約期間が延びることによる契約変更で上乗せは当然あるでしょう、それは。

だから、違約金っていう話じゃないですよ、執行できるから。

齊藤正治委員

今の庁舎の進め方は、先ほどから議論になってますけど、平成32年度までに建設するというような状況のもとに執行部はずっとそれで進めてきたということは事実でしょうけれども。

基本的にこれ見てみますと、建築が1年半ぐらいなんでしょうけれども、これ非常に厳しいきつきの条件であろうというように思っております。

それから、もう一つは、オリンピックがあるわけですね、2020年。これが過ぎますと、恐らく人件費、あるいは材料等は安くなるだろうということで、当初から10億円の助成はあるけれども、逆に言えば、そのあとに建てたら10億円取り戻すんじゃないかというようなことも話としてはあっておったっていうところでございまして、もともと平成32年に建築をしなきゃいけなかったっていう発想が、ことしに入って平成32年度までに、先ほどから言ってる変更にかようなふうな経過措置が取られておるということについて、本来は執行部からやっぱり議会側に、当然その説明等々があってしかるべき話であろうというように思ってるわけですから。

それがなかったまま今回を迎えているっていうことで、それだけ2年間、経過措置が延びたということは、2年間余裕ができたというふうに思って、よりいい物をつくっていくんだということに、やっぱり考え方としては変えていっても決しておかしいことではなからうと。

建てるのか建てないのかって話じゃなしに、よりいい物をどうやってつくっていくかということ、やっぱり市民の税金を預かってる議会はきちんと議論をしていったほうがいいんじゃないかというように思っておりますけれども。

西依義規委員

市民の方々からどう、結局、今回の議決、修正可決なり否決なり、最後業務執行するんですよね、ちゃんと、もう執行部はするんですよ、これを。

することっていうことは、結局この議決は、変化は及ぼさないんですよ。ただ、メッセージ性だと思うんですよ。

市民にどういうメッセージを与えるか、この議決によってっていうことで、そのメッセージが、何回も言いますが、これは高過ぎるとかはメッセージ性があると思うんですよ。

だけど、議論が尽くされてないというメッセージ性は僕はないと思うんですよ、市民に。短かったけん悪い、長かったけんっていうのもあんまり納得いかないんで、やっぱりメッセージ性としては、庁舎建設ちょっと待ただと思えるんですよ。市民が受けるメッセージは。

ああ、駅舎もとまった、市庁舎もとまったっていうメッセージがそういうふうに、誤解じゃないですけど、流れてしまう危惧は相当ありますんで、もちろん執行部が強制的に多分するで進んで行くけど、議会はメッセージを投げかけるんで、そこを僕はしっかりしたいなと

平成31年 3月11日（月）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田 寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本 和彦
総務課庶務防災係長		古賀 庸介
総務課長補佐兼文書法制係長		江下 剛
財政課	長	姉川 勝之
総務部次長兼契約管財課長		三橋 和之
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原 有高
庁舎建設課	長	古澤 哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長		田中 秀信
会計管理者兼出納室長		吉田 秀利
議会事務局	長	緒方 心一
監査委員事務局	長	古賀 和教
企画政策部	長	石丸 健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛 晃之
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長		田中 大介
企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長		藤川 博一
情報政策課	長	野下 隆寛

教		育		長	天	野	昌	明
教		育	次	長	白	水	隆	弘
教	育	総	務	課	長	江	寄	充
教	育	総	務	課	長	眞	子	寛
学	校	教	育	課	長	平	川	富
生	涯	学	習	課	参	事	竹	下
								徹

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査

- 議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
- 議案甲第3号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例
- 議案甲第4号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

〔総括、採決〕

報 告（総務部総務課）

組織機構の見直しについて

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

5人

7 その他

議員傍聴 1人

池田 利幸

午前 9 時 59 分開議

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

本日は、総括から入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。



総 括

中村直人委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて総括的に御意見等がありましたら発言をお願いいたします。

松隈清之委員

議案乙第 8 号 平成 31 年鳥栖市一般会計予算中ですね、新庁舎建設の実施設計の予算、上がっております。

これについては、質疑の中でもさせていただきましたが、もともとのスケジュールである平成 32 年度中に建設をするということに関して、制度的に、平成 32 年度までに実施設計に着手すれば、同じく有利な起債が受けられるという条件の変更もありましたんで、これに対してはもうちょっと議会も含めて幅広い意見を聴取して、よりよいものをつくっていくべきだという主張もさせていただきました。

自由討議の中で、いろいろ委員さんの御意見もお伺いしましたけれども、いろんな考え方はあると思ひます。その中で、やはり我々としては、せつかく国としても条件の緩和ということで、時間が取れましたんで、改めてですね、執行部にその時間を取るような考えがあるのか、考えをお伺ひしたいなというふうに思ひます。

野田寿総務部長

おはようございます。

ただいま、松隈委員から御指摘を受けましたとおり、実施設計の期間っていうんですかね——については、期間的な余裕が出てきておりますけれども、今後設計を行っていく中におきましても議会からの御意見をいただく時間、機会を設けまして、丁寧に進めてまいりたいというふうにご考慮しております。

松隈清之委員

ぜひ、議会もですし、当然庁内も含めて、やっぱり職員さんの中にはそういう情報が回覧とかの形で回ってくるけれども、なかなか意見を言う機会、その時間も十分取れてないっていう部分もありますんで、当然議会も含めてですが、それを実際に使われる職員の皆様方の御意見等も、ぜひ幅広く聞いていただきたいと思います。

また、委員長におかれましては、そのための時間についても、ぜひ御検討いただきたいと思います。

終わります。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

総括を終わります。(発言する者あり)

訂正します。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

視察等で、医療的ケアの現場を見させていただきましたが、やっぱり鳥栖市に、階段昇降機が1つもないっていうところでは、課題があると思っておりますので、ぜひ御検討していただいて、導入に向けてお力をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

採 決

中村直人委員長

これより、採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

中村直人委員長

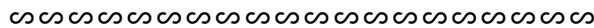
採決につきましては、給与関係の議案がございますので甲議案全てを先に諮り、その後に乙議案を図りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、議案甲第2号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議案のとおり可決いたしました。



議案甲第3号 鳥栖市特別職職員 of 諸給与条例の一部を改正する条例

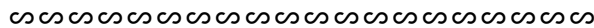
中村直人委員長

次に、議案甲第3号 鳥栖市特別職職員 of 諸給与条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第4号 鳥栖市職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第4号 鳥栖市職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



**議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

中村直人委員長

次に、議案甲第20号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第22号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中村直人委員長

次に、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、議案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

oo

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

oo

中村直人委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

松隈清之委員

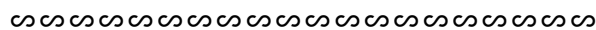
一任で結構なんですけれども、先ほどやりとりの中でございました、庁舎建設に対して時間、機会を設けるということにつきましては、ぜひ報告の中で盛り込んでいただきますよう

お願い申し上げます。

中村直人委員長

それは、当然行うこととしておりますけれども、委員長報告できたら本会議前に、ちょっと寄っていただいて配付する可能性もあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



報 告（総務部総務課）

組織機構の見直しについて

中村直人委員長

それでは、終わりましたけれども、議案外ですけれども、執行部から報告事項がありますのでこれを受けたいと思ひます。

それではお願ひします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

御報告を1件、申し上げます。

組織機構の一部見直しということでございます。

内容といたしましては、現在、佐賀県の肥前さが幕末維新博覧会がございまして、それが閉会をしております。その関連事業も終了ということで、今現在、産業経済部の商工振興課のほうに設置をしております幕末維新博覧会事業推進室を3月末をもって廃止ということでございます。

それともう一点、味坂スマートインターチェンジの設置に係る接続道路等の関連事業を円滑に行うために、産業経済部建設課内に4月1日からスマートインターチェンジ推進室を設置する予定でございます。

その2点でございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ただいま報告がありましたけど、何か質問等ありましたら。

よろしいですか。

それじゃあ議案外の報告を（発言する者あり）

もう一件あるの。

平川富久学校教育課長

委員会の中で、飛松議員様のほうから御指示のありました小学校のスクールカウンセラーに係る相談件数及び相談延べ人数の資料をお配りしております。そこに書いておりますとおり、教職員の相談も大変多うございます。

相談内容についても付しておりますので、どうぞ御確認をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

中村直人委員長

この件について。

松隈清之委員

資料いただきました。ありがとうございます。

ただ、見ると、学校によって非常に教職員の割合にばらつきがありますよね。これは、それなりに何らか分析というか、評価はされていますか。

平川富久学校教育課長

御指摘のとおり、ばらつきが大変多うございますので、詳細にわたっては各学校に聞き取りをして、対応すべき事項があれば対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

すごく、極端に差がありますよね。

相談件数も延べ人数もそうなんですけれども、高いところは70%超えてますし、低いところは10%台とかですね。これがどういうことを意味するのかっていうのは、結構大事なことだと思うんですよね。

だから、相談しやすいから多いのかどうかかわからんですけれども、あるいは、学校として抱えている問題があるのかどうかかわからんですけれど。当然、教職員が悩みを抱えてるっていうことは、非常に運営上問題があると思いますんで、これ平成29年度なんですけれども、平成30年度の状況とか含めて、ぜひ何らかの対応をお願いしたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、以上で執行部からの報告等については終わらせていただきます。

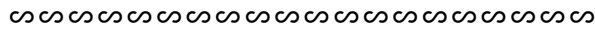


中村直人委員長

以上で、総務文教常任委員会の付託関係分は全て終わりますけれども、議案外で何かありましたらお願いしたいんですが。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。



中村直人委員長

それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成31年3月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時11分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 印

